

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 21:00

宛先:

添付ファイル: 1理田案.jtd (31 KB); 2用例集案.jtd (551 KB); 3参照条文集.jtd (103 KB); 5本法案と秘密保全に関する現行法との対照表.jtd (188 KB); 6法律概要(一枚).doc (45 KB); 7法律概要(三枚).jtd (45 KB); 8-1法案概要等.jtd (155 KB); 8-2法案概要等(別表).jtd (85 KB); 9新旧対照条文.jtd (27 KB); 10新旧対照表(内閣法改正).jtd (41 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

- ～
- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
  - 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
  - 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
  - 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
  - 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
  - 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
  - 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
  - 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
  - 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
  - 第39回 : 7月23日に資料持込み
  - 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
  - 第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:58

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (711 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 兼、[redacted] 兼

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[redacted]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [redacted])

E-Mail [redacted]  
.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:57

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (731 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail [REDACTED]  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:57

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (711 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:57

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 櫻井 壮太郎(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (711 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:57

宛先:

添付ファイル: 経産官.zip (711 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:56

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (730 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:56

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (711 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:56

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (711 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、XXXXXXXXXX様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

XXXXXXXXXX  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 XXXXXX)

E-Mail: XXXXXXXXXX  
.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第41回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月8日 20:55

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (730 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第41回)を8月9日(木)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけましたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail [REDACTED]  
.....

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年8月9日

- 理由案
- 用例集案
- 参照条文集案
- 参考資料集案
- 特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表
- 法案概要（一枚）
- 法案概要（三枚）
- 法案概要等案
- 新旧対照条文（国家公務員法整備法による本法の改正関係）
- 新旧対照条文 附則第七条及び第八条による内閣法の改正関係

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）（案）

## 【用例集】 （案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」  
ぎょうせい「現行法令インターネット版」  
官報

平成24年〇月  
内閣官房

### 目 次

【第一条関係】

- 「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もつて…することを目的とする」の例
- 「この法律は、…に関し必要な事項を定めることにより…を図り、もつて…」の例
- 「この法律は、…もつて…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例
- 「国際情勢」の例
- 「複雑」の例
- 「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例
- 「国及び国民の安全」の例
- 「安全の維持」の例
- 「…に係る情報」の例
- 「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例
- 「危険性増大」の例
- 「…（し）ている中で」の例
- 「政府…責務を果たすため」の例
- 「…に関する責務」の例
- 「我が国の防衛」の例
- 「外交」の例
- 「公共の安全と秩序の維持」の例
- 「特に秘匿することが必要であるもの」の例
- 「情報…収集（し）、整理（し）及び活用（する）」の例
- 「…の保護に関し必要な…」の例
- 「漏えいの防止」の例

【第二条関係】

- 「この法律において、…「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう」の例
- 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例
- 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八

- 十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例
- 「国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。」の例
- 「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例
- 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例
- 「…で、…その他政令で定めるもの」の例
- 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例
- 「国の安全保障」の例
- 「国の領域…の保全」の例
- 「国民の生命…身体…保護」の例
- 「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例
- 「外国との間で」の例
- 「問題…生じ」の例
- 「問題の解決」の例
- 「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例
- 「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例
- 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例
- 「…する行為を行う」の例
- 「…を行う活動」の例
- 「国の利益」の例
- 「…の利益を図る目的で」の例
- 「…目的で行われる…」の例
- 「行われる活動」の例
- 「活動であつて（…）次に掲げるもの」の例
- 「保護を要する」の例
- 「情報を…方法により…取得する」の例
- 「不当な方法」の例
- 「大量破壊兵器関連の物資」の例
- 「国際取引」の例

- 「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例
  - 「国の安全を害する」の例
  - 「著しく害し」の例
  - 「著しく害するおそれのある」の例
  - 「害し、又は害するおそれのある」の例
  - 「テロリズム」の例
  - 「緊急事態」の例
  - 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例
  - 「…であつて、…その他これに類するもの」の例
  - 「…する行為が発生した事態」の例
  - 「被害の発生又は拡大の防止」の例
  - 「抑止」の例
- 【第三条関係】 22
- 「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関（…）」の例
  - 「行政機関の長（…の政令で定める機関にあつては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。（…）」の例
  - 「に該当する事項」の例
  - 「その選任が…与えるおそれのあるもの」の例
  - 「に著しく支障を与える」の例
  - 「おそれがあるため」の例
  - 「特に…ことが必要」の例
  - 「秘匿する」の例
  - 「…に通知すること」の例
  - 「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例
  - 「他の行政機関」の例
  - 「…と…との共有に係る…」の例
  - 「…に係る事項」の例
  - 「当該他の行政機関の長」の例
  - 「…は、…指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例
  - 「協議を経て…」の例
  - 「警察庁長官は、…」の例

- 「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例
  - 「…都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長」の例
- 【第四条関係】 29
- 「…は、…する場合において、…から起算して…年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例
  - 「有効期間が満了する時において」の例
  - 「…の規定により延長した…」の例
  - 「要件を満たす場合には、…」の例
  - 「有効期間を延長するものとする」の例
  - 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例
  - 「要件を欠くに至つた」の例
  - 「…は、…と照料するときは、その旨を…通知するものとする」の例
  - 「…と照料するときは、速やかにその旨を…」の例
  - 「速やかに…通知するものとする」の例
- 【第五条関係】 32
- 「事項に該当」の例
  - 「…に該当するものに限る」の例
  - 「…の定めるところにより」の例
  - 「都道府県警察の職員のうち」の例
  - 「契約業者」の例
- 【第六条関係】 34
- 「…できる者は、…者であつて、…に該当するものとする」の例
  - 「直近に…（さ）れた（もの）」の例
  - 「適性（を有する）」の例
  - 「通知をした日から…年（月、日）を経過」の例
  - 「職を占める者」の例
  - 「任命の方法」の例
  - 「職務の特性」の例
  - 「…に係る犯罪の捜査」の例

- 「…ことが必要な事務」の例
  - 「偶発的」の例
  - 「行うこととなる（事務）」の例
  - 「同意を得た上で」の例
  - 「各号に掲げる事項ごとに」の例
  - 「…に結び付くおそれのある特定の…」の例
  - 「おそれのある事実」の例
  - 「…するため必要最小限度の」の例
  - 「…月（年）を超えない期間内において」の例
  - 「…をもって充てることとされている」の例
  - 「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例
  - 「取り扱うべき」の例
  - 「…べき旨の条件を付（附）する…」の例
  - 「法人その他の団体…事業を行う個人」の例
  - 「役員、職員その他の従業者」の例
  - 「代理人、使用人その他の従業者」の例
- 【第七条関係】 42
- 「あるかどうかという観点から」の例
  - 「観点から評価を」の例
  - 「評価を実施（する）」の例
  - 「…ことが見込まれる者」の例
  - 「…となつた者」の例
  - 「…を経過した（していない）者」の例
  - 「適切かつ確実に」の例
  - 「犯罪…経歴」の例
  - 「情報の取扱い」の例
  - 「非違」の例
  - 「薬物…濫用」の例
  - 「薬物…影響」の例
  - 「精神…状態」の例
  - 「飲酒についての節度」の例
  - 「信用状態」の例
  - 「経済的な状況」の例

- 「…を効率的かつ効率的に行う（実施する）」の例
  - 「…する（した）ときは、…した上、…なければならない」の例
  - 「告知した上」の例
  - 「必要な範囲内において」の例
  - 「知人その他の関係者」の例
  - 「…に対し資料の提出を求め」の例
  - 「公務所又は（若しくは）公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例
  - 「実効性の確保」の例
  - 「円滑な実施の（を）確保」の例
  - 「妨げない範囲内において」の例
  - 「…を希望しない旨を申し出た場合」の例
- 【第八条関係】 52
- 「特段の事情」の例
  - 「仮に…ことができる」の例
  - 「…があると認めるべき事情」の例
  - 「その時点」の例
  - 「疑いを生じ」の例
  - 「生じさせるおそれがある」の例
  - 「おそれがある事情」の例
- 【第十一条関係】 55
- 「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはならない」の例
- 【第十二条関係】 55
- 「身分取扱い」の例
  - 「…について権限を有する者」の例
  - 「…を理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例
  - 「使用し、又は使用していた」の例
  - 「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

- 【第十三条関係】 . . . . . 57
  - 「…の実施について準用する」の例
- 【第十五条関係】 . . . . . 58
  - 「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令(省令)で定める」の例
- 【第十六条関係】 . . . . . 58
  - 「この法律の適用に当たつて(あたつて)は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつて(あつて)はならない」の例
- 【第十七条関係】 . . . . . 58
  - 「取り扱うことを義務とする者」の例
  - 「業務により知得」の例
  - 「知得した…秘密」の例
  - 「秘密を漏らした」の例
  - 「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例
  - 「しなくなつた後においても、同様とする」の例
  - 「前項の場合を除き」の例
  - 「その職を退いた後においても、同様とする」の例
  - 「前…項の罪の未遂は、…罰する」の例
  - 「過失により…の罪を犯した者」の例
- 【第十八条関係】 . . . . . 61
  - 「次に掲げる行為により…」の例
  - 「秘密を取得」の例
  - 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例
  - 「財物の(を)窃取」の例
  - 「施設への(に)侵入」の例
  - 「施設若しくは(又は)設備」の例
  - 「施設を損壊」の例
  - 「設備を損壊」の例
  - 「錠を(…)はずし(す)」の例

- 「秘密を保有する」(「保有する…秘密」)の例
- 「保有する行政機関」の例
- 「同意なく」の例
- 「送信する機能」の例
- 「録画の機能」の例
- 「録音の機能」の例
- 「機能を有する機器」の例
- 「設置する行為」の例
- 「施設又は施設の区画された部分」の例
- 「音声…に係る情報」の例
- 「…により…情報を取得」の例
- 「取得する行為」の例
- 「有線電気通信」の例
- 「傍受」の例
- 「通信を(の)傍受」の例
- 「電気通信」の例
- 「暗号」の例
- 「…を用いた…」の例
- 「通信(…)内容」の例
- 「内容を(…)復元する」の例
- 「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」の例
- 「正当な理由がないのに…」の例
- 「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した(する)」の例
- 「その他の保有者の(…)管理を書する行為」の例
- 「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例
- 【第十九条関係】 . . . . . 74
  - 「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例
- 【第二十条関係】 . . . . . 74
  - 「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀し

- 「…の例」の例
- 【第二十一条関係】 . . . . . 74
  - 「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例
- 【附則第一条関係】 . . . . . 74
  - 「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成…年法律第…号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例
- 【附則第二条関係】 . . . . . 75
  - 「章名を改める例
  - 「条を削つて、後続する条を繰り上げる例
- 【附則第三条関係】 . . . . . 75
  - 「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において…条の規定による改正前の…」の例
  - 「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例
  - 「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例
- 【附則第四条関係】 . . . . . 76
  - 「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
  - 「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
  - 「…としていた」の例
  - 「…としなくなつた」の例
- 【附則第五条関係】 . . . . . 77

- 「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例
- 【附則第六条関係】 . . . . . 78
  - 「号を追加し見出しを改める例
- 【別表第一号関係】 . . . . . 78
  - 「計画」、「研究」を並列的に用いている例
  - 「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例
  - 「仕様」、「性能」を並列的に用いている例
  - 「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例
  - 「製作」、「修理」を並列的に用いている例
  - 「検査」、「修理」を並列的に用いている例
  - 「検査」、「試験」を並列的に用いている例
  - 「修理」、「試験」を並列的に用いている例
  - 「設計」、「性能」を並列的に用いている例
- 【別表第二号関係】 . . . . . 81
  - 「重要(な)施策」の例
  - 「施策の方針」の例
  - 「外国の政府…国際機関」の例
  - 「政府との交渉」の例
  - 「国際機関との交渉」の例
  - 「交渉の内容」の例
- 【別表第三号関係】 . . . . . 83
  - 「緊急事態に対処するための計画」の例



【第二条関係】

「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もつて…することを目的とする」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もつて国民の健康を保護することを目的とする。

「この法律は、…に関し必要な事項を定めることにより…を図り、もつて…」の例

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もつて沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2、3（略）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一、六（略）

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八、二十九（略）

「複雑」の例

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

（機構の業務の特例）

第三条 機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、六（略）

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八（略）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（目的）  
第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

「この法律は、…もつて…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「国際情勢」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百二十六号）（抄）

（緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求）

第四十条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条に規定する業務又は機

（審理の計画）  
第四百七条の三 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2、4（略）

「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例

○司法制度改革推進法（平成十三年法律第一百十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基礎の整備（以下「司法制度改革」という。）について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

「国及び国民の安全」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について

定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(政府の責務)

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することを挙げて、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

「安全の維持」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(抄)

(国家公安委員会等との関係)

第四十七条 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五条、第六条、第七条第一項若しくは第五項(第八条

2 (略)

(北海道農政事務所)

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2・3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十二年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公

第四項、第三十条第三項(第三十二条第二項において準用する場合を含む。))及び第三十八条第三項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第八條第一項、第九條、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第四項若しくは第八項、第二十四條若しくは第二十九條第一項若しくは第二項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項若しくは第五項(これらの規定を第三十二条第二項において準用する場合を含む。))、第三十二条第九項(第三十二条第二項及び第四十条第四項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三十三条第一項若しくは第三十七條、第三十八條第一項、第三十九條、第四十條第一項若しくは第三項(これらは第四十一条第一項の規定の運用に関し、国土交通大臣に意見を述べる事ができる。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号)(抄)

(入港禁止の決定)

第三条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。

2・3 (略)

「に係る情報」の例

○農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄)

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二・六 (略)

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)

(情報通信国際戦略局の所掌事務)

第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること

三・十八 (略)

(宇宙通信政策課の所掌事務)

第七十一条 宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること

二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

三・四 (略)

「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)(抄)

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の



策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することとができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(研究開発の推進)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

「危険性：増大」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第二項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

(抄)

(合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

「…に関する責務」の例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 (略)

「我が国の防衛」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者（捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であつて政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと

2 (略)

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

(通則)

第二十四条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一（八）(略)

九 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。

十・十四 (略)

「…(し)ている中で」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが重要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

「政府：責務を果たすため」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）

四 (略)

「外交」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

第九条 (労働契約)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三（六）(略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（六）(略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (2) (略)

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ (略)

「公共の安全と秩序の維持」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であることと、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとともに、我が国が海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録に記載に従って利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一（略）
- 二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 三（略）
- 四（略）
- 五（略）

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛に上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

二（略）

「情報：収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二（略）
- 三（略）
- 四（略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「…の保護に関し必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第九十条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百十九條第二項の管理責任者をいう。）管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百十五條第一項の管理団体をいう。）又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（抄）

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条（略）

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

第三十八条（略）

厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【第二条関係】

「この法律において…「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一六 (略)

二 八 (略)

- 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例
- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 一六 (略)

二 八 (略)

- 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例
- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 一六 (略)

おいて準用する場合を含む。)の特別の機関」の例

- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一三 (略)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 一六 (略)

二 八 (略)

- 「…で、…その他政令で定めるもの」の例
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)(抄)

別表第二(第三条関係)

一 (略)

二 国際連合の総会によつて設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの

三 (略)

- 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例
- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(定義)

二 八 (略)

- 「国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。」の例
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十二年法律第八十六号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 一 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。)並びに警察庁

三 一四 (略)

二 (略)

- 「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例
- 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一 (略)

二 一 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 一六 (略)

二 八 (略)

- 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項に

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一四 (略)

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 (略)

二 八 (略)

- 「国の安全保障」の例
- 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ 二 (略)

二 一二十九 (略)

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)(抄)

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

二 (略)

- 「国の領域…の保全」の例
- 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(抄)



第三條 (基本方針) (略)

基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、非他地的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

「国民の生命・身体・保護」の例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号) (抄)

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づき所要の避難の指示が要避地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

「外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)」の例

外務省設置法 (平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その

に努めなければならない。

「問題の解決」の例

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律 (平成二十一年法律第九十九号) (抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) に基づき医療の給付を受けるための認定に関する旨直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に原告の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容及び、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 (平成十九年法律第五十二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関すること。

「外国との間で」の例

非他地的経済水域及び大陸棚に関する法律 (平成八年法律第七十四号) (抄)

(非他地的経済水域)

第一条 (略)

2 前項の非他地的経済水域(以下単に「非他地的経済水域」という)は、我が国の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ)から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線(その線が我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合つている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ)を超えているときは、その超えている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線)とする)までの海域(領海を除く)並びにその海底及びその下とする。

「問題…生じ」の例

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律 (昭和五十二年法律第七十四号) (抄)

(自主的解決の努力)

第四条 大企業者の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るよう

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができ

「…する行為を行う」の例

株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) 第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとし

て財務省令で定める法人をいう。  
五、十四 (略)

○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法 (平成二十三年法律第百十二号) (抄)

(接触等の報告)

第六条 委員長及び委員は、利害関係者 (原子力損害の賠償に関する法律 (昭和三十六年法律第百四十七号) 第二条第三項に規定する原子力事業者 (以下「原子力事業者」という。)) 及び原子力事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者、国家公務員法 (昭和三十二年法律第百二十号) 第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員及び同条第三項に規定する特別職の職員のうち両議院の議長が協議して定める者その他両議院の議長が協議して定める者をいう。以下同じ。) に関し、次に掲げる行為を行ったときは、各月ごとに、利害関係者の名称又は氏名、当該行為の概要、当該行為を行った年月日その他両議院の議長が協議して定める事項を記載した報告書を、当該月の翌月の初日から七日以内に、両議院の議長に提出しなければならない。ただし、私的な関係 (委員長又は委員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。) がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑念又は不信を招くおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

一、三 (略)  
2、3 (略)

「...を行う活動」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号) (抄)

(震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得

に関する法律 (平成十一年法律第六十号) (抄)

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、一 (略)  
二、後方地域捜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為 (国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。) によつて遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動 (救助した者の輸送を含む。) であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三、四 (略)  
2、3 (略)

「国の利益」の例

○深海底鉱業暫定措置法 (昭和三十七年法律第六十四号) (抄)

(趣旨)

第一条 (略)  
2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置くこととするものではなく、また、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない。

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和三十四年法律第四十六号) (抄)

(相手国等への情報提供)

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局 (以下この条において「相手国等税務当局」という。) に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

税額の特別控除)

第八条 (略)

2 個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動 (第四項において「被災者支援活動」という。) に必要な資金に充てられるもの (被災者特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人又は共同基金連合会に対して支出するものに限るものとし、所得税法第七十八条第一項 (前項の規定により適用される場合を含む。) の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定震災指定寄附金」という。) について、その年中に支出した当該特定震災指定寄附金の合計額 (当該合計額にその年中に支出した特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額 (以下この項において「他の震災関連寄附金等の金額」という。) を加算した金額が、当該個人のその年分の同条第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額 (次項において「総所得金額等」という。) の百分の八十に相当する金額を超える場合には、当該百分の八十に相当する金額から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額) が二千元 (その年中に支出した当該他の震災関連寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額) を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額 (当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額 (租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。) を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額 (当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を限度とする。

3、6 (略)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置

一、三 (略)

四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 (略)

「...の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成十一年法律第百四十七号) (抄)

(役員又は構成員等の禁止行為)

第九条 (略)  
2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、四 (略)  
五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) (抄)

(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為 (当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。) を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

一 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「目的で行われる」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一（略）

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三・四（略）

2・3（略）

「行われる活動」の例

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条（略）

イ（略）

四（略）

2（略）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事業」という。）の強化を旨とした事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

5（略）

8 この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを旨とした事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを旨とした事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

9（略）

「保護を要する」の例

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）（抄）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心

2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。

一（略）

八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際的平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加すること以上の国及び国際連合によつて実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

九（略）

3（略）

「活動であつて、次に掲げるもの」の例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二（略）

三 環境の保全を通して人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2（略）

「情報を方法により取得する」の例

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第一条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得す



ることができると。  
ロ・ハ (略)  
二・十 (略)

「不当な方法」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和二十九年法律第六十六号) (抄)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 (略)

2・3 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 (昭和二十七年法律第三十八号) (抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密 (合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 (略)

「大量破壊兵器関連の物質」の例

たものを除く。)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第十七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物質、武器その他の物質であつて政令で定めるもの

ロ 北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第十七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物質、武器その他の物質であつて政令で定めるもの

二・四 (略)

「国際取引」の例

○絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令 (平成五年政令第十七号) (抄)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十條第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第六十七條の許可を受けて輸入された個体 (当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官 (当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。 ) 又は加工品 (当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。 ) であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ (略)

ロ 絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、当該輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体 (当該取得又は輸入に係る個体から生じた

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法 (平成二十二年法律第四十三号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物質、武器その他の物質の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていること等を踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 、関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐると同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物 (我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八條第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられていないもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二條の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受け

た器官等を含む。)、器官 (当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。 ) 又は加工品 (当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。 ) であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ (略)

○輸出入取引法 (昭和二十七年法律第二百九十九号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「不正な輸出入取引」とは、左に掲げるものをいう。

一・三 (略)

四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出入取引であつて、政令で定めるもの

「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例

○経済産業省組織令 (平成十二年政令第二百五十四号) (抄)

(安全保障貿易管理課の所掌事務)

第五十三條 安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務 (第五十條第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

○外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

(役務取引等)

第二十五條 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術 (以下「特定技術」という。)を特定の外国 (以下「特定国」という。)において提供すること

を目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5・6 (略)

「国の安全を害する」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)(抄)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 (略)

二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 (略)

2・3 (略)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 (略)

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関する事。

イ・ロ (略)

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五 (略)

3・4 (略)

○母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)(抄)

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 (略)

2 (略)

「害し、又は害するおそれのある…」の例

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(抄)

(任務及び所掌事務)

第五条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 (略)

六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案(以下「広域組織犯罪等」という。)に対処するための警察の態勢

地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び取用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

「著しく害し…」の例

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

「著しく害するおそれのある」の例

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(抄)

(任務及び所掌事務)

第五条 (略)

に關すること。  
イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案  
ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案  
七(略)

3・4 (略)

「テロリズム」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 (略)

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の變化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一 (略)

「緊急事態」の例

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)



第二条第二項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。  
 )により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。))の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。

三十二 (略)  
 (原子力緊急事態宣言等)  
 第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一・二 (略)  
 2 4 (略)  
 ○安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)(抄)  
 (内閣総理大臣の諮問等)  
 第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

(緊急対処事態対処方針)  
 第二十五条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に処置することが必要なものをいう。以下同じ。))に至つたときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。))を定めるものとする。

2 12 (略)  
 ・ 「被害の発生又は拡大の防止」の例  
 ○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)  
 (消費者への注意喚起)  
 第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 3 (略)  
 ・ 「抑止」の例  
 ○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)  
 (目的)  
 第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)  
 第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)  
 ・ 「…であつて、…その他これに類するもの」の例  
 ○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)  
 (役務取引等)  
 第二十五条 (略)  
 2 4 (略)  
 5 居住者は、非居住者との間で、役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。))であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。))を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 (略)  
 ・ 「…する行為が発生した事態」の例  
 ○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

及び国民生活にとつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

【第三条関係】  
 ・ 「行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては(…))当該行政機関。(…)」の例

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(抄)  
 (国際戦略総合特別区域計画の認定)  
 第十二条 (略)  
 2 8 (略)  
 9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制についての規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。))に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 13 (略)  
 ○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第五十二号)(抄)  
 (復興推進計画の認定)  
 第四条 (略)

2 7 (略)

8 興特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の解釈の機関である場合にあつては、当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関の長(以下同じ。)に對し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に對し、速やかに回答しなければならない。

9 11 (略)

・ 「行政機関の長(…の政令で定める機関にあつては(…)その機関ごとに政令で定める者をいう。…)」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有する個人情報の過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に對し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に對し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

・ 「に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)(抄)

(特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等)

第九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4 7 (略)

○漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)(抄)

(漁港の保全)

第三十九条 (略)

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 8 (略)

・ 「おそれがあるため」の例

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)(抄)

・ 「に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二十一号)(抄)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に對し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士上の業務への従事の状態(弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。)について、報告を求めることができる。

4 5 (略)

○地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)(抄)

(関連事業計画に基づく事業を実施した者に対する補助)

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に對しその事業に要する費用を補助した場において、当該都道府県に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

・ 「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)(抄)

(秘密区分)

第一条 (略)

2 前項の「秘密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に對し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとする。

2 5 (略)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)(抄)

(緊急時における対応)

第二十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に對処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 3 (略)

・ 「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)(抄)

(広域的地域活性化基盤整備計画)

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 拠点施設に関する事項(広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域)

二 四 (略)

3 3 11 (略)

○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄)

(観光振興計画の作成等)

第六条(略)

2 3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域

二・三 (略)

4 3 11 (略)

・ 「秘匿する」の例

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条(略)

2 3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合において、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿しているため、その金額の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 3 8 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和三十九年政令第四十九号)(抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条(略)

2 3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要があるなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

・ 「…に通知すること」の例

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

(履行保証金信託契約)

第四十五条(略)

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものとななければならない。

一・二 (略)

三 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四・七 (略)

3・4 (略)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)(抄)

(裁判所による社員総会招集等の決定)

第四十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 (略)

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2・3 (略)

・ 「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例

○景観法(平成十六年法律第一百十号)(抄)

(準景観地区の指定)

第七十四条(略)

2 3 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の内容を添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 6 (略)

○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)

第六十二条(略)

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占有区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占有区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 5 (略)

・ 「他の行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一・二 (略)

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地

方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

○統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 (略)

・ 「…と…との共有に係る…」の例

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

(国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十二條 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(第三号において「外国法人等」という。)とが共同して行うもの成果について、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 (略)

二 当該成果に係る特許権又は実用新案権のうち政令で定めるものが国と国以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許権又は登録



専用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 (略)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)(抄)

(特許料の特例等)

第十二条 (略)

2、5 (略)

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第九十五条第一項又は第二項の規定による手数料(出願審査の請求の請求料以外の政令で定める手数料に限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7 (略)

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料(前項の政令で定めるものに限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9 (略)

・ 「…に係る事項」の例

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)(抄)

(避難住民の届出等)

第四条 (略)

2、3 (略)

4 指定市町村の長は、前三項の規定による届出を受けたときは

、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

○非他の経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)(抄)

(許可の特例)

第六条 第九条第一項、海岸法(昭和二十一年法律第百一号)第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 (略)

・ 「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報他行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2、3 (略)

・ 「…は、指定(を)したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(指定の通知等)

第十四条 市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨(当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあつては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。)を当該歴史的風致形成建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。)に通知しなければならない。

2 (略)

・ 「協議を経て…」の例

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(抄)

第二十四条 前条の認定を受けた市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画(次の各号の画一)という。該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。を作成することができる。

一、二 (略)

2、4 (略)

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)

第三十条の四 (略)

2、3 (略)

4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一、三 (略)

四 医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他

の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること

5、13 (略)

・ 「警察庁長官は、…」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)(抄)

(巡察)

第十九条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の者を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)(抄)

(法務大臣への意見)

第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

・ 「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例

○株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)(抄)

(流用)

第二十四条 (略)

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律 (平成二十三年法律第九十八号) (抄)

(避難住民に関する変更の通知等)

第七条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3・4 (略)

- 「都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第十二号) (抄)

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 (略)

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律 (平成十九年法律第三十七号) (抄)

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 (略)

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3・4 (略)

【第四条関係】

- 「…は、…する場合において、…から起算して…年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) (抄)

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 (略)

- 「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成十六年法律第三十一号) (抄)

(船舶保安証書)

第十三条 (略)

2 前項の船舶保安証書 (以下「船舶保安証書」という。) の有

効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3・8 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和三十五年法律第百三十六号) (抄)

(海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十七 (略)

2 前項の海洋汚染等防止証書 (以下「海洋汚染等防止証書」という。) の有効期間は、五年 (平水区域を航行区域とする船舶が別に定める期間) とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 (略)

- 「…の規定により延長した…」の例

○株式会社産業再生機構法 (平成十五年法律第二十七号) (抄)

(支援決定の撤回)

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間 (前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。) が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二・四 (略)

2 (略)

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) (抄)

(船員の勤務時間の特例)

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員 (再任用短時間勤務職員を除く。) について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは、「七時間四十五分」の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

- 「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) (抄)

(資金の借入れ)

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定 (取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定) により資金の借入れを行うことができる。

一・二 (略)

○卸売市場法 (昭和三十六年法律第三十五号) (抄)

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場 (以下この条において「新卸売市場」という。) に係る業務規程 (以下この条において「新業務規程」という。) が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場 (以下この条において「旧卸売市場」という。) の卸売業者 (以下この条において「旧卸売市場卸売業者」と

いう。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者(以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

3 (略)

- 「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 (略)

2(4) (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる要件を満たす場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他の事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 (略)

- 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3 (略)

- 「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(抄)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

○民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(保証人の要件)

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもつてこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

- 「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例

○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)(抄)

(抄)

第八条 (公正取引委員会との関係)

2 (略)

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものにおいて定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4・6 (略)

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)(抄)

(公正取引委員会との関係)

第十条 (略)

2 (略)

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であつて厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものにおいて定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

4・6 (略)

- 「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例

○教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)(抄)

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、

て、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

- 「速やかに…通知するものとする」の例

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)(抄)

(主務大臣等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5(11) (略)

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

(財務大臣への通知)

第八十五条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第六十四条第一項の規定による免許

二 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第八十三条の規定による認可

【第五条関係】

- 「事項に該当」の例



○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許の取消し等）

第九条（略）

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事象により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）（抄）

（過怠金）

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

・ 「…に該当するものに限る」の例

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額（以下「限度額」という。）とする。）を超え、この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以

第五十九条（略）

2 （略）

3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勸定の歳入歳出外として経理するものとする。

4 （略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（被拘束者の引渡し等）

第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛大臣の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛隊その他の防衛省令で定めるものの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。

2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

3 （略）

・ 「都道府県警察の職員のうち」の例

○警察法（昭和三十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警察官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2・3 （略）

・ 「契約業者」の例

下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によつて算定する。

1 （略）

1 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

2・3 （略）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（連結法人の再投資等準備金）

第二十六条の三（略）

2・8 （略）

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10 13 （略）

・ 「…の定めるところにより」の例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（投資財源資金）

○自衛隊法施行令（昭和三十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十二において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

1 14 （略）

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 14 （略）

5 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

6・7 （略）

【第六条関係】

・ 「…できる者は、…者であつて、…に該当するものとする」の例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（外部監査契約を締結できる者）

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

2 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

3 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

2・3 （略）

・ 「直近に…(さ)れた(もの)」の例

○農村地域工業等導入促進法施行令(昭和四十六年政令第二百八十号)(抄)

第三條 法第二條第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一(略)

二(略)

三(略)

四 人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。

ア(略)

イ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。

ウ(略)

・ 「適性(を有する)」の例

○勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)(抄)

(職業指導等)

第八條 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経歴、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

○悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)(抄)

(臭気指数等に係る測定業務に従事する者に係る試験等)

第十三條 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2(略)

9(略)

・ 「通知をした日から…年(月、日)を経過」の例

○資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)(抄)

(追徴税額の徴収及び納付)

第七十一條 税務署長は、第五十一條、第五十二條又は第五十四條の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五條から第六十七條までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一條、第五十二條又は第五十四條の規定による納期が第六十九條の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問はず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額(その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。

2(略)

4(略)

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)(抄)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八條(略)

2(略)

21(略)

22 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十六條の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する

工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一(略)

二 第十四項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

23(略)

・ 「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)(抄)

(現地対策本部)

第十七條(略)

2(略)

3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5(略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二條(略)

2・3(略)

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5(略)

7(略)

・ 「任命の方法」の例

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認め、任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄)

(任命の方法)

第十七條(略)

2 人事委員会(競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。)を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3(略)

5(略)

・ 「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五條 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一(略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。)の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ(略)



ロ、国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとする。こと。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一、四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようとする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。こと。

3、4 (略)

○総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)(抄)

(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

(審査委員会)

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2、10 (略)

・「::に係る犯罪の捜査」の例

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第八十号)(抄)

(捜査第二課)

第二十四条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

一、二 (略)

三 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

四 (略)

・「偶発的」の例

○日本銀行法(平成九年法律第八十九号)(抄)

(金融機関等に対する一時貸付け)

第三十七条 日本銀行は、金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。))の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。)その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)において電情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関等との間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 (略)

・「行うこととなる(事務)」の例

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百五十五号)(抄)

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

(交通指導課)

第三十三条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- 一、二 (略)
- 三 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- 四、六 (略)

・「ことが必要な事務」の例

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三二号)(抄)

(独立行政法人)

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

2、6 (略)

・「同意を得た上で」の例

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)

(生産緑地地区に関する都市計画についての要請)

第六十六条 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは質借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これら権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出をすることができる。

2、3 (略)

・「各号に掲げる事項ごと」の例

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百一十二号)(抄)

(土地利用基本計画の変更等に関する特別)

第四十八条 (略)

2、6 (略)

7 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(

当該事項に係るものに限る。)の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならぬ。(略)

○大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)(抄)

(地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告)  
第十七条 法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

・ 「…に結び付くおそれのある特定の…」の例

○更生保護法(平成十九年法律第八十八号)(抄)

(特別遵守事項)  
第五十一条 (略)  
2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされる可能性があることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。  
一 犯罪性のある者との交際、いかかわしい場所への出入り、遊蕩による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。  
二 六 (略)

・ 「おそれのある事実」の例

○仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)(抄)

(忌避の原因等)  
第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。  
一 二 (略)

2 (略)  
3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実(既に開示したものを除く)の全部を遅滞なく開示しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)(抄)

(理事の報告義務)  
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)に報告しなければならない。

・ 「…するため必要最小限度の」の例

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(指定又は解除の通知)  
第三十三条 (略)  
2 4 (略)  
5 第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

6 のとする。(略)

○漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)(抄)

(被共済者の遵守すべき事項)  
第八十七条 (略)  
2 前項の農林水産省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最小限度のものでなければならない。

・ 「…月(年)を超えない期間内において」の例

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(保安林予定森林における制限)  
第三十一条 都道府県知事は、前二条の規定による告示があつた保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、九十日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

・ 「…をもって充てることとされている」の例

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)(抄)

(事務の委任)  
第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。)の長に委任することができる。

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(議員)

第二十二條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 三 (略)  
四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
五 七 (略)  
2 4 (略)

・ 「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例

○国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)(抄)

(信託の契約事項)  
第十六条の二 各省各庁の長は、法第二十八条の二第一項の規定により土地(その土地の定着物を含む。次条第一項において同じ。)を信託しようとするときは、当該信託の契約において、信託の目的、借入金限度額、信託期間その他財務大臣が定める事項を定めるほか、次に掲げる条件を付するものとする。  
一 五 (略)

・ 「取り扱うべき」の例

○執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)(抄)

(職務)  
第一条 執行官は、次の事務を取り扱う。  
一 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)、民事保全法(平成元年法律第九十一号)その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務  
二 (略)

○消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)(抄)

第十一条の五 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

② ⑤ (略)

「すべき旨の条件を付（附）する。」の例

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

(資本金)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 ⑧ (略)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十八年法律第百七十九号）（抄）

(補助金等の交付の条件)

第七条 (略)

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限りに、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3・4 (略)

会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○金融機関再建整備法（昭和三十二年法律第三十九号）（抄）

第三十七条の六 (略)

2 (略)

3 前項の審査人は、金融機関の確定損を負担した整理債務の債権者であつて当該金融機関に対し債務を負担していない者（当該金融機関の役員、職員その他の従業者、国、地方公共団体、持株会社整理委員会及び昭和二十年ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条第二項に規定する審査該当者を除く。）のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。

4 金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関から債務を負担するに至つたとき、又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、当該審査人を解任しなければならない。

5 ⑧ (略)

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一①② (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

「法人その他の団体…事業を行う個人」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加ふる目的その他の不正の目的でなく、その労働提供先（次の人いづれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人）の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていた旨を、当該労働提供先若しくは当該労働提供先があらかじめ定めた者（以下「労働提供先等」という。）を、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たらない行為をいう。以下同じ。）若しくは報告等（報告その他の処分）に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することによる発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労働提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

「役員、職員その他の従業者」の例

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

(受貸し等の禁止)

第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式

「代理人、使用人その他の従業者」の例

○労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）（抄）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十六条、第一百七十条、第一百九十条又は第二百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）（抄）

(罰則)

第二条 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【第七条関係】

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

(評価、調整及び確認)

第九条 (略)

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。



3 (略)

- 「観点から評価を」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)

(療養の給付)

第六十四条(略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 (略)

3・4 (略)

○健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)

(療養の給付)

第六十三条(略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 (略)

3・4 (略)

- 「評価を実施(する)」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)(抄)

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

- 「ことが見込まれる者」の例

○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条之二(略)

2 (略)

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。)を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5 (略)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)(抄)

(除染実施計画)

第三十六条(略)

2・3 (略)

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画に

5 (略)

- 「こととなつた者」の例

○被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)

(譲渡等の禁止)

第二十条之二 支援金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 (略)

○不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)(抄)

(申請書等の経由)

第四十八条之二 第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十二条第一項の規定により主務大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所(同項の規定の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所)の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

- 「...を経過した(していない)者」の例

○独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)(抄)

(保険料の額の特例)

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月

で)の期間に限る。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 (略)

二 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第四条第四項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者(同法第四条第一項の規定による就業計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。)

三・四 (略)

2・6 (略)

- 「適切かつ確実に」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第一百十七号)(抄)

(指定等)

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務(以下「資金管理業務」という。)を適切かつ確実に行うことができる認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一・二 (略)

2・4 (略)

○身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)(抄)

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の

規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

「犯罪：経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうち、占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうち占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうち占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうち占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

「薬物：濫用」の例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「薬物：影響」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

第二百八条之二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。

○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、

病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

「情報の取扱い」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七号）（抄）

第三百九条（略）

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

第四十三条之二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的事項にわたるものとすることができる。

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

第六条の十二（略）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第三十九条（略）

第二・三（略）

○勤務成績の証明等

第六条の十二（略）

○労働成績の証明等

○勤務成績の証明等

第六条の十二（略）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百八十七号）（抄）

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上入院することを要した（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第五十三号）（抄）

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つよう努めなければならない。



・ 「信用状態」の例

○ 文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）

（資格審査）

第一条 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

第二百三十条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一・二（略）
- 三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの（第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。）を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

2 （略）

・ 「経済的な状況」の例

○ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 （略）

○ 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置）

第二十三條 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 （略）

・ 「…を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）

第六十三條 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一（略）
- 四（略）
- 五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。
- 六（略）
- 九（略）
- 三（略）
- 五（略）

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）

第十五條（略）

②（略）

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

・ 「…する（した）ときは、…した上、…なければならない」の例

○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（取引条件の説明）

第十二條の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2・3（略）

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第五十六條 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2（略）

・ 「告知した上」の例

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（懲罰の執行）

第五十六條 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2（略）

・ 「必要な範囲内において」の例

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）

（年金受給者の書類の提出等）

第七十五條 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2（略）

○ 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）

（問合せ等）

第十三條 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2（略）

・ 「知人その他の関係者」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三十三号）（抄）

（保護）

第三十条（略）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該飲酩者の親族、知人その他の関係者（以下「親族等」という。）にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。

3 4 （略）

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）（抄）

（保護）

第三十条（略）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関にその事件を引き継がなければならない。

3 5 （略）

・ 「…に対し資料の提出を求め」の例

○外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十二号）（抄）

（事案の審査等）

第五条 審査会は、事案の審査のため必要と認めるときは、申請者又はその他の関係者から意見を聴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞き、そ

ために活用すること。

三九（略）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を實現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第三十条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もつて同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実を資することを目的とする。

・ 「円滑な実施の（を）確保」の例

○国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第五条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

2 の他必要な事実調査を行うことができる。

2 （略）

・ 「公務所又は（若しくは）公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第九十七条（略）

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（調査）

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

・ 「実効性の確保」の例

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三十三号）（抄）

（総務省の編成方針）

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、編成するものとする。

一（略）

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化と評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保の

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第百二十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は銀行株式会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行株式会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行株式会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 3 （略）

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備

し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

2 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

3 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 (略)

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・ 「妨げない範囲内において」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

(受益の提供)

第五十七条 捕虜収容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便宜を与えなければならない。

えられた法第四百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8 (略)

【第八條関係】

・ 「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

(その他の者との面会)

第八十一条 捕虜収容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することを捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2 (略)

(防衛大臣による放免)

第五四十九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 (略)

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第八十条 (略)

2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするたための必要最小限の事項について指定することができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(承役地の所有者の工作物の使用)

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2 (略)

・ 「…を希望しない旨を申し出た場合」の例

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱)

第四十条 法第四百四十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に依つてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2 (略)

第四十三条 (略)

2 (略)

7 特定公庫等役員（法第四百四十二条第二項の規定により読み替

第一百条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、継承銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2 (略)

・ 「仮に…ことができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

(返退院)

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。



「...があると認めるべき事情」の例

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

第十八条 第十條第一項第二号の規定による命令の再度の申立て（第十條第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 (略)

「その時点」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

第六条 檢察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと

認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(追加支給) 第十六条 檢察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至つた場合（当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至つた場合を含む。）において、既に支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭が保管された場合においては、当該金銭を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。）の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至つた給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならぬ。ただし、その時点における給付資金をもつてはその支給に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

「疑いを生じ」の例

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

(回避の原因等)

2 (略)

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者

は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 (略)

「生じさせるおそれがある」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

(生活関連等施設の安全確保) 第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれか生活関連等施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 (略) 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 (略)

○農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第百八十五号）（抄）

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第四十条 法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略) 二 農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を生じさせることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

「おそれがある事情」の例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七條の二十二の二 (略) 2 第二十七條の二第二項から第六項まで、第二十七條の三（第一項後段及び第二項第二号を除く。）、第二十七條の四、第二十七條の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。）、第二十七條の六から第二十七條の九まで（第二十七條の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七條の十一から第二十七條の十五まで（第二十七條の十一第四項並びに第二十七條の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七條の十七、第二十七條の十八、第二十七條の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、（略）、第二十七條の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において公開買付け期間中に対象者（第二十七條の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行ったときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合には行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付け条件等の変更の内容（第二十七條の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付け条件等の変更の内容」と、第二十七條の八第二項中「買付け条件等の変更（第二十七條の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付け条件等の変更」と、第二十七條の十一第一項ただし書中「公開買付け者が公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じた」と

きは公開買付けの撤回等をするところがある旨の条件を付した場  
合又は公開買付者に関する破産手続開始の決定その他の政令で定  
める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付け  
により当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反  
することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれ  
がある事情として政令で定める事情が生じた」と、(略)読み  
替えるものとする。

3  
13 (略)  
【第十一条関係】

「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはなら  
ない」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年  
法律第五十八号)(抄)

(利用及び提供の制限)  
第八条 行政機関の長は、法令に基づき場合を除き、利用目的以  
外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供しては  
ならない。  
2 4 (略)

○統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(調査票情報等の利用制限)  
第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又  
は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他  
の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例  
)に特別の定めがある場合を除き、その行つた統計調査の目的  
以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利  
用し、又は提供してはならない。

2  
第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団デ  
ータベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長  
、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等

、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定め  
るところによる。  
2 (略)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第百三十八条 (略)  
②① (略)  
③ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制  
給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研  
修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱い  
に関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法  
の定めるところによる。

「…について権限を有する者」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)  
第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免につ  
いて権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、第三十  
五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた  
識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験  
又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要  
とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、  
選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期  
を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常  
勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて  
同じ。)を採用することができる。  
2 (略)

(退職の承認)  
第四十条 第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権  
限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において  
これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及

は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母  
集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提  
供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた  
行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示し  
た利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはな  
らない。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)  
2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しく  
は第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこ  
れらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱い  
に関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に  
従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当  
該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら  
利用し、又は提供してはならない。

【第十二条関係】

「身分取扱い」の例

○市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号  
) (抄)

(職員の身分取扱い)  
第十二条 (略)  
2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関し  
ては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

○消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)

(消防職員の身分取扱い等)  
第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務そ  
の他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか

ばすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事  
由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸  
士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内にお  
いて必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行  
するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないこと  
ができる。

(休職の効果)

第四十四条 (略)  
2 3 (略)  
4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有  
する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令  
で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。  
い。

「…ことを理由として(する)…免職その他不利益な取扱い」  
の例

○公益通報者保護法(平成十六年法律第一百二十二号)(抄)

(一般職の国家公務員等に対する取扱い)  
第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一  
般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律  
第二十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭  
和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員、自衛隊  
法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する  
隊員及び一般職の地方公務員(以下この条において「一般職の  
国家公務員等」という。)に対する免職その他不利益な取扱いの  
禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず  
、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三条第一項第一号に掲げる事業者は、  
公益通報者保護法(平成十六年法律第一百二十二号)の  
第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の



国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされないことのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

・ 「使用し、又は使用していた」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第五条 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2（略）

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）

第一条（略）

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第二項の事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 厚生労働大臣は、前項の特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業者その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

・ 「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第十条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【第十三条関係】

・ 「…の実施について準用する」の例

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（抄）

（採掘権者又は租鉱権者の不存在）

第十四条（略）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3～5（略）

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）（抄）

（学校給食法の準用）

第六条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

【第十五条関係】

・ 「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例

○大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）

（国土交通省令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、計画の認定の申請、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認の申請、造成宅地の処分届け出等に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（政令への委任）

第三十条 この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【第十六条関係】

・ 「この法律の適用に当たつて（あたつて）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【第十七条関係】

・ 「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二（略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものの

2・3（略）

・ 「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二（略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものの

2・3（略）

・ 「知得した…秘密」の例

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二  
百一十号）（抄）

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特  
許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願  
中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗  
用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

2 (略)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）（抄）

(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関し  
て知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用  
したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

・ 「秘密を漏らした」の例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第九十九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の  
委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務  
上知り得た自立支援給付対象サービス等を行つた者の業務上の  
秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百  
万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）

(人の秘密を漏らす罪)

第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由  
がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を

漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処  
する。

・ 「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役  
及び…万円以下の罰金に処する」の例

○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の四 (略)

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者  
は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及  
び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

○大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（抄）

第二十四条 (略)

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し  
、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処  
する。

3 (略)

・ 「しなくなった後においても、同様とする」の例

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律  
第二百三十二号）（抄）

(金融整理管財人等の秘密保持義務)

第十七条 (略)

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは  
、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するそ  
の役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし  
てはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整  
理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様と  
する。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）  
（抄）

(管理人等の秘密保持義務)

第九十条 (略)

2 管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するそ  
の役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし  
てはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しな  
くなった後においても、同様とする。

・ 「前項の場合を除き」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六  
十三号）（抄）

(開廷の要件)

第五十四条 (略)

2 前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列  
席し、かつ、検察官が出席して開く。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

(本審の審理及び裁判)

第三百四十八条 (略)

3 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁  
判をしなければならない。

・ 「その職を退いた後においても、同様とする」の例

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第  
九十九号）（抄）

(秘密の保護)

第五条 (略)

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り  
得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後に  
おいても、同様とする。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(秘密の保護)

第四条 (略)

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱  
中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければなら  
ない。その職を退いた後においても、同様とする。

・ 「前二項の罪の未遂は、罰する」の例

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第  
三十二号）（抄）

(罰則)

第七条 (略)

2 (略)

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 (略)

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処  
罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

第五条 (略)

2 (略)

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

・ 「過失により…の罪を犯した者」の例

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）（  
抄）

第四十五条 (略)

- 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号) (抄)

第五十五条 (略)

- 2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

【第十八条関係】

- ・ 「次に掲げる行為により…」の例

○会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)

(配当等の制限)

第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等 (当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。) の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

- 1 (略)
- 2 (略)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第百一号) (抄)

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

- 2・3 (略)

- ・ 「秘密を取得」の例

○種苗法 (平成十年法律第八十三号) (抄)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき説明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができ。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の開示又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有して

1 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠 (第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。) の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

1 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づき当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあること。これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

- 2 (略)
- 5 (略)

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 (略)
- 3 (略)

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為 (以下「不正取得行為」という。) 又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為 (秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ) 。

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 (略)

八 その営業秘密について不正開示行為 (前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。) であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

- 9 (略)
- 10 (略)

- ・ 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 (人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理侵害行為 (財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第

百二十八号) 第三条に規定する不正アクセス行為をいう。) により、営業秘密を取得した者

- 2 (略)
- 7 (略)

- ・ 「財物の (を) 窃取」の例

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 (人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理侵害行為 (財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) 第三条に規定する不正アクセス行為をいう。) により、営業秘密を取得した者

- 2 (略)
- 7 (略)

○刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ・ 「施設への (に) 侵入」の例

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵奪行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を掌する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二（略）

2（略）

・ 「施設若しくは（又は）設備」の例

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（私立学校法の特例）

第二十条（略）

2（略）

9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置に当り、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出金するものとする。

10（略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条（略）

・ 「設備を損壊」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）

第七十七条（略）

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまことにしようとするとき。

二（略）

3（略）

・ 「錠を（…）はずし（す）」の例

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

（臨検又は捜査に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第二項の規定による臨検又は捜査をするに当たつて必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分）

第二百二十七条 税関職員は、臨検、捜索又は差押をするに必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2（略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一（略）

二（略）

三、施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四（略）

五（略）

・ 「施設を損壊」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

4（略）

5 この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であつて、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

6（略）

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2（略）

・ 「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例

○種苗法（平成十年五月法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）

第四十条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外に使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の開読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示されること。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二（略）

2（略）

5（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

六（略）



七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八（略）

十（略）

・ 「保有する行政機関」の例

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（移管又は廃棄）

第八條（略）

第四條 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）

第十九條 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

二（略）

・ 「同意なく」の例

該各号に定めるところによる。

一（九）の四（略）

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。））に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ（略）

十一（二十三）（略）

十二（九）（略）

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（特定機器）

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一（二十一）（略）

二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に於いて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの）専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するもの

○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

（同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例）

第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条及び前条の規定は、適用しない。

一（五）（略）

五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。

二（十）（略）

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成十七年法律第八十七号）（抄）

第二百三十三条（略）

二（二十八）（略）

29 特例旧特定目的会社は、特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一（三）（略）

四。受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと

30（48）（略）

・ 「送信する機能」の例

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

の他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの）専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

・ 「録画の機能」の例

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（私的使用のための複製）

第三十条（略）

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない

・ 「録音の機能」の例

○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）

第一条 著作権法（以下「法」という。）第三十条第二項（法第一百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に

用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。)であつて主として録音の用に供するもの(次項に規定するものを除く。)とする。

一 (四) (略)

2 (略)

・ 「機能を有する機器」の例

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)(抄)

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○ 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条 (略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

律第七十七号)(抄)

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となつて居る施設又は施設の区画された部分)をいう。以下同じ。)若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用する暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されおそれ、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定め、当該事務所を当該各号の用に供することを又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができ、この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一 (三) (略)

2 (略)

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者(以下この条において「請求者」という。)を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。)につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 (略)

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所(事務所

・ 「設置する行為」の例

○ 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)(抄)

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 (略)

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合において、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 (略)

6 (略)

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第十二条 法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地(雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分)において、物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二・三 (略)

・ 「施設又は施設の区画された部分」の例

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法

所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。)の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所用に供されている建物若しくは土地(以下この号において「建物等」という。)の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

・ 「音声：に係る情報」の例

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせたものをいう。)であつて、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。

2・3 (略)

・ 「：により：情報を取得」の例

○ 統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲

役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めである人と人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二・三 (略)

2 (略)

○個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) (抄)

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・ 「取得する行為」の例

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 (略)

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)

五 十五 (略)

2 10 (略)

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号) (抄)

(土地の取得等)

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設設置若しくは整備又は設備の設置(以下「土地の取得等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得(毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の償借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。)を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

・ 「有線電気通信」の例

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 七 (略)

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。

八 九 (略)

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三 二十三 (略)

2 9 (略)

・ 「傍受」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によつて実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

(秘密の保護)

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを費用してはならない。

・ 「通信を(の)傍受」の例

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

第百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密

を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)

3 4 (略)

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) (抄)

第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制的処分については、別に法律で定めるところによる。

・ 「電気通信」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号) (抄)

(電話等による通信)

第百四十六条 刑事施設の長は、受刑者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。)に対し、第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その他の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 (略)

・ 「暗号」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号) (抄)

(面会の一時停止及び終了)

第百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する



場場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退去を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 1 (略)
- 2 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。
  - イ 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの
  - ロ ホ (略)

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (平成十一年法律第三十七号) (抄)

(該当性判断のための傍受)

第十三条 (略)
2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知らることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

・ 「…を用いた…」の例

○ 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第五号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

- 2 3 (略)

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (平成十一年法律第三十七号) (抄)

(傍受記録の作成)

第二十二條 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

- 2 3 5 (略)

・ 「内容を(…)復元する」の例

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (平成十一年法律第三十七号) (抄)

(該当性判断のための傍受)

第十三条 (略)
2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知らることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

○ 電波法 (昭和二十五年法律第三十一号) (抄)

第九九条之二 (略)
2 (略)

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成七年法律第百十二号) (抄)

(特定容器利用事業者の再商品化義務)

第十一条 (略)
2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

- 1 (略)

2 当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ (略)
ロ 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

- 3 (略)

・ 「通信(…)内容」の例

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成十七年法律第五十号) (抄)

第四百八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等(面会又は第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

- 4 (略)

・ 「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」の例

○ 不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に義務を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理(侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。))その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。))により、営業秘密を取得した者

- 2 3 7 (略)

○ 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

第四十九条之二 (略)

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

- 1 (略)
- 2 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する



3. 不正アクセス行為をいう。)を行うこと。  
 4 (略)

・ 「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号) (抄)

(被害者等の傍聴)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の善施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

○気象業務法(昭和三十七年法律第百六十五号) (抄)

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしななければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

・ 「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した(する)」の例

○刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄)

(不正指令電磁的記録作成等)

第六十八條之二 (略)

第四十九條之二 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

【第十九条関係】

・ 「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

○自衛隊法(昭和三十九年法律第百六十五号) (抄)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 (略)

6 (略)

【第二十条関係】

・ 「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したものの」の例

○自衛隊法(昭和三十九年法律第百六十五号) (抄)

第二百二十二条 (略)

2 (略)

4 (略)

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 (略)

【第二十一条関係】

・ 「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 (略)

・ 「その他の保有者の(…)管理を著する行為」の例

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に悪行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理不善行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十二年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。))その他の保有者の管理を著する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二 (略)

三 (略)

7 (略)

・ 「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 (略)

2 (略)

6 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○罰賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

○資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号) (抄)

(国外犯)

第三百十二条 第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○農水産業協同組合貯金保険法(昭和三十八年法律第五十三号) (抄)

第三百三十一条之二 第三百二十三條の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第三百二十四條の罪は、刑法第二条の例に従う。

【附則第一条関係】

・ 「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成…年法律第…号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) (抄)

(附則 (施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、二 (略)  
三 附則第十条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

〇復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)(抄)

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、三 (略)  
四 附則第十三条及び第十四条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日  
五 (略)

【附則第二条関係】

・ 章名を改める例  
〇独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)(抄)  
(独立行政法人国立博物館法の一部改正)  
第十一条 独立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第十条)」「役員及び職員(第六条―第十条)」に改める。  
(略)  
第二章の章名を次のように改める。  
第二章 役員及び職員

・ 「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例

〇日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)(抄)

附則  
(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

〇日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)(抄)

附則  
(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の總裁又はその委任を受けた者から第百五十五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項

(以下略)

・ 条を削つて、後続する条を繰り上げる例  
〇独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)(抄)

附則  
(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)  
第二十三条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。  
第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。  
第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

【附則第三条関係】

・ 「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において…条の規定による改正前の…」の例  
〇過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)(抄)

附則  
第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に關する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎特定区域法の規定に基づく過疎地域であつた区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、施行日において第百五十五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

・ 「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

〇戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)(抄)

附則  
(施行期日)  
1 (略)  
5 (指定医療機関に関する経過措置)  
6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。  
7 (略)  
34 (略)

【附則第四条関係】

・ 「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)(抄)

(罰則に關する経過措置)  
第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定により

なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）（抄）

（罰則に関する経過措置）

第八十条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- ・「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○中央省庁等改革関係法施行法 抄（平成十一年法律第六十号）（抄）

（守秘義務に関する経過措置）

第十三条七条（略）

2（略）

3 改革関係法等の施行前の臨時金利調整法第十二条に規定する金利調整審議会の委員又は同審議会の書記であった者が、金利調整審議会の議事に関して知得した秘密に関し、改革関係法等の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4・5（略）

- ・「…としていた」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成十八年法律第五十号）（抄）

（理事及び監事に関する経過措置）

第四十八条（略）

- ・「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例

○関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）（抄）

附則  
（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）（抄）

附則  
（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附則第六条関係】

- ・号を追加し見出しを改める例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

附則  
（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」

2（略）

3 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。

一〇三（略）

4（略）

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）（抄）

第十二条の二 この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号。以下一部改正法律という。）による改正前の第十九条第二項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許（柔道整復師の免許を含む。）を有する場合は、この限りでない。

②（略）

- ・「…としなくなった」の例

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）（抄）

第二条（略）

2〇6（略）

7 都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被援護者に通知しなければならない。第十三項の規定により援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

8〇13（略）

【附則第五条関係】

に改め、同条に次の一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十二条

【別表第一号関係】

- ・「計画」、「研究」を並列的に用いている例

○技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2（略）

- ・「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。



(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)  
 第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、倉庫又は港湾若しくは飛行場に保る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

・ 「仕様」、「性能」を並列的に用いている例

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

(原動機取扱手引書)  
 第十九条の五 前条第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

・ 「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

(医薬品等の製造販売の承認)  
 第十四条（略）  
 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。  
 一・二 （略）

一 ものをいう。  
 イ 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

- ロ 製作、保管又は修理に関する技術
- ハ・ニ （略）

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

(補装具製作施設)  
 第三十二条 補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

・ 「検査」、「修理」を並列的に用いている例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

(定義)  
 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二の二 （略）
- 三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからシまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。  
 イ・ヨ （略）  
 タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理  
 シ （略）  
 四・七 （略）

- 三 申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当するときは、  
 イ・ハ （略）  
 四 （略）  
 三・四 （略）  
 三・四 （略）

○工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（抄）

(定義)  
 第二条 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。

- 一 鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第七十五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
- 二 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
- 三・六 （略）

・ 「製作」、「修理」を並列的に用いている例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(定義)  
 第一条（略）  
 2 （略）  
 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていない

・ 「検査」、「試験」を並列的に用いている例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

(森林の管理経営等の受託)  
 第七十一条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができ。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(保有個人情報の開示義務)  
 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。  
 一・六 （略）

- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  
 イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ  
 ロ・ホ （略）

・ 「修理」、「試験」を並列的に用いている例

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）（抄）



管 (登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等)

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3 「設計」、「性能」を並列的に用いている例

○漁船法 (昭和二十五年法律第七十八号) (抄) (依頼検査)

2 (略)

3 第一項の検査においては、その設計、材料、工事及び性能が農林水産省令で定める技術基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

【別表第二号関係】  
・ 「重要(な)施策」の例

○日本学術会議法 (昭和三十二年法律第二百一十一号) (抄)

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。  
一・二 (略)

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策  
四 (略)

○簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する

3~8 (略)

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律 (平成六年法律第七号) (抄)

(施策の方針)  
第三条 (略)

・ 「外国の政府・国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律 (平成十八年法律第九十七号) (抄)

(国際的協調のための施策)  
第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)  
第十八条 (略)

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。  
一・四 (略)

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

・ 「政府との交渉」の例  
○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (平成十六年法律第六十六号) (抄)

法律 (平成十八年法律第四十七号) (抄)  
(中小企業金融公庫の在り方)

第十条 (略)

2 中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法 (昭和二十八年法律第百三十八号) 第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のもは、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

○内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (抄)

(所掌事務)  
第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  
一・三十七 (略)

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。  
三十九・六十二 (略)

・ 「施策の方針」の例  
○沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (抄)

(職業安定計画の作成等)  
第七十五条 (略)

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 (略)

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項  
三・四 (略)

(審判の公開)  
第四十八条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

○外務省設置法 (平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)  
第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国 (本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。) に関する政務の処理に関すること。  
三・二十九 (略)

・ 「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)  
第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録に記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合  
イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認める

ことにつき相当の理由がある情報  
二〇二二 (略)  
二〇三三 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政

機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 七 (略)

・ 「交渉の内容」の例

○保険業法(平成七年法律第五号) (抄)

(保険契約の承継等の申込み)  
第二 百六十七 条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険株式会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

【別表第三号関係】

・ 「緊急事態に対処するための計画」の例

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄)

(任務及び所掌事務)

第五 条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 四 (略)

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

六 二五 (略)

3・4 (略)

# 特別秘密の保護に関する法律

## 【参照条文集】 (案)

出典：ぎょうせい「現行日本法規」  
ぎょうせい「現行法令インターネット版」  
官報

平成24年〇月  
内閣官房

### 特別秘密の保全に関する法律参照条文

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	1
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	1
○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	1
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	1
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）	2
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	3
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	3
○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）	5
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	6
○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）	7
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十四号）（抄）	7
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）	8

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等補助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百八十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六百六十二条（有価証券偽造等）及び第六百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六百六十三条の二から第六百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六百六十四条から第六百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項及び第六百六十六条第二項の罪の未遂罪（不正指令電磁的記録作成等）

第六百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 （略）

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 （略）

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十八条 （略）

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 （略）

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又は抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

○国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 （略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 （略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）



第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十二号)(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保障並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

目次

第一章(第六章(略))

第七章 自衛隊の権限等(第八十七条―第九十六条の二)

第八章 (略)

第九章 罰則(第一百八条―第二百六条)

附則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2―4 (略)

5 この法律(第九十四条の六第三号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める班長に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に

規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

1 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

2 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛者との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第二百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

1 第六十四条第二項の規定に違反した者

2 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

3 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

4 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

5 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくははめいていして職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百二十四条 第二百三条第十三項(第二百三条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第十四項の規定による立入検査を拒み

、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二百二十五条 第三十二条第二項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
  - イ 構造又は性能
  - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
  - ハ 使用の方法
- 二 品目及び数量

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○内閣府設置法（平成十二年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第二項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十二年法律第百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（施設等機関）

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)(抄)

(定義)

第二条(略)

2.3(略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報(識別符号であるものを除く。)又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。)
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

○国家公務員法等の一部を改正する法律(第百七十七回国会提出閣法第七十四号)(抄)

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務

第十四条第三項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第二十二條を第二十四條とし、第二十條から第二十二條までを一條ずつ繰り下げる。

第十九條第四項中「第十五條第三項」を「第十六條第三項」に改め、同條を第二十條とする。

第十八條第三項中「第十五條第三項」を「第十六條第三項」に改め、同條を第十九條とする。

第十七條第三項中「第十五條第三項」を「第十六條第三項」に改め、同條を第十八條とする。

第十六條第二項中「並びに」の下に「内閣人事局、」を加え、同條を第十七條とする。

第十五條第二項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同條第四項中「第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條」を「第九十八條第一項、第百條第一項、第百一條」に、「第百條第一項」を「第百二條第一項」に改め、同條を第十六條とする。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二條第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。

附則第三項中「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第百七十七回国会提出閣法第七十七号)(抄)

(個人情報保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五十三条第一項

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第一項第二号

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・三 (略)

特別秘密の保護に関する法律

【参考資料集】

(案)

平成24年〇月  
内閣官房



## 目次

○ 「行政機関」(第2条第1項)の具体的内容(平成24年7月1日現在) -----	1
○ 第7条第1項各号に掲げる適性評価を実施する場合ごとの実施期間、 同意・不同意の効果等について -----	2
○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 -----	3
○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 -----	7
○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則 -----	9
○ 日弁連等の指摘事項と本法における対応 -----	11

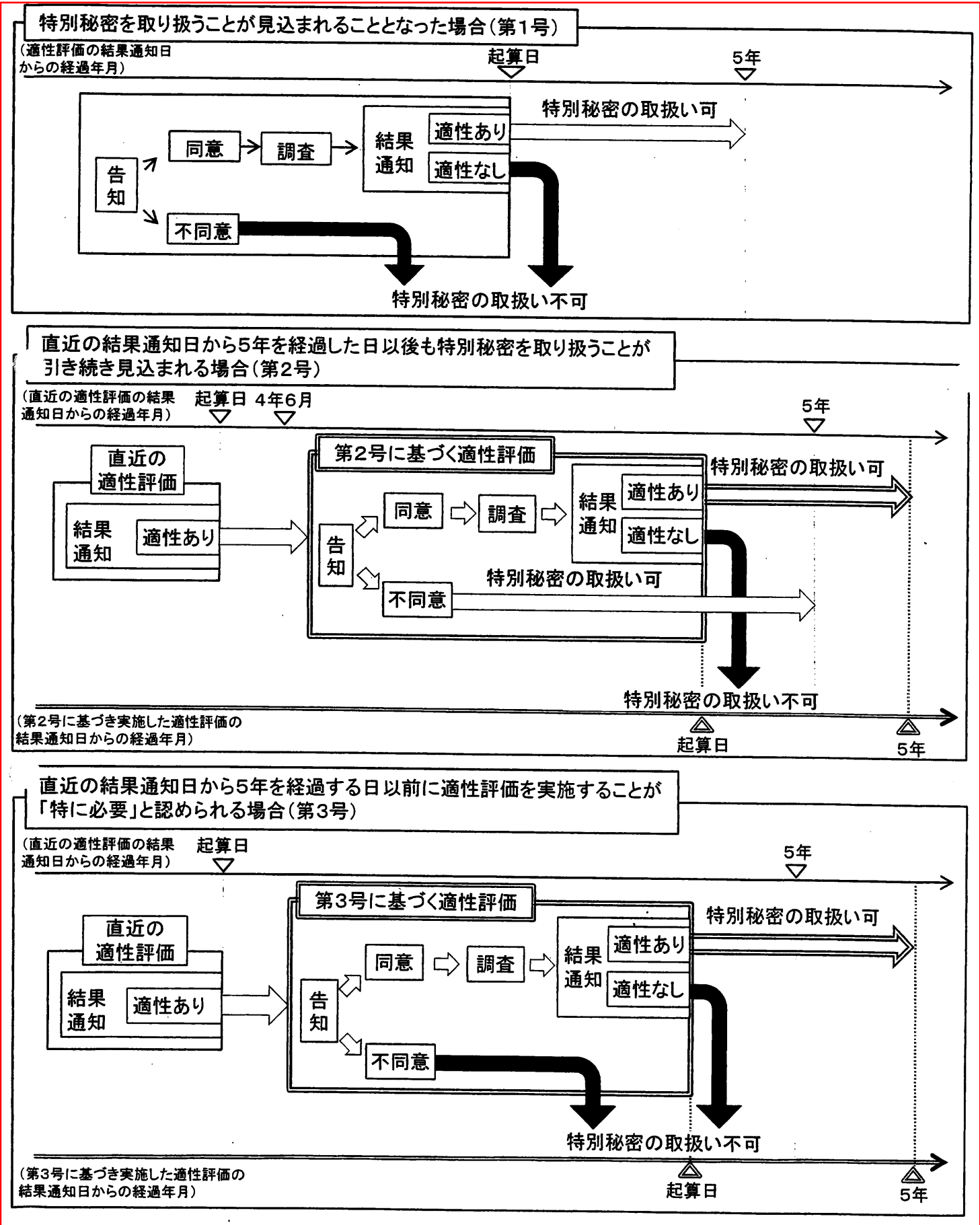
「行政機関」 **第2条第1項** の具体的内容（平成24年7月1日現在）

1号	<p>○ 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」          内閣官房、内閣法制局、<u>安全保障会議</u>、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁</p> <p>○ 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」  <u>人事院</u></p>
2号	<p>○ 内閣府          ○ 宮内庁          ○ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」  <u>公正取引委員会</u>、<u>国家公安委員会</u>、金融庁、消費者庁</p>
3号	<p>○ 「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」          総務省、<u>公害等調整委員会</u>、消防庁、法務省、<u>公安審査委員会</u>、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、<u>中央労働委員会</u>、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、<u>運輸安全委員会</u>、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省</p>
4号	<p>○ 警察庁          ○ 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」          「政令で定めるもの」          現時点で想定されない。</p>
5号	<p>○ 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」  <u>検察庁</u>が想定される。</p>
6号	<p>○ <u>会計検査院</u></p>

網掛部：合議制の機関であり、「行政機関の長」を当該行政機関とする（第3条第1項）。

下線部：検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される（第3条第1項）。

**第7条第1項各号に掲げる適性評価を実施する場合ごとの実施期間、同意・不同意の効果等について**



## ○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	國務大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)



種別	根拠法	条文	法定刑
内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
式部官長	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)
宮務官	宮内庁における特別職の職員 の服務、勤務時間等に関する 内規	第5の1	(規定なし)

2. 特別職国家  
公務員  
【守秘義務】:有  
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

2. 特別職国家公務員  
【守秘義務】:有  
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

## ○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に関するもの</li> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地、社会保障番号、身体的特徴等)</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 暴力的な政府転覆活</li> <li>・ テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与</li> <li>・ 外国渡航歴・活動歴</li> <li>・ 逮捕歴</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 民事訴訟歴</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響・通院歴</li> <li>・ 精神の問題に係る通院歴</li> <li>・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に関するもの</li> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、旅券番号等)</li> <li>・ 学歴、職歴、軍歴</li> <li>・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 犯罪歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響</li> <li>・ 精神疾患等の状態</li> <li>・ 雇用主の人定事項</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に関するもの</li> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等)</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与</li> <li>・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴</li> <li>・ 継続中の刑事・懲戒手続</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 強制執行措置歴</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に関するもの</li> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等)</li> <li>・ 学業レベル(学位、外国語能力等)</li> <li>・ 職歴</li> <li>・ 外国渡航歴</li> </ul>



	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票 の主な 記入事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等）</li> <li>・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と同様の事項</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と同様の事項</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>
同意の 取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。</li> </ul>
プロセス及び 手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人への面接</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人への面接</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合）</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>
結果の 通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>
理由 の 通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不明</li> </ul>

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
目的等による故意の漏えい加重類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい</li> <li>・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい</li> </ul> <p>【死刑、無期刑又は有期刑 (上限なし)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい</li> </ul> <p>【10年 (再犯の場合は20年) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらす外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい</li> </ul> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密 (※1) の外国勢力への漏えい</li> </ul> <p>【1年以上の自由刑 (犯情の特に重い事案 (※2) では、無期又は5年以上の自由刑)】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の基本的利益 (※3) に関する情報の外国勢力への漏えい</li> </ul> <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国防情報の漏えい</li> <li>・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい</li> <li>・ <u>秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい</u></li> <li>・ <u>行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい</u></li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい</li> <li>・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい</li> <li>・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい</li> </ul> <p>【2年 (略式手続の場合は6月) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家機密の漏えい</li> </ul> <p>【6月以上5年以下の自由刑 (犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務員による秘密の漏えい</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい</u></li> </ul> <p>【7年以下の自由刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の者による国防上の秘密の漏えい</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p>

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠</li> <li>【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> <li>【5年以下の自由刑又は罰金】</li> <li>公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> <li>【3年以下の自由刑又は罰金】</li> <li>公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき</li> <li>【1年以下の自由刑又は罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分、職業によって、又は職務若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい</li> <li>【3年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>
目的による加重類型 取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録</li> <li>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</li> <li>米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得</li> <li>米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得</li> <li>国の治安・利益を損なう目的による、<u>禁止区域(※4)への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</u></li> <li>【3年以上14年以下の自由刑】</li> </ul> <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えいするための国家機密の取得</li> <li>【1年以上10年以下の自由刑】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集</li> <li>【10年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法に取得された国防情報の取得又は受領</li> <li>安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>国防上の秘密の取得</li> <li>国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り</li> <li>【5年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

## 日弁連等の指摘事項と本法における対応

日弁連等の指摘事項	本法における対応	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別秘密の概念は曖昧広範</li> <li>○ 作成・取得した行政機関が指定を行うため、政府の違法行為等が特別秘密として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を具体的に限定列挙（別表）</li> <li>○ 防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件を精緻化（第3条第1項）</li> <li>○ 情報の保護に係る専門的知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第7条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別秘密も司法審査の対象</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項の明定（第7条第2項）</li> <li>○ 対象者の同意を要件（同条第4項）</li> <li>○ 結果及び理由の通知（同条第6項及び第7項）</li> <li>○ 個人情報の目的外利用・提供の禁止（第11条）</li> <li>○ 不利益取扱いの禁止（第12条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、「適格性の確認は、各行政機関において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施」（秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書に対する答弁書（平成24年4月10日閣議決定））しており、調査事項は非公開、対象者の同意の取得及び結果の通知は実施せず。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取材等により特別秘密を入手しようとする行為も取得行為、漏えいの教唆として処罰され得る。</li> <li>○ 不明確な特別秘密の漏えいや取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙（第18条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立</li> </ul>



○ 日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出というべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰され得る。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。

また、適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。

## 「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）の提案理由（概要）

## 第1 これまでの経過

- 検討委員会、有識者会議とも議事録が作成されず、録音もされていなかった。これは意図的な情報隠しであり、説明責任の否定である。
- 報告書の内容は、事務局案をほぼそのまま受け入れており、検討委員会は、開催時間がごく短時間であり、各論点について深く議論されたとは到底いえない。

## 第2 目的の不明確性

- 立法の目的は個々の条文の解釈指針となるものである。秘密保全法制の法文に多義的、不明確な目的がそのまま入るとすれば、「特別秘密」等個々の条項がいかようにも解釈され得ることになりかねない。

## 第3 有識者会議が指摘するような秘密保全法制の立法事実がないこと

- 報告書が掲げる事案では情報の物的な管理の適切さが情報漏えいの原因となっている。その意味では、情報の物的な管理の適切さこそが重要である。よって、刑罰強化、適性評価をすべき立法事実はない。
- 「尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案」については、実質的に秘密とするに値せず、適切な情報管理により防止し得た情報の「漏えい」をもって、秘密保全法制を立法する必要性の裏付けとすることはできない。

## 第4 「特別秘密」について

## 1 「特別秘密」の範囲・定義について

## (1) 「特別秘密」の範囲が広範であること

- 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（以下「国家秘密法案」という。）と比較して、「公共の安全及び秩序の維持」が加わっている。警察その他の行政機関が不都合と考えれば何でも「特別秘密」とされるおそれがある。
- しかも、国家秘密法案では、外交情報も防衛上秘匿することを要するものだけが適用対象であったが、報告書では外交情報全般に拡大されている。
- かつて廃案とされた国家秘密法案よりも、国民に知らせない情報の範囲を拡大し、国民の知る権利を一層制限するものである。

## (2) 「特別秘密」の定義と判断者について

- 自衛隊法別表第四は極めて抽象的な規定の仕方になっており、これをまねるのであれば限定機能はない。
- 「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、行政機関の違法行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。

## 第5 適性評価制度について

## 1 実効性の欠如

- 適性評価制度において収集すべきとする個人情報収集しても、「情報漏えい」をするおそれのある者を判別することはできない。適性評価制度にはそもそも実効性がない。

## 2 プライバシー等との関係について

## (1) 調査事項の広範・不明確性

- 調査事項は広範に及んでおり、信用状態等のセンシティブ情報も含まれている。
  - 調査事項のうち「我が国の利益を害する活動への関与」は、抽象的であり、行政機関の恣意的判断により、思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性がある。
- (2) 同意は調査を正当化する根拠にならない
- 適性評価のための調査では、同意しなければマイナス評価を受けることが明らかであるから、同意は事実上強制されている。したがって、調査対象者の同意は、調査の正当化事由たり得ない。
- (3) 調査対象者の広範性
- 「対象者の行動に影響を与え得る者」という基準で考えると、調査対象者は無限に広がるおそれがある。
  - しかも、対象者本人のみからの同意しか想定していないため、それ以外の者については同意なくして収集されることになる。これは、プライバシー権や思想・信条の自由の侵害である。

## 第6 罰則について

### 1 重罰化が不要であること

- 立法事実として掲げるほとんどの「情報漏えい」事案において起訴猶予か執行猶予判決となっている。
- 「ボガチョンコフ事件」では、国家公務員法の法定刑の上限である懲役1年より短い懲役10か月に処する判決であった。また、自衛隊法が「改正」された後、この規定により実刑判決を受けた事例は皆無である。

### 2 過失による漏えい行為について

- 国民は、どのような情報が「特別秘密」にあたるかを判断することができない。よって、ある日突然「特別秘密」を不注意にも漏えいしたとして処罰されかねない。

### 3 未遂処罰について

- 「特別秘密」の全てが国益を揺るがす重大な国家秘密というべきものかは疑わしい。また、「特別秘密」の外延が過度に広範かつ不明瞭であるため、本法制における犯罪の実行行為かもよく認識できないままに、犯罪の実行行為たる行為に関与してしまう場合もあり得る。よって、未遂処罰は許されない。

### 4 共謀行為・独立教唆及び煽動について

- いずれも、実行行為が未だ存在しない段階の行為を処罰するものである。これは内心の意思を処罰するものであり、刑法の基本原則である行為責任主義に反する。
- 独立教唆行為については、およそ実害を生じていないのであるから、処罰の必要性には重大な疑問がある。
- 煽動行為については、独立教唆行為以上に成立範囲が不明確であり、正当な表現行為との境界はより曖昧である。これを処罰することは国民の表現活動を萎縮させるおそれがある。

### 5 特定取得行為の処罰について

- 「その他社会通念上是認できない行為を手段として特別秘密を取得する行為」が特定取得罪の構成要件に取り込まれる可能性がある。その場合、どのような行為が「特定取得罪」に該当するか、判断が著しく困難になる。

### 6 曖昧で広範囲な処罰規定のもたらすもの

- 本法制の下では、国家がその解釈と裁量の下、報道関係者だけでなく、出版関係者、さらに一般市民もある日突然犯罪者として処罰される可能性がある。

- 本法制の行き着く先は、「特別秘密」の機密保全を名目とした処罰を背景とする国民の生活全体を監視統制する社会であり、到底是認できない。

## 第7 秘密保全法制が憲法の保障する人権を侵害すること

### 1 国民主権と秘密保全法制

- 秘密保全法制の罰則規定には取材等について萎縮効果があり、国民主権原理から要請される国民の知る権利を侵害する。

### 2 学問・研究活動の自由等と秘密保全法制

- 科学技術が軍需に取り込まれることで軍事秘密とされ、その結果、秘密保全法制により学問・研究活動の自由等が侵害されることになりかねない。

### 3 思想・信条・良心の自由と秘密保全法制

- 「特別秘密」を、我が国の国益について政府と異なる立場、良心や信念から、国民に知らせようと内部告発した場合、秘密保全法制で厳しく捜査・処罰され、社会的地位を失うことを覚悟しなければならない。その結果、内部告発が自主規制されることになる。それ自身が思想・信条・良心の自由の侵害である。

## 第8 今なすべきは情報公開の推進である

- 情報公開を推進することこそが、日本国内の民主主義と、世界の紛争解決等に貢献するのである。現在なされるべきは、現行法下における積極的な情報公開と、情報公開法の早期改正である。
- 当連合会は、日本国憲法の諸原理を尊重する立場から、政府が秘密保全法案の国会提出を断念することを求め、本決議案を提案するものである。

2011年11月29日

政府における情報保全に関する検討委員会 委員長  
内閣官房長官  
藤村 修 殿

社団法人日本新聞協会

## 「秘密保全法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年8月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象としているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は1年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は5年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役5年以下か10年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という疑念が残る。事実、2005年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以 上



特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律案（抄）

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）（抄）

保護の対象とする秘密及び指定の要否

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合において、第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあっては、その機関ごと）に政令で定める者（以下同じ。）は、当該行政機関について、次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

（防衛秘密）

第九十六條の二 防衛大臣は、自衛隊に於ける、公になつていない事項のうち、我が国の防衛上特に秘密にすることが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

（定義）

第一条（略）  
この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれら事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。  
一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項  
イ 構造又は性能  
ロ 製作、保管又は修理に関する技術  
ハ 使用の方法  
ニ 品目及び数量  
二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密を侵す罪  
軍隊についての別表に掲げる事項及びこれら事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を侵す行為は、十年以下の懲役に処する。ただし、十年以下の懲役に処する者には、十年以下の懲役に処する者とは異なる方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2  
 秘匿することが必要であるもの  
 前項の規定による指定（以下単  
 一指定）という。）は、次の各  
 号のいずれかに掲げる方法により  
 行わなければならない。  
 一 政令で定めるところにより、  
 前項に規定する事項を記録する  
 文書、図画若しくは物件又は当  
 該事項を化体する物件に標記を  
 付すこと。  
 二 前項に規定する事項の性質上  
 前号の規定によることが困難で  
 ある場合において、政令で定め  
 るところにより、当該事項が同  
 項の規定の適用を受けると  
 なる旨を当該事項を取り扱う者  
 に通知すること。  
 3  
 4 (略)

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、  
 次に掲げるもの  
 イ 自衛隊の運用又はこれに関  
 する見積り若しくは計画若し  
 くは研究  
 ロ 防衛に関し収集した電波情  
 報、画像情報その他の重要な  
 情報  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理  
 又はその能力  
 ニ 防衛力の整備に関する見積  
 り若しくは計画又は研究  
 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機  
 その他防衛の用に供する物の  
 種類又は数量  
 ヘ 防衛の用に供する通信網の  
 構成又は通信の方法  
 ト 防衛の用に供する暗号その  
 他ロに掲げる情報の伝達用の  
 暗号  
 チ 武器、弾薬、船舶、航空機

2  
 前項の規定による指定は、次の  
 各号のいずれかに掲げる方法によ  
 り行わなければならない。  
 一 政令で定めるところにより、  
 前項に規定する事項を記録する  
 文書、図画若しくは物件又は当  
 該事項を化体する物件に標記を  
 付すこと。  
 二 前項に規定する事項の性質上  
 前号の規定によることが困難で  
 ある場合において、政令で定め  
 るところにより、当該事項が同  
 項の規定の適用を受けると  
 なる旨を当該事項を取り扱う者  
 に通知すること。  
 3  
 4 (略)

別表第四（第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関す  
 る見積り若しくは計画若しくは  
 研究  
 二 防衛に関し収集した電波情報  
 、画像情報その他の重要な情報  
 三 前号に掲げる情報の収集整理  
 又はその能力  
 四 防衛力の整備に関する見積り  
 若しくは計画又は研究  
 五 武器、弾薬、航空機その他の  
 防衛の用に供する物（船舶を含  
 む。第八号及び第九号において  
 同じ。）の種類又は数量  
 六 防衛の用に供する通信網の構  
 成又は通信の方法  
 七 防衛の用に供する暗号  
 八 武器、弾薬、航空機その他の

別表

一 防衛に関する事項  
 イ 防衛の方針若しくは計画の  
 内容又はその実施の状況  
 ロ 部隊の隷属系統、部隊数、  
 部隊の員数又は部隊の装備  
 ハ 部隊の任務、配備又は行動  
 ニ 部隊の使用する軍事施設の  
 位置、構成、設備、性能又は  
 強度  
 ホ 部隊の使用する艦船、航空  
 機の種類又は数量その他の軍  
 品の種類又は数量  
 イ 編制又は装備に関する事項  
 計画の内容又はその実施の状  
 況  
 ハ ロ 編制又は装備の現況  
 艦船、航空機、兵器、弾薬  
 その他軍需品の構造又は性  
 能  
 三 運輸又は通信に関する事項  
 イ 軍事輸送の計画の内容又は

指定の調整

その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能又は使用方法は、

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能又は使用方法は、試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

ニ 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の利用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に關する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の利用に供する暗号

防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能又は使用方法は、

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、性能又は使用方法は、試験の方法

十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

（This section is currently blank in the provided image.)

ハロ その実施の状況  
軍用通信の内容  
軍用暗号

2 第三條 (特別秘密の指定)  
(略)

行政機関の長は、当該行政機関  
と他の行政機関との共有に係る事  
項(以下次項及び次条第四項にお  
いて「共有事項」という。)につ  
いて指定をしようとするときは、  
あらかじめ、当該他の行政機関(こ  
次項において「特定行政機関」と  
いう。)の長に協議しなければならない。  
4 行政機関の長は、前項の規定に  
よる協議を経て当該共有事項につ  
いて指定をしたときは、直ちにそ  
の旨を特定行政機関の長に通知し  
なければならない。  
5 警察庁長官は、警察庁と都道府  
県警察との共有に係る事項(以下  
この項において「警察共有事項」と  
いう。)について指定をしたとき  
き、又は他の行政機関の長から警  
察共有事項に係る前項の規定によ  
る通知を受けたときは、直ちにそ  
の旨を当該都道府県警察の警視総  
監又は道府県警察本部長(以下「  
警察本部長」という。)に通知し  
なければならない。

指定の解除等

2 行政機関の長は、指定の有効期  
間(この項の規定により延長した  
有効期間を含む。)が満了する時  
において、当該指定に係る事項が  
前条第一項に規定する要件を満た  
す場合において、当該指定の日か  
ら起算して五年を超えない範囲内  
においてその有効期間を定めるも  
のとする。

※自衛隊法施行令(昭和二十九年政  
令第七十九号)  
(防衛秘密が要件を欠くに至った  
場合の措置)  
第百十三条の十二 防衛大臣は、防  
衛秘密として指定した事項が法第  
九十六条の二第一項に規定する要  
件を欠くに至ったときは、速やか  
に、当該事項に係る防衛秘密管理  
者に当該事項が防衛秘密でなくな  
った旨を通報するものとする。

第四條 (指定の有効期間及び解除)  
行政機関の長は、指定をす  
る場合において、当該指定の日か  
ら起算して五年を超えない範囲内  
においてその有効期間を定めるも  
のとする。

す場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

取扱いの業務を行わせることができる場合

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物の件に付された第三百十三条の二の規定による標記及び第三百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

第九十六条の二（略）

2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に關連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 2 第九十六条の二（略）



ころにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

その他の保護措置

第十四条（その他の保護措置）  
行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

漏えい行為に係る罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又はは、十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又はは、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。  
4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。  
5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十六条の二（防衛秘密）  
3 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。  
3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二条（特別防衛秘密保護上の措置）  
行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第三条（罰則）  
左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。  
一 わが国の安全を害する目的をもち、特別防衛秘密を他人に漏らした者  
二 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものに  
三 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）  
第六条（略）  
2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

円以下の罰金に処する。

取得行為に係る罰則

第十八条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は状況により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはせず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能をもつ機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十

2 前項に掲げる者を除き、業務に  
より知得し、又は領有した特別防  
衛秘密を過失により他人に漏らし  
た者は、一年以下の禁こ又は三万  
円以下の罰金に処する。

3 2 (罰則)  
第三条 左の各号の一に該当する者  
一 は、十年以下の懲役に処する者  
二 一 わが国の安全を害すべき用途  
に供する目的をもつて、又は不  
当な方法で、特別防衛秘密を採  
知し、又は収集した者  
二・三 (略)

前二項の未遂罪は、罰する。

3 2 (合衆国軍隊の機密を侵す罪)  
第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国  
軍隊についての別表に掲げる事項  
及びこれらの事項に係る文書、図  
画若しくは物件で、公になつてい  
ないものをいう。以下同じ。）を  
、合衆国軍隊の安全を害すべき  
用途に供する目的をもつて、又は  
不当な方法で、探知し、又は収集  
した者は、十年以下の懲役に処す  
る。

前二項の未遂罪は、罰する。

八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為  
前項の罪の未遂は、罰する。  
前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。  
2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

自首減免

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

国外犯処罰

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者

第二百二十二条 (略)

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

第二百二十二条 (略)  
2・3 (略)  
4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。  
5・6 (略)

第二百二十二条 (略)

5 第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
6 (略)

第二百二十二条 (略)  
2・5 (略)

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。  
3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者は、前項と同様とする。  
4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者も、前項と同様とする。  
3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)

第六条 第三項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第六條 第三條第一項第一號若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者も、前項と同様とする。  
3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又は煽動した者も、前項と同様とする。  
3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る前條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る前條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第八條 第六條第一項の罪、同項に係る前條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 にも適用する。  
刑法第十八条及び第十九条の罪は、  
刑法第二条の例に従う。

6 第一項から第四項までの罪は、  
刑法第三条の例に従う。

## 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

## 1 特別秘密の管理に関する措置

## (1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ア)～(ウ)参照）に該当する事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ア) 防衛に関する事項（10事項） 現行の防衛秘密に相当する事項

(イ) 外交に関する事項（5事項） 主として我が国の安全保障等に関する事項

(ウ) 公共の安全と秩序の維持に関する事項（4事項） 主としてテロの防止等に関する事項

イ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には5年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

## (2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

## 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

## 3 その他所要の規定を整備する。



## 特別秘密の保護に関する法律案の概要（案）

## 1 趣旨

- (1) 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- (2) こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- (3) これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

## 2 概要

## (1) 特別秘密の管理に関する措置

## ア 行政機関における特別秘密の指定等

- (ア) 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

## （※）特別秘密の対象となり得る事項

## 【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

## 【外交に関する事項】

- ① 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ② 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ③ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ④ ③に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ⑤ 外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

## 【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

- ① テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究
- ② 公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関する重要な情報

③ ②に掲げる情報の収集整理又はその能力

④ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- (イ) 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。
- (ロ) 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- (ハ) 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

#### イ 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

- (ア) 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- ・ 行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
  - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の実事存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合
- (イ) 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
- (ロ) 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (ハ) 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- (ニ) 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ア) 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

(イ) 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ア)に掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

イ 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(ア) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(イ) 財物の窃取

(ウ) 施設への侵入

(エ) 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

(オ) いわゆる盗聴・盗撮行為

(カ) 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

ウ 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3) その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ 訓示的规定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

ウ 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

エ 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

オ 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

## 特別秘密の保護に関する法律案の概要等（案）

## 1 趣旨

- (1) 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- (2) こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- (3) これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

## 2 概要

## (1) 特別秘密の管理に関する措置

## ア 行政機関における特別秘密の指定等

- (ア) 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（別紙）に該当する事項であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。【第3条第1項・第2項】

○ 本法は、行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義し（第2条第1項）、各行政機関ごとに特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、保護の対象を明確化するために各行政機関の長に指定を行わせることとする。なお、合議制の行政機関においては、判断の適正化を図るため、当該機関自体に指定を行わせることとする。

○ 特別秘密は、防衛秘密と同様、①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性、④指定の4要件を充足するものとした。これは、実質秘のうち特に秘匿の必要性が高いものを抽出・明確化するための手段として④指定の制度を導入した上で、指定の裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で、①及び③を要件とするものである。防衛秘密において③の要件は「我が国の防衛上」



特に秘匿することが必要であるもの」と規定されているところ、本法では別表を3号立てとした上で、③の要件を「我が国の防衛（安全保障等・テロリズム防止等）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」とし、規定ぶりをより具体的にしている。

○ 「我が国の安全保障等」は、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念で（第2条第2項）、

- ・ 我が国の安全保障

- ・ 外国との間で生じている領土問題又は国民の生命・身体に対する被害等の問題（北方領土問題や北朝鮮による拉致問題を想定。）の解決

を意味し、両者は国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。

○ 「テロリズム防止等」は、公共の安全と秩序の維持に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念で（第2条第4項）、

- ・ テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの（「これに類するもの」として、外形上テロリズムと同等の行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等を想定。))による被害の発生・拡大の防止

- ・ 特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動）の抑止

を意味し、両者は国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

○ 国内外の組織によるテロ活動に関する規定（第2条第3項第1号）は、自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法第81条の2第1項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」と規定する。

○ 特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、事項を記録又は化体する媒体のいかんにかかわらず、客観的に同一性がある限り、指定の効果は及ぶ。

○ 政令事項としては、第2条第1項第5号については検察庁を、第3条第1項については検察庁の長を、同条第2項については標記や通知の方法を、それぞれ規定することが想定される。

○ 地方公共団体が特別秘密を国から独立して保有することは想定されないが、都道府県警察については特別秘密に係る犯罪の捜査など特別秘密を取



り扱う場合が想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

- 立法府及び司法府については、その職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定される上、守秘義務の有無・内容が行政機関とは異なることから、本法の適用につき別途議論されるのが適当である。

- (イ) 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。【第3条第3項～第5項】

- 複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになるところ、その重要性ゆえ統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らし、一の行政機関の長による指定の効果は当該事項を共有するすべての行政機関に及ぶこととすべきである。

このような考え方を前提とすると、指定は行政機関間の調整を経て行われるべきであるところ、秘匿の必要性をより厳格に解する観点から、指定を行おうとする行政機関の長に対し、他の行政機関の長への協議を義務付けることとする。

- 共有に係る事項が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。複数の行政機関が③異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合や④同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合は、情報源又は時期を異にすれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なり、同じ内容であっても秘密としての位置付けは異なると解されるため、共有に係る事項が生じる場合には当たらない。
- 指定の効果は他の行政機関にも及ぶようにするため、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに他の行政機関の長に通知するよう義務付けることとする。

- (ウ) 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。【第4条】

- 指定の有効期間は、行政機関の長にその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を

制度的に担保するものである。

- 有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとし、その上限については、当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認する観点から5年とする。
- 有効期間経過時になお要件充足性が認められた場合、指定の有効期間を延長することとしているが、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律の制限を設けることとはしていない。
- 指定後に要件充足性を欠くに至った場合、**実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく指定の効力は消滅することとなるが、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなるため、指定を行った行政機関の長に対し、解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すこととする。**
- **複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における適切な解除に資するよう、行政機関の長に対し、他の行政機関の長が指定した事項について要件充足性を欠くに至ったと思料するときにはその旨を当該行政機関の長に速やかに通知する義務を課すこととする。**
- **政令事項としては、第4条第2項については延長の通知を、同条第3項については解除の通知を、それぞれ規定することが想定される。**

(I) 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。**【第5条】**

- 守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方があるところ、特別秘密はこれを保護する公益が極めて高いため、漏えいの危険性をも勘案した場合、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密を反復継続して取り扱わせることができなくなり、事務遂行上支障を来すおそれがある。そこで、防衛秘密制度を参考にして、行政機関の長は、事務遂行上の特段の必要がある場合に限り、一定の手続を経た上で、他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする。
- 本法においては、特別秘密に公共の安全と秩序の維持に関する事項を含むこととしたため、都道府県警察の職員にも特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする。

- 「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことを意味する。
- 「行わせる」とは、防衛秘密制度と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。
- 政令事項としては、第5条第1項については他の行政機関における保護措置に関する協議の手続を、同条第3項については契約業者における保護措置に関する契約の手続を、それぞれ規定することが想定される。この点、契約業者は行政機関との契約に基づき保護措置を講ずるものであり、本法の規定に基づき保護措置を講ずべき主体ではない。

#### イ 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

- (7) 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。【第6条】

- ・ 行政機関の長、国务大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
- ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

- 特別秘密の漏えいを防止する手法の一つとして特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底するため、適性評価制度を設け、特別秘密を取り扱った場合でも漏らすおそれがないと認められた者以外の者を特別秘密の取扱者から除外する。
- 次に掲げる者について、特別秘密の取扱いに適性評価を経ることを要しないこととする理由は、それぞれ以下のとおりである。
  - ・ 行政機関の長：特別秘密の保護に必要な措置を講ずるという職責に合う高い能力と経験を有する者が任命されており、その職責に堪えなければ解任されることが想定されるため。
  - ・ 国务大臣：任命権者たる内閣総理大臣が内閣の首長として行政権を行使するという職責を果たすことを阻害しないようにするため。
  - ・ 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官：国务大臣に準じ内閣と一体となって行政権の行使に当たる職であるため。



- ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置を講じたもの：これらの者が、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合には、特別秘密の取扱いが簡素なものに留まることから、適性評価よりも簡易な方法による措置により特別秘密を取り扱わせることに合理性が認められるため。

- 特別秘密の取扱いに適性評価を経ることを要しない職として、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを予定している。
- 法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てるとされている行政機関の職員（安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等）については、このような任命の形態が事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保するために採られるものであり、当該行政機関における当該職員の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えられることから、当該行政機関において重ねて適性評価を実施しないこととする。

- (4) 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。【第7条第1項～第4項、第9条、第10条】

- 行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせることとしているため、漏えいを防止する手法の一つである適性評価についても各行政機関の長の責任において実施する。
- 適性評価ではプライバシーに深く関わる個人情報も取得する必要があることから、個人情報の保護及び制度の円滑な運営のため、実施の際に評価対象者の明示的な同意を取得させることとする。
- 適性評価は、配置されたポストにおける特別秘密の取扱いの蓋然性が認められる者に対して行う。また、一度適性を有すると認められた者であっても、一定期間（5年）の経過後も引き続き取り扱う場合や、行政機関の長が漏えいを防ぐために再度実施することが必要と判断した場合には適性評価を行う。後者の場合において、適性評価の実施に同意しなかったときは、その時点から特別秘密を取り扱うことができないこととする。
- 特別秘密を自発的に漏らすおそれがないか又は本人にその意図がなくとも特別秘密を漏らしてしまうおそれがないかを確認するために次に掲げる

事項について調査する。

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

○ 各評価対象者についてより慎重な調査を実施する必要があるかどうかを把握し、適性評価を効果的かつ効率的に実施するため、上記の調査事項と評価対象者との関係を明らかにする端緒となり得る事項（政令事項：学歴及び職歴、国外との関連を有する事情、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍といった事項を想定。）についても調査する。

○ 適性評価においては、特定の職業や国籍といった社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしており、また、信条そのものを調査事項としておらず、信条により差別されることはないことから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

○ 適性評価においては、思想・良心や信仰そのものを調査事項としておらず、内心を告白させることがないことから、思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

○ 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならないこととする。

(ウ) 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。【第7条第5項、第9条、第10条】

○ 正確かつ必要十分な個人情報を取得して実効性のある適性評価を実施するため、評価対象者のほか、評価対象者をよく知る者その他の関係者等からも情報を取得することとする。

○ 公私の団体への照会については、個人情報の保護に係る法律との整合性を確保し、かつ、相手方の理解及び協力を得る必要があることから、照会権限を本法に規定することとする。

(I) 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密



の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。【第8条～第10条】

- 適性を仮に認めることができるとするのは、適性評価手続が完了するまで一切特別秘密を取り扱えないこととすれば行政事務の遂行に不都合が生じることもないとはいえないためである。
- 「特段の事情がある場合」とは、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要がある場合等をいう。
- 漏えいのおそれとの結び付きが特に強い3つの調査事項（特定有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴並びに情報の取扱いに係る非違の経歴）についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがなく、かつ、その他の調査事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情等がない場合には、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られていることから、適性を有すると仮に認めることができることとする。

(オ) 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。【第11条～第13条】

- 個人情報の目的外利用・提供の禁止については、職務上の義務違反や非行がないにもかかわらずプライバシーに深く関わる個人情報の取得が許容されていることに鑑み、当該個人情報を特に慎重に取り扱うために規定を設けるものである。
- 不利益取扱いの禁止については、適性評価制度を口実とした不利益処分や、そうした恣意的な運用への評価対象者の不信感から生じる適性評価制度の実効性の低下を防ぐために規定を設けるものである。
- 「不利益な取扱い」とは、免職・解雇、降任、減給等の処分のほか、もっぱら雑務に従事させ就業環境を害するといった行為を含む。
- 使用される者に対する不利益取扱いの禁止については労働契約法の規定及び判例が存在するが、抽象的であり適性評価制度に適用されるかどうか明確ではないことから、本法において契約業者に使用される者等への不利益取扱いの禁止を明示的に規定するものである。
- 行政機関及び都道府県警察の職員に係る不利益取扱いの禁止については、国家公務員法等により担保されているものの、契約業者に使用される者に対する規定との比較で反対解釈が生じないよう、**公益通報者保護法に倣って**確認的に規定を設けるものである。

- 確認措置についても、個人情報の目的外利用・提供及び不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止することとする。

## (2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

### (7) 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）【第17条第1項・第4項】

- 業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、取扱業務者による漏えいは、それ以外の業務者（以下「業務知得者」という。）による漏えいと比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとする。
- 防衛秘密については、漏えいをもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、自衛隊法の他の罰則とのバランスも考慮して取扱業務者による故意の漏えい罪の自由刑を5年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、MDA秘密保護法の特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正競争防止法の営業秘密の開示等の罪の自由刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、取扱業務者による故意の漏えい罪の自由刑も10年以下の懲役とする。また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、現行法上の例に倣い、1000万円以下の罰金を選択的併科刑として定めることとする。
- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、過失による漏えいも処罰対象とし、法定刑については、故意の漏えい罪の自由刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスや現行法上の例を参考にして、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金とする。

### (1) 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(7)に掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）【第17条第2項・第5項】

- 防衛秘密については、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護の

ため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものであり、行政機関又は都道府県警察の職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとする。

なお、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、処罰対象とはしないこととする。

- 故意の漏えい罪の法定刑については、取扱業務者に係る自由刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスや現行法上の例を参考にして、5年以下の懲役及び選択的併科刑として500万円以下の罰金とする。
- 過失による漏えいも取扱業務者と同じく処罰対象とし、法定刑については、取扱業務者に係る法定刑を踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスや現行法上の例を参考にして、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金とする。

イ 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。【第18条第1項・第3項】

- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、
  - ① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合
  - ② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合
 など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的な人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に

該当する取得行為に限って処罰の対象とするものである。

- 防衛秘密については、外部者による取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、本法は特別秘密の保護そのものを目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による取得行為も処罰の対象とすることが適当である。
- 不正競争防止法の営業秘密は、広く民間において保有され、管理の程度が軽重様々であることから、保有者の管理を害する行為全般が処罰対象とされている。それに対し、特別秘密については、その保有者が国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、一定水準以上の管理が制度的に担保されるため、望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえ、これらが処罰の対象とならないよう、処罰の対象とすべき管理侵害行為を限定列挙することとした。
- 第18条第3項は、取得行為が詐欺罪等の構成要件にも該当する場合、本罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合として最も重い刑により処断されることを明らかにするものである。

(7) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為【第1項第1号】

- 不正競争防止法と同様、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当する行為による特別秘密の取得を処罰するものである。

(イ) 財物の窃取【第1項第2号】

- 有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当する。

(ウ) 施設への侵入【第1項第3号】

- 施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当する。

(エ) 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為【第1項第4号】

- 保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から



特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

(オ) いわゆる盗聴・盗撮行為【第1項第5号～第7号】

- 閉鎖的な房室において限定された者に特別秘密を視聴させるという管理に対する侵害行為として
  - ① 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為
  - ② 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為  
を、閉鎖的性質を有する通信手段により限定された者に特別秘密を伝達するという管理に対する侵害行為として
  - ③ 有線電気通信を傍受する行為及び暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為  
を、それぞれ処罰の対象とするものである。
- ②については、施設内（廊下等）においてその区画された部分（会議室等）を狙って敢行される場合も想定されるため、これが処罰対象となるよう、「施設又は施設の区画された部分」と規定する。

(カ) 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為【第1項第8号】

- 電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列举ではない形で規定する。
- その他の電子計算機による管理を害する行為としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのIDパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

ウ 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。  
【第17条第3項、第18条第2項、第19条】

- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、故意の漏えい行為の未遂も処罰対象とする。



- 不正競争防止法の営業秘密の取得罪等は未遂を処罰対象としていないが、本法では、特別秘密の重要性に鑑み取得行為の未遂も処罰対象とする。
- いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為及び取得行為の共謀・教唆・煽動を処罰の対象とする。
- 取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となることが判例上確立しており、漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならない。

## エ 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。【第20条、第21条】

- 業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前に自首を促し、実害の発生を未然に防止できるよう、自首による必要的減免を規定する。
- 特別秘密の漏えいが我が国及び日本国民の安全を害することに鑑み、すべての者の国外犯を処罰対象とする。この点、防衛秘密においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民による国外犯のみを処罰対象としているが、本法では、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえ、日本国民以外の者による国外犯についても処罰対象とすることとした。
- 第21条第1項は身分犯である第17条の罪について、第21条第2項は非身分犯である第18条及び第19条の罪について、それぞれ国外犯処罰を規定する。

- 特別秘密は、厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で要式行為として指定が行われることなどから、刑事裁判手続上、外形立証により秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を十分立証し得るものと考えられる。また、特別秘密の漏えい等事件は憲法第82条第2項ただし書の絶対的公開事件に該当する余地があり、他方で当該事件に該当しないとされる場合には同項本文による公開停止によって対応可能であると考えられる。したがって、本法では不正競争防止法の秘匿決定手続のような制度は設けない。

## (3) その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

**ア 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定【第14条】**

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

- 特別秘密の保護上必要な措置として、例えば、
  - ・ 行政機関の長又は警察本部長がその職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること
  - ・ 特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること
  - ・ 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること
 等が考えられる。

**イ 訓示的規定【第16条】**

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

- 本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有するMDA秘密保護法の訓示的規定（第7条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにする。

**ウ 施行期日に関する規定【附則第1条】**

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

- 本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があること等を踏まえ、本法は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

- ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、この規定については、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定めることとする。

#### エ 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定【附則第2条～第5条】

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

- 施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項については、特別秘密として指定し直すこととすると、防衛秘密を共有する他の行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じるため、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととする。ただし、特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けることとする。
- また、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置を設ける。

#### オ 内閣法の一部改正に関する規定【附則第7条】

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

- 本法の施行に伴う事務として、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務や、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられるところ、これらの事務は、内閣法第12条第2号から第5号までに規定する内閣官房の事務に該当すると解され、また、内閣情報官が情報の保護に係る高度に専門的な知見を有していることから、内閣情報官が掌理する事務との親和性が高いと考えられる。このため、同法を改正して、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官に掌理させること

とする。



## 【別紙】別表の概要

	別表に掲げる事項	内容
第 1 号 （ 防 衛 に 関 す る 事 項 ）	イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究	<p>○ 自衛隊法別表第4第1号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるどころ、防衛出動時における自衛隊の活動が対象となるのは当然であるが、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と極めて密接な関連を有するものについては対象となり得る。</p> <p>この点、自衛隊法別表第4第1号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより、防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図っている。</p>
	ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	<p>○ 自衛隊法別表第4第2号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。</p>
	ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	<p>○ 自衛隊法別表第4第3号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</p>
	ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	○ 自衛隊法別表第4第4号に掲げる事項と同じ。
	ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量	<p>○ 自衛隊法別表第4第5号に掲げる事項と同じ。</p> <p>○ 自衛隊法においては、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、同法別表第4における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」</p>



		の「その他の」を「その他」と規定することとする。
第1号 (防衛に関する事項)	ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	○ 自衛隊法別表第4第6号に掲げる事項と同じ。
	ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	○ 「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊法別表第4第7号に掲げる事項と同じ。 ○ 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した情報」に防衛省以外の行政機関が収集した情報であって防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとする。
	チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法	○ 自衛隊法別表第4第8号に掲げる事項と同じ（第1号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法	○ 自衛隊法別表第4第9号に掲げる事項と同じ（第1号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）	○ 自衛隊法別表第4第10号に掲げる事項と同じ。
第2号	イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針	○ 我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。 ○ 具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

## 第2号（外交に関する事項）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性があること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
<p>ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
<p>ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。</li> <li>○ 具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
<p>ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。</li> <li>○ 「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第</li> </ul>

第2号 (外交に関する事項)	ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<p>2号ハと同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交の手の内等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
第3号 (公共の安全と秩序の維持に関する事項)	イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」とは、テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。</li> <li>○ 「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」とは、テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
	ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。</li> <li>○ 具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、</li> </ul>

		<p>じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</p>
<p>第3号 （公共の安全と秩序の維持に関する事項）</p>	<p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。</li> <li>○ 「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第3号ロと同じ。</li> </ul>
	<p>ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>

特別秘密の保護に関する法律（**同法附則第六条**による改正後の国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第六十四条による改正関係） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）</p> <p>二 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>



新旧対照条文 **附則第七条及び第八条**による内閣法の改正関係

○ 内閣法(昭和二十二年法律第五号)

(傍線部分は改正部分)

【本法の施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律の施行日前である場合】

改正案

現行

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

改正案

【本法の施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律の施行日後である場合】

第十九条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

※本法の施行日: 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

※国家公務員法等の一部を改正する法律の施行日: 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 質問の回答に対する再質問について

送信日時: 2012年8月8日 17:17  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 120808質問提出.jtd (23 KB)

内調  
様

お世話になっております。  
警察庁の[ ]です。

標記について添付のとおり再質問を提出致します。  
間隔があいてしまって大変申し訳ありませんが、よろしくお取り計らい願います。

お電話致しましたが、ご不在のようですので、メールにて失礼致します。

[ ] 拝

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成24年8月7日  
警察庁

「警察庁からの意見等（平成24年6月19日付け）に対する回答」について、下記のとおり再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

#### 1 条文素案第3条第3項関係

貴室からの回答中「移送の要件充足性を対象としている」とあるが、移送の協議については、開示をするか否かについてではなく、いずれの行政機関が開示決定を行うかという手続的事項を協議しているに過ぎない。他方、本法においては、（いずれの行政機関が特別秘密としての指定を行うかではなく）特別秘密としての指定をするか否かといった、いわば内容的事項を協議対象としている。

以上の点からは、情報公開法の「協議」と本法の「協議」とは、協議対象としている事項の性質が異なる点で同様の整理をしているとは言い難いところ、貴室からの回答中「情報公開法第12条第1項の「協議」も本法案第3条第3項の「協議」もこのような意見の交換を行う点で異なるところはない」とは、いかなる点が「異なるところはない」のか詳細に説明されたい。

#### 2 条文素案第5条第2項関係

当庁からの第5条第2項の削除意見（平成24年3月30日付け）に対して、貴室からは「(回答) 原案どおりとさせていただきたい(理由) 警察庁長官が都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続を明確化する必要があるから」との回答（平成24年4月17日付け）であったところ、貴室からの6月19日付け回答にあるように指揮監督権の有無の観点でなければ、警察庁と都道府県警察のみを敢えて特出した上で、その両者の間で特別秘密を取り扱わせる場合の要件と手続を明確化する必要があると整理したのはいかなる観点によるものか詳細に説明されたい。



警察庁 担当者 殿

事務連絡  
平成24年8月13日  
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年8月7日付け）に対する回答

標記について、貴省からの8月7日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 条文素案第3条第3項関係

貴室からの回答中「移送の要件充足性を対象としている」とあるが、移送の協議については、開示をするか否かについてではなく、いずれの行政機関が開示決定を行うかという手続的事項を協議しているに過ぎない。他方、本法においては、（いずれの行政機関が特別秘密としての指定を行うかではなく）特別秘密としての指定をするか否かといった、いわば内容的事項を協議対象としている。

以上の点からは、情報公開法の「協議」と本法の「協議」とは、協議対象としている事項の性質が異なる点で同様の整理をしているとは言い難いところ、貴室からの回答中「情報公開法第12条第1項の「協議」も本法案第3条第3項の「協議」もこのような意見の交換を行う点で異なるところはない」とは、いかなる点が「異なるところはない」のか詳細に説明されたい。

（回答）

平成24年6月19日付け「警察庁からの意見等（平成24年5月21日付け）に対する回答」に記載したとおり、法令上「協議」とは「協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手からの納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換」（「法令用語辞典〈第9次改訂版〉」150頁）することをいうところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の「協議」も本法案第3条第3項の「協議」もこのような意見の交換を行う点で異なるところはないと考えられる。

この点、貴見は、法令上の「協議」概念を2つに区分する見解のようであるが、そのような見解の合理性について、現行法上の用例や参考文献等具体的な根拠を示して説明されたい。

2 条文素案第5条第2項関係



当庁からの第5条第2項の削除意見（平成24年3月30日付け）に対して、貴室からは「（回答）原案どおりとさせていただきたい（理由）警察庁長官が都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続を明確化する必要があるから」との回答（平成24年4月17日付け）であったところ、貴室からの6月19日付け回答にあるように指揮監督権の有無の観点でなければ、警察庁と都道府県警察のみを敢えて特出した上で、その両者の間で特別秘密を取り扱わせる場合の要件と手続を明確化する必要があると整理したのはいかなる観点によるものか詳細に説明されたい。

（回答）

平成24年8月1日各省送付に係る逐条解説案21頁に記載されているとおり、第5条は、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の關係に鑑み、第1項とは別に第2項を設けた上で「政令で定めるところにより」ではなく「警察庁長官の定めるところにより」と規定し、警察庁長官が都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令ではなく警察庁長官が定めることを特別に許容したものである。この点、このように警察庁と都道府県警察を特出しするのを避けるのであれば、平成24年3月5日の法制局審査において同局参事官からも指摘があったように、第2項を第1項に統合し、警察庁長官と都道府県警察の間も含め特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続をすべて政令で定めることとせざるを得なくなると考えられる。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:40

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 適格性確認と適性評価の比較.xlsx (19 KB); 法案概要(五枚).jtd (47 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail: .....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (34 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み
- 第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (34 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

- ～
- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
  - 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
  - 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
  - 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
  - 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
  - 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
  - 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
  - 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
  - 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
  - 第39回 : 7月23日に資料持込み
  - 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
  - 第41回 : 8月9日に資料持込み
  - 第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail

.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 櫻井 壮太郎(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (34 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (34 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail: .....  
.....





【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (34 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (34 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 適格性確認と適性評価の比較.xlsx (19 KB); 法案概要(五枚).jtd (47 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....

**【機2】FW:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について**

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月23日 16:18

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 適格性確認と適性評価の比較.xlsx (19 KB); 法案概要(五枚).jtd (47 KB)

監物様、藤本様

いつも大変お世話になります。すみません。下堀様の方だけしか送っておりませんでした。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail

差出人: 内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月21日 18:39

宛先:

件名:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第42回)について

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第42回)を8月22日(水)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

- ~
- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
  - 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
  - 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
  - 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
  - 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
  - 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
  - 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
  - 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
  - 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
  - 第39回 : 7月23日に資料持込み
  - 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
  - 第41回 : 8月9日に資料持込み
  - 第42回 : 8月22日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]  
.....

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年8月22日

- 法案概要（五枚）
- 適性評価制度と適格性確認制度との比較



## 特別秘密の保護に関する法律案の概要（案）

## 第1 趣旨

- 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- 2 こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- 3 これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

## 第2 概要

## 1 特別秘密の管理に関する措置

## (1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

【別表第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物

の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- ② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- ※ 「我が国の安全保障等」とは、㊦我が国の安全保障、㊧国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- ③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、㊦テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの）による被害の発生・拡大の防止、㊧特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止をいう。

【別表第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。
- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

- ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- ・ 行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
  - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

イ 適性を有すると認められた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、次に掲げる事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

- ① 特定有害活動との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

エ 上記の調査事項に関する調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が上記①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

キ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

## 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

イ 財物の窃取

ウ 施設への侵入

エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為

カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為

キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）

ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

(3) 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

(4) 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

### 3 その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

(1) 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

(2) 訓示的规定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(3) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(4) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(5) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。



	適性評価制度	適格性確認制度	
		概要	備考
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別秘密の保護に関する法律(案)</li> <li>○特別秘密の保護に関する法律施行令(案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(カウンターインテリジェンス推進会議決定)</li> <li>○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンターインテリジェンス推進会議承認)</li> <li>○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※1 適格性確認は、任命権者である行政機関の長等による特別秘密を取り扱う官職への職員任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施している。</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関の職員・都道府県警察職員・契約業者の役職員等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別秘密の取扱いが見込まれることとなった者</li> <li>・直近の適性評価から5年経過日以後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者</li> <li>・直近の適性評価から5年を経過していない者で特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価することが特に必要であると認めたもの</li> </ul> </li> <li>○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関の職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者</li> </ul> </li> <li>○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外</li> </ul>	
実施権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関の職員→当該国の行政機関の長</li> <li>○都道府県警察→当該都道府県警察の警察本部長</li> <li>○契約業者の役職員等→契約に係る国の行政機関の長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関の長が指定した者</li> </ul>	
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特定有害活動との関係に関する事項</li> <li>②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項</li> <li>③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項</li> <li>④薬物の濫用及び影響に関する事項</li> <li>⑤精神疾患に関する事項</li> <li>⑥飲酒についての節度に関する事項</li> <li>⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項</li> </ul> <p>①~⑦を効果的・効率的に実施するため、以下の事項を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学歴及び職歴に関する事項</li> <li>○外国との関連を有する事情に関する事項</li> <li>○配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、住所及び国籍</li> </ul> <p>(本人の人物特定事項の一つとして把握)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セキュリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与</li> <li>○刑事処分 ○懲戒処分等</li> <li>○情報の不適切な取扱い</li> <li>○薬物濫用等</li> <li>○精神障害</li> <li>○アルコール依存等</li> <li>○金銭問題</li> </ul> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定の外国への頻繁な私的渡航</li> <li>○外国籍配偶者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○帰化</li> <li>○特異な言動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※2 適格性確認は、職員任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。</li> <li>※3 思想・良心又は信仰そのものを調査事項としておらず、内心を告白させることもない。また、内心の領域にある信条そのものも調査事項としていない。</li> <li>なお、前掲の「基本方針」では、適格性の確認に当たって、国家公務員法第27条の平等取扱原則を遵守しなければならない旨を規定している。</li> </ul>
情報収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人が質問票に記載し提出</li> <li>○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問</li> <li>○必要な範囲内において行政機関や公私の団体に照会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事管理情報</li> <li>○上司・人事担当課に対する質問</li> <li>本人に対する面接を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※4 職員任用に関して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の同意を得ていない。</li> </ul>
同意の取得	必須としている	必須としていない	
照会権限	法律に規定(同意に当たって照会することがある旨を告知)	法律に規定はない	
結果の通知	通知する	通知しない	
理由の通知	適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する	通知しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>※5 適格性確認は、職員任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することとはしていない。</li> </ul>
個人情報の利用・提供の制限	行政機関個人情報保護法第8条第1項の規定による(利用・提供は法令に基づく場合に限られる。)	行政機関個人情報保護法第8条第1項・第2項の規定による(正当な理由があれば第三者に提供することは妨げない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※6 照会権限に基づきプライバシーに深く関わる個人情報を取得する適性評価制度と異なり、主として人事管理情報を用いることから、左記のとおり行政機関個人情報保護法の一般原則により個人情報を保護することで足りると考えられる。</li> </ul>
不利益取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約業者に使用される者について、不利益取扱いの禁止を規定</li> <li>○一般職の国家公務員、自衛隊員、都道府県警察職員について、国家公務員法、自衛隊法、地方公務員法の規定により担保されている(反対解釈が生じないように、不利益取扱い禁止を確認的に規定。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般職の国家公務員、自衛隊員については、国家公務員法・自衛隊法の規定により担保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※7 契約業者の役職員等も対象としている適性評価制度と異なり、一般職の国家公務員・自衛隊員について不利益取扱いを禁止する旨を「基本方針」等に確認的に規定する必要性が乏しい。</li> </ul>

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:30

宛先:

添付ファイル: ①条文案・理由.jtd (73 KB); (5頁)【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要.xls (28 KB); (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃の事例.jtd (54 KB); (7頁)【別紙3】取扱業者と業務知得者の区別120~1.jtd (52 KB); (11頁)【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧.xls (25 KB); 主要論点集.jtd (123 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:28

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (701 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (701 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 様)

E-Mail: 様  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (701 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み
- 第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 櫻井 壯太郎(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (701 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (701 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について【機2】

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (701 KB)

警察庁 警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: )

E-Mail

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (670 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

T100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (701 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (811 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: )

E-Mail: )  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第43回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月24日 19:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (701 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第43回)を8月27日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査  
第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査  
第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査  
第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査  
第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査  
第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査  
第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査  
第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査  
第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査  
第39回 : 7月23日に資料持込み  
第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査  
第41回 : 8月9日に資料持込み  
第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年8月27日

- 条文案・理由
- 主要論点集案
- 用例集案
- 参照条文集案
- 参考資料集案
- 特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表
- 法案概要（五枚）
- 法案概要等
- 附則第七條及び第八條による内閣法の改正について

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特別秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十三条）

第五章 雑則（第十四条―第十六条）

第六章 罰則（第十七条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に關し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあつては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）



四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国の安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

## 第二章 特別秘密の指定等

### （特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていな

いものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内にお

いてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時に  
いて、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、  
五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めると  
ころにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至った  
と思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

### 第三章 特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、  
政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事す  
る者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。



2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該

行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二 次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなる

ものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

#### 第四章 適性評価等

(行政機関の職員に係る適性評価)

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるものの

三 当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。



- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
- 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照

会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その

者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## (不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないことと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないように、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## (確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十



一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第五章 雑則

### （その他の保護措置）

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

### （政令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のた

め必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十六条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないことがあつてはならない。

## 第六章 罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはずす行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第六条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

## 第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

(防衛秘密に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であ



つて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に  
関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次の  
ように改正する。

第六十四条の見出しを「(個人情報保護に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加  
える。

三 特別秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第一項第一号

(内閣法の一部改正)

第七条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘

密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（調整規定）

第八条 施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日後である場合には、前条中「第十八条第二項」とあるのは「第十九条第二項」とする。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

- ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達のに供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
  - ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
  - ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
  - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達のに供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 特別秘密の保護に関する法律

## 【主要論点集】

(案)

【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について	01
【論点2】 <b>立法府及び司法府を本法の対象としないことについて</b>	08
【論点3】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について	12
【論点4】適性評価と法の下での平等との関係について	15
【論点5】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	17
【論点6】漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について	19

平成24年〇月  
内閣官房



## 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について

### 1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

#### (1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

#### (2) インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

#### (3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4) 法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからず講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

**2 本法による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大**

- (1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法（昭和22年法律第120号）等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法（昭和29年法律第165号）等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

- (2) そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国及び国民の安全を確保することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、国及び国民の安全の確保のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国及び日本国民の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすことも考えられる。

- (3) 以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

### 3 本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- ・ 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ・ 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- ・ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

### 4 本法による対応③－罰則の強化

- (1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年の懲役とされる以外、1年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「MDA秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

- (2) また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

#### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

- (3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特別秘密の取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

## 【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したものの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったものの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したものの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたものの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

## 【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報流出したおそれがある。</li> <li>・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。</li> <li>・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕込まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。</li> <li>・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。</li> </ul>
平成23年 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。</li> <li>・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕込まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。</li> </ul>
平成23年 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。</li> <li>・ 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。</li> </ul>
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。</li> <li>・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。</li> </ul>



### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

#### 1 MDA秘密保護法における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

#### 2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員<sup>\*1</sup>については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

\*1

## 立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

### 1 立法府を本法の対象としないことについて

- (1) 立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる<sup>\*2</sup>。

- (2) また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる<sup>\*3</sup>。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

\*2 特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」（本法第15条第1項・第2項）に当たらず、漏えい罪は成立しない。

\*3 国会議員であっても、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

## 2 司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア 司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる<sup>\*4</sup>。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる<sup>\*5</sup>。

イ また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられる

\*4 裁判所から特別秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

\*5 情報公開訴訟における裁判所によるインカメラ審理を導入するための「行政機関における情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところ、同審理の実施には当事者の同意が要件とされ、被告である行政機関側は、行政文書を裁判所に提出等することにより国の防衛若しくは外交上の利益又は公共安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合には同意を拒むことができるとされている。

こと<sup>\*6</sup>を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

- (2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる<sup>\*7</sup>。

\*6 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

\*7 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

## 【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
			官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項	
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を分けるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>\*8</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>\*9</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>\*10</sup>。

\*8 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じて、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*9 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*10 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他



## (ア) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

## (イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

## (2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

## ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*11</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*12</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*13</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている<sup>\*14</sup>。

## イ 本制度との関係

## (ア) 宗教的行為の自由

\*11 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*12 前掲「憲法I 第4版」310頁

\*13 前掲「憲法I 第4版」309頁

\*14 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

## 適性評価と法の下の平等との関係について

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかと、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

### 2 憲法第14条第1項に挙げられている事項について

#### (1) 社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>\*15</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下に平等に違反しないと考えられる。

#### (2) 信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており<sup>\*16</sup>、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている<sup>\*17</sup>。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下に平等に違反しないと考えられる。

\*15 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

\*16 「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）147、148頁

\*17 前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

## (3) 人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

## 3 2に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下での平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが<sup>\*18</sup>、およそ、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特別秘密の取扱者から除外することは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり<sup>\*19</sup>、憲法の要請する法の下での平等に違反しないといえる。

\*18 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」146、147頁

\*19 憲法第14条第1項の法の下での平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、法の下での平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

## 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

### 1 問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

### 2 検討

#### (1) 外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が典型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

#### (2) 新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第2項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。



## 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

### 1 問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の安全の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ<sup>\*20</sup>、本法で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

### 2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており<sup>\*21</sup>、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当

\*20 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年1月26日）。

\*21 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

に制限することにはならないと考えられる。

(2) また、本法における特別秘密の取得罪は、

- ① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合
- ② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

# 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）（案）

## 【用例集】 （案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」  
ぎょうせい「現行法令インターネット版」  
官報

平成24年〇月  
内閣官房

### 目 次

【第一条関係】 . . . . . 1

- 「この法律は、**…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もつて…すること**を目的とする」の例
- 「この法律は、**…に**関し必要な事項を定めることにより…を**図り、もつて…**」の例
- 「この法律は、**…もつて…国及び国民の安全の確保に資すること**を目的とする」の例
- 「国際情勢」の例
- 「権威」の例
- 「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例
- 「国及び国民の安全」の例
- 「…に係る情報」の例
- 「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例
- 「危険性…増大」の例
- 「…（し）ている中で」の例
- 「政府…責務を果たすため」の例
- 「…に関する義務」の例
- 「我が国の防衛」の例
- 「外交」の例
- 「公共の安全と秩序の維持」の例
- 「特に秘匿することが必要であるもの」の例
- 「情報…収集（し）、整理（し）及び活用（する）」の例
- 「…の保護に関し必要な…」の例
- 「漏えいの防止」の例

【第二条関係】 . . . . . 8

- 「この法律において、**…「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう**」の例
- 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例
- 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

- 「国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。」の例
- 「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例
- 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例
- 「…で、…その他政令で定めるもの」の例
- 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例
- 「国の安全保障」の例
- 「国の領域…の保全」の例
- 「国民の生命…身体…保護」の例
- 「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例
- 「外国との間で」の例
- 「問題…生じ」の例
- 「問題の解決」の例
- 「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例
- 「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例
- 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例
- 「…する行為を行う」の例
- 「…を行う活動」の例
- 「国の利益」の例
- 「…の利益を図る目的で」の例
- 「…目的で行われる…」の例
- 「行われる活動」の例
- 「活動であつて（…）次に掲げるもの」の例
- 「保護を要する」の例
- 「情報を…方法により…取得する」の例
- 「不当な方法」の例
- 「大量破壊兵器関連の物質」の例
- 「国際取引」の例
- 「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例

- 「国の安全を著する」の例
- 「著しく著し」の例
- 「著しく著するおそれのある」の例
- 「著し、又は著するおそれのある」の例
- 「テロリズム」の例
- 「緊急事態」の例
- 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例
- 「であつて、その他これに類するもの」の例
- 「する行為が発生した事態」の例
- 「被害の発生又は拡大の防止」の例
- 「抑止」の例

【第三条関係】 . . . . . 21

- 「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（ ）当該行政機関（ ））」の例
- 「行政機関の長（の政令で定める機関にあつては（ ）その機関ごとに政令で定める者をいう。）」の例
- 「に該当する事項」の例
- 「その選えいが与えるおそれのあるもの」の例
- 「に著しく支障を与える」の例
- 「おそれがあるため」の例
- 「特に」の例
- 「秘匿する」の例
- 「に通知すること」の例
- 「は、指定しようとするときは、あらかじめ、に協議しなければならない」の例
- 「他の行政機関」の例
- 「ととの共有に係る」の例
- 「に係る事項」の例
- 「当該他の行政機関の長」の例
- 「は、指定（を）したときは、直ちにに通知しなければならない」の例
- 「協議を経て」の例
- 「警察庁長官は、」の例
- 「ときは、直ちにその旨をに通知しなければならない」

- の例
- 「都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長」の例

【第四条関係】 . . . . . 28

- 「は、する場合において、から起算して、年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例
- 「有効期間が満了する時において」の例
- 「の規定により延長した」の例
- 「要件を満たす場合には、」の例
- 「有効期間を延長するものとする」の例
- 「は、ときは、指定を解除しなければならない」の例
- 「要件を欠くに至つた」の例
- 「は、と申料するときは、その旨を通知するものとする」の例
- 「と申料するときは、速やかにその旨を」の例
- 「速やかに通知するものとする」の例

【第五条関係】 . . . . . 31

- 「事項に該当」の例
- 「に該当するものに限る」の例
- 「の定めるところにより」の例
- 「都道府県警察の職員のうち」の例
- 「契約業者」の例

【第六条関係】 . . . . . 33

- 「できる者は、者であつて、に該当するものとする」の例
- 「直近に（さ）れた（もの）」の例
- 「適性（を有する）」の例
- 「通知をした日から、年（月、日）を経過」の例
- 「職を占める者」の例
- 「任命の方法」の例
- 「職務の特性」の例
- 「に係る犯罪の捜査」の例
- 「ことが必要な事務」の例

- 「偶発的」の例
- 「行うこととなる（事務）」の例
- 「同意を得た上で」の例
- 「各号に掲げる事項ごとに」の例
- 「に結び付くおそれのある特定の」の例
- 「おそれのある事実」の例
- 「するため必要最小限度の」の例
- 「月（年）を超えない期間内において」の例
- 「をもつて充てることとされている」の例
- 「は、ときは、契約において、条件を付するものとする」の例
- 「取り扱うべき」の例
- 「べき旨の条件を付（附）する」の例
- 「法人その他の団体（事業を行う個人）」の例
- 「役員、職員その他の従業者」の例
- 「代理人、使用人その他の従業者」の例

【第七条関係】 . . . . . 41

- 「あるかどうかという観点から」の例
- 「観点から評価を」の例
- 「評価を実施（する）」の例
- 「ことが見込まれる者」の例
- 「こととなつた者」の例
- 「を経過した（して）いない者」の例
- 「適切かつ確実に行う」の例
- 「犯罪」の例
- 「情報の取扱い」の例
- 「非違」の例
- 「薬物」の例
- 「薬物」の例
- 「薬物」の例
- 「精神疾患」の例
- 「飲酒についての節度」の例
- 「慣用状態」の例
- 「経済的な状況」の例
- 「を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

- 「する（した）ときは、した上、なければならない」の例
- 「告知した上」の例
- 「必要な範囲内において」の例
- 「知人その他の関係者」の例
- 「に対し資料の提出を求め」の例
- 「公務所又は（若しくは）公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例
- 「実効性の確保」の例
- 「円滑な実施の（を）確保」の例
- 「妨げない範囲内において」の例
- 「を希望しない旨を申し出た場合」の例

【第八条関係】 . . . . . 50

- 「特段の事情」の例
- 「仮に」の例
- 「があると認めるべき事情」の例
- 「その時点」の例
- 「疑いを生じ」の例
- 「生じさせるおそれがある」の例
- 「おそれがある事情」の例

【第十一条関係】 . . . . . 53

- 「以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない」の例

【第十二条関係】 . . . . . 54

- 「身分取扱い」の例
- 「について権限を有する者」の例
- 「ことを理由として（する）免職その他不利益な取扱い」の例
- 「使用し、又は使用していた」の例
- 「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

【第十三条関係】 . . . . . 56

- 「…の実施について準用する」の例
- 【第十五条関係】 56
  - 「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例
- 【第十六条関係】 57
  - 「この法律の適用に当たつて（あたつて）は、これを拡張して解釈し、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例
- 【第十七条関係】 57
  - 「取り扱うことを業務とする者」の例
  - 「業務により知得」の例
  - 「知得した…秘密」の例
  - 「秘密を漏らした」の例
  - 「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例
  - 「しなくなった後においても、同様とする」の例
  - 「前項の場合を除き」の例
  - 「その職を退いた後においても、同様とする」の例
  - 「前…項の罪の未遂は、罰する」の例
  - 「過失により…の罪を犯した者」の例
- 【第十八条関係】 59
  - 「次に掲げる行為により…」の例
  - 「秘密を取得」の例
  - 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例
  - 「財物の（を）窃取」の例
  - 「施設への（に）侵入」の例
  - 「施設若しくは（又は）設備」の例
  - 「施設を損壊」の例
  - 「設備を損壊」の例
  - 「錠を（…）はずし（す）」の例
  - 「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例

- 「保有する行政機関」の例
- 「同意なく」の例
- 「送信する機能」の例
- 「録画の機能」の例
- 「録音の機能」の例
- 「機能を有する機器」の例
- 「設置する行為」の例
- 「施設又は施設の区画された部分」の例
- 「音声…に係る情報」の例
- 「…により…情報を取得」の例
- 「取得する行為」の例
- 「有線電気通信」の例
- 「傍受」の例
- 「通信を（の）傍受」の例
- 「電気通信」の例
- 「暗号」の例
- 「…を用いた…」の例
- 「通信（…）内容」の例
- 「内容を（…）復元する」の例
- 「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例
- 「正当な理由がないのに」の例
- 「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（する）」の例
- 「その他の保有者の（…）管理を著する行為」の例
- 「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例
- 【第十九条関係】 72
  - 「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例
- 【第二十条関係】 72
  - 「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したものの例

- 【第二十一条関係】 73
  - 「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例
- 【附則第一条関係】 73
  - 「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の…規定…国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成…年法律第…号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例
- 【附則第二条関係】 73
  - 「章名を改める例
  - 「条を削つて、後続する条を繰り上げる例
- 【附則第三条関係】 74
  - 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例
  - 「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例
  - 「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例
- 【附則第四条関係】 75
  - 「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
  - 「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
  - 「…としていた」の例
  - 「…としなくなった」の例
- 【附則第五条関係】 76
  - 「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要

- 「な経過措置は、政令で定める」の例
- 【附則第六条関係】 76
  - 「号を追加し見出しを改める例
- 【附則第八条関係】 77
  - 「施行（の）日が…の施行の日後（前）である場合には、…条中…とあるのは…とする」の例
- 【別表第一号関係】 77
  - 「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例
- 【別表第二号関係】 77
  - 「重要（な）施策」の例
  - 「施策の方針」の例
  - 「外国の政府…国際機関」の例
  - 「政府との交渉」の例
  - 「国際機関との交渉」の例
  - 「交渉の内容」の例
- 【別表第三号関係】 80
  - 「緊急事態に対処するための計画」の例



【第一条関係】

「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もつて…することを目的とする」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に関する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もつて国民の健康を保護することを目的とする。

「この法律は、…に關し必要な事項を定めることにより…を図り、もつて…」の例

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に關し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もつて沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2・3（略）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八（略）

「複雑」の例

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

（機構の業務の特例）

第三条 機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（略）

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

2（略）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（目的）  
第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に關し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

「この法律は、…もつて…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「国際情勢」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求）

第四十条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機

（審理の計画）  
第四百四十七条の三 裁判所は、審理すべき事項が多岐であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2（略）

「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例

○司法制度改革推進法（平成十三年法律第十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

「国及び国民の安全」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従つて武力攻撃を非除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について



全の確保に努めることを目的とする。

(政府の責務)

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを差けて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

・「…に係る情報」の例

○農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄)

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一・二 (略)
三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び

行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二(六) (略)

・「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)(抄)

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようになるための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(研究開発の推進)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

・「危険性…増大」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十

提供に関すること。
2 (略)

(北海道農政事務所)

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一・二 (略)
三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び

2・3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立

一年法律第百四十七号)(抄)

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは回避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一(七) (略)

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 (略)

○危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)(抄)

(通則)

第二十四条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一(八) (略)

九 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
十(十四) (略)

・「…(し)ている中で」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九

号) (抄)

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等、国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全な経済構造を推進することが緊要な課題であることに鑑み、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

「政府：責務を果たすため」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (平成十六年法律第百十三号) (抄)

(合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

「…に関する責務」の例

○災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 (略)

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

ロ (略)

「公共の安全と秩序の維持」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 (平成二十一年法律第五十五号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど、外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号)

「我が国の防衛」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 (平成十六年法律第百十七号) (抄)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者 (捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官 (防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 第十五条第二項に規定する幹部自衛官をいう。)) であつて政令で定める者をいう。以下同じ。)) は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 通信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることを他の武力攻撃に類する行為を行うこと

四 (略)

「外交」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律 (平成二十一年法律第二十四号) (抄)

(労働契約)

第九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成十五年法律第七十九号) (抄)

(抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 (略)

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

三 (略)

2・3 (略)

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

○自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) (抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和二十九年法律第百六十六号) 第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。) を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

「情報：収集(し)、整理(し)及び活用(する)」の例

○地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) (抄)

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し及び活用すること。  
二 四 (略)

○ 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) (抄)

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)  
第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号) (抄)

(国及び地方公共団体の責務)  
第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術の開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第九十二号) (抄)

(文化財保護の特例)  
第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等(重要文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の重要文化財をいう。)、重要有形民俗文化財(同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。))又は史跡名勝天然記念物(同法第九十条第一項の史跡名勝天然

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。  
9・10 (略)

【第二条関係】

・ 「この法律において：「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(定義)  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。  
一 六 (略)  
二 八 (略)

・ 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(定義)  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。  
一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関  
二 六 (略)

記念物をいう。)をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者(同法第三十一条第二項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法第一百九条第二項の管理責任者をいう。)、管理団体(同法第三十二条第二項(同法第八十条において準用する場合を含む。))及び同法第一百五十一条の管理団体をいう。))又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人(以下この条において「所有者等」という。))に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に關し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

・ 「漏えいの防止」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(特定歴史公文書等の保存等)  
第十五条 (略)  
2 (略)  
3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。))が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。  
4 (略)

○ 日本年金機構法 (平成十九年法律第九号) (抄)

第三十八条 (略)  
2 7 (略)

2 8 (略)

・ 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(定義)  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。  
一 (略)  
二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。))  
三 六 (略)

2 8 (略)

・ 「国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。」の例

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成十三年法律第八十六号) (抄)

(定義)  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。  
一 (略)  
二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。))並びに警察庁  
三 四 (略)  
2 (略)

・ 「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例



○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一（略）
  - 二（略）
  - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - 四（略）
- 2（略）

・ 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一（略）
  - 二（略）
  - 三（略）
  - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - 五（略）
  - 六（略）
- 2（略）

・ 「…で、…その他政令で定めるもの」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

別表第二（第三条関係）

- 一（略）
- 二 国際連合の総会によつて設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの
- 三（略）

・ 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一（略）
  - 二（略）
  - 三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - 四（略）
  - 五（略）
- 2（略）

・ 「国の安全保障」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
  - イ 日本国の安全保障

一（略）  
二（略）  
三（略）  
四（略）  
五（略）  
六（略）  
七（略）  
八（略）  
九（略）  
一〇（略）  
一一（略）  
一二（略）  
一三（略）  
一四（略）  
一五（略）  
一六（略）  
一七（略）  
一八（略）  
一九（略）  
二〇（略）  
二一（略）  
二二（略）  
二三（略）  
二四（略）  
二五（略）  
二六（略）  
二七（略）  
二八（略）  
二九（略）  
三〇（略）  
三一（略）  
三二（略）  
三三（略）  
三四（略）  
三五（略）  
三六（略）  
三七（略）  
三八（略）  
三九（略）  
四〇（略）  
四一（略）  
四二（略）  
四三（略）  
四四（略）  
四五（略）  
四六（略）  
四七（略）  
四八（略）  
四九（略）  
五〇（略）  
五一（略）  
五二（略）  
五三（略）  
五四（略）  
五五（略）  
五六（略）  
五七（略）  
五八（略）  
五九（略）  
六〇（略）  
六一（略）  
六二（略）  
六三（略）  
六四（略）  
六五（略）  
六六（略）  
六七（略）  
六八（略）  
六九（略）  
七〇（略）  
七一（略）  
七二（略）  
七三（略）  
七四（略）  
七五（略）  
七六（略）  
七七（略）  
七八（略）  
七九（略）  
八〇（略）  
八一（略）  
八二（略）  
八三（略）  
八四（略）  
八五（略）  
八六（略）  
八七（略）  
八八（略）  
八九（略）  
九〇（略）  
九一（略）  
九二（略）  
九三（略）  
九四（略）  
九五（略）  
九六（略）  
九七（略）  
九八（略）  
九九（略）  
一〇〇（略）

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）  
第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2（略）

・ 「国の領域…の保全」の例

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

（基本方針）  
第三条（略）

2（略）  
3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4（略）  
7（略）

・ 「国民の生命…身体…保護」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置）  
第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行

つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われぬ場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

2・3（略）

・ 「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）  
第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一（略）
- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
- 三（略）

・ 「外国との間で」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（排他的経済水域）  
第一条（略）

2 前項の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線（いずれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合つてい

る外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線  
上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）  
を超えているときは、その超えている部分については、中間線  
（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは  
は、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにそ  
の海底及びその下とする。

・ 「問題：生じ」の例

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動  
の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）（抄）

（自主的解決の努力）

第四条 大企業者の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種  
の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において  
事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事  
者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るよう  
に努めなければならない。

・ 「問題の解決」の例

○原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対  
する補助に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に  
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百  
七十七号）に基づき医療の給付を受けるための認定に関する見直  
しが行われたことを踏まえ、訴訟の早期化、被爆者である原告  
の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者  
の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本  
方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のため  
の基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

・ 「この法律において「特定有害：」とは、：をいう」の例

○土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、ト  
リクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつ  
て、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害  
を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 (略)

・ 「この法律において「：特定：活動」とは、次に掲げる活動  
をいう」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年  
法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる  
活動をいう。

一・二 (略)  
2 3 4 (略)

・ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこ  
れを擁護し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で：人  
を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設  
又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき  
国家若しくは他人にこれを擁護し、又は社会に不安若しくは恐  
怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他  
の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害  
を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設

又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることがで  
きる。

一・二 (略)  
2 3 (略)

・ 「：する行為を行う」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)  
四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法  
律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条  
第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとし  
て財務省令で定める法人をいう。  
五 十四 (略)

・ 「：を行う活動」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す  
る法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得  
税額の特別控除）

第八条 (略)

2 個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者  
に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（第四項において  
「被災者支援活動」という。）に必要な資金に充てられるもの  
（租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定  
特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出するも  
のに限るものとし、所得税法第七十八条第一項（前項の規定に  
より適用される場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除

く。以下この項において「特定震災関連寄附金」という。）に  
ついては、その年中に支出した当該特定震災関連寄附金の額の  
合計額（当該合計額にその年中に支出した特定震災関連寄附金  
以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額（以下この項  
において「他の震災関連寄附金等の金額」という。）を加算し  
た金額が、当該個人のその年分の同条第二項第一号に規定する  
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次項に  
おいて「総所得金額等」という。）の百分の八十に相当する金  
額を超える場合には、当該百分の八十に相当する金額から当該  
他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）が二千元（その  
年中に支出した当該他の震災関連寄附金等の金額がある場合に  
は、二千元から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残  
額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超え  
る金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端  
数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合  
において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税  
の額の百分の二十五に相当する金額（租税特別措置法第四十一  
条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の  
適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこ  
れらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項に  
おいて同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百  
分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある  
ときは、これを切り捨てる。）を限度とする。  
3 6 (略)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置  
に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)  
二 後方地域捜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行  
為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は  
物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によつて遭難した戦

関参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三・四 (略)

2・3 (略)

・ 「国の利益」の例

○深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（抄）

（趣旨）

第一条 (略)

2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置くこととするものではなく、また、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない。

○租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

（相手国等への情報提供）

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一（三） (略)

四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 (略)

・ 「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条 (略)

2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一（四） (略)

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ることを。

3 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによつて行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

・ 「…目的で行われる…」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十

四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一 (略)

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三・四 (略)

2・3 (略)

・ 「行われる活動」の例

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 (略)

2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部に部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。

一（七） (略)

八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助そ

の他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも属することなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

九（十一） (略)

3 (略)

・ 「活動であつて（）次に掲げるもの」の例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ（ハ） (略)

四（八） (略)

2 (略)

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 (略)



4 2・3 (略)
この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して既に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業(以下「中核的業務」という。)の強化を目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

1 一・二 (略)
5 7 (略)
この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

9 27 (略)

「保護を要する」の例

○次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)(抄)

(都道府県行動計画)
第九條 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 8 (略)
○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

(罰則)
第三條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
二・三 (略)
2 3 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)
第六條 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。
2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。
3 (略)

「大量破壊兵器関連の物質」の例

○国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)(抄)

(目的)
第一條 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとつて特に顕著であること、並びにこの状況に

(在外邦人等の輸送)
第八十四條の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「情報を…方法により…取得する」の例

○金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(抄)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)
第二條の十二の三 法第四條第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国国債」という。)次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

二 十 (略)

「不当な方法」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)(抄)

対峙し、国際連合安全保障理事会決議第十七百十八号が核関連の弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物質、武器その他の物質の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第十八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請を行っていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐるとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八條第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同法第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二條の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第十七百十八号、同理事会決議第十八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物質、武器その他の物質であつて政令で定めるもの

ロ 北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第十七百十八号、同理事会決議第十八百七十四号

その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

二、四 (略)

「国際取引」の例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令第十七号) (抄)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十條第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七條の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)

イ (略)

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。)

ハ (略)

○輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号) (抄)

り、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5・6 (略)

「国の安全を害する」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号) (抄)

(罰則)

第三條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一 (略)

二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 (略)

2・3 (略)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

第九十八條 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定められるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の

(定義) 第二条 この法律において「不正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一、三 (略) 四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの

「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例

○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号) (抄)

(安全保障貿易管理課の所掌事務) 第五十三條 安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務(第五十條第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

(役務取引等) 第二十五條 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。)

を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を提供する特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略) 4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところによ

対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九條第二項後段の規定を準用する。

「著しく害し…」の例

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) (抄)

(目的) 第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

「著しく害するおそれのある」の例

○警察法(昭和二十九年法律第百六十二号) (抄)

(任務及び所掌事務) 第五條 (略) 2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一、三 (略) 四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ・ロ (略) ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

3 五〇二十五 (略)  
4 (略)

○母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号) (抄)

(医師の認定による人工妊娠中絶)  
第十四条 都道府県の区域として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 (略)

・「害し、又は害するおそれのある…」の例

○警察法(昭和二十九年法律第百六十二号) (抄)

(任務及び所掌事務)

第五条(略)  
2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案(以下「広域組織犯罪等」という。)に対処するための警察の態勢に関すること。

イ 全国の広範な区域において、個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

七 二〇二五 (略)  
四 (略)

・「テロリズム」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条(略)

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の變化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一〇三 (略)

・「緊急事態」の例

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二條第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)

により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。

三〇二二 (略)

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、

原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一〇二 (略)  
四 (略)

○安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号) (抄)

(内閣総理大臣の諮問等)

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、會議に諮らなければならない。

九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)への対処に関する重要事項

2 前項に定める場合のほか、會議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

・「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

・「…であつて、…その他これに類するもの」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

(役務取引等)

第二十五条(略)

2 〇四 (略)  
5 居住者は、非居住者との間で、役務取引(勞務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。

ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受けなければならない役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6 (略)

・「…する行為が発生した事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態(後日対処基本方針において武力攻撃の事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。)に至つたときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)を定めるものとする。



2 \ 12 (略)

「被害の発生又は拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十二年法律第五十号)(抄)

(消費者への注意喚起)
第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第二項又は第二項の規定による通知を受けた場合、その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 \ 3 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であることと並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力することとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

9 \ 11 (略)

「行政機関の長(…の政令で定める機関にあつては(…))その機関ごとに政令で定める者をいう。(…)」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有する個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

「に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)(抄)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当

【第三条関係】

「行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては(…))当該行政機関。(…)」の例

○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(抄)

(国際戦略総合特別区域計画の認定)

第十二条 (略)

2 \ 8 (略)

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に対し、その確認を求めらるる場合において、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 \ 13 (略)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百一十二号)(抄)

(復興推進計画の認定)

第四条 (略)

2 \ 7 (略)

8 特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に対し、その確認を求めらるる場合において、当該指定地方公共団

該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事状況(弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。)について、報告を求めることができる。

4 \ 5 (略)

○地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)(抄)

(関連事業計画に基づく事業を実施した者に対する補助)

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合には、当該都道府県に対し、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四十九号)(抄)

(秘密区分)

第一条 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「に著しく支障を与える」の例

○非他の経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法

律第四十一号) (抄)

(特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等)

第九条 (略)

2 (略)

国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4 (略)

7 (略)

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号) (抄)

(漁港の保全)

第二十九条 (略)

漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしない。

3 (略)

8 (略)

「おそれがあるため」の例

主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号) (抄)

(緊急時における対応)

政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 (略)

3 (略)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 (略)

2 (略)

税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合において、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿する

ためでないことと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 (略)

8 (略)

日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第百四十九号) (抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 (略)

2 (略)

第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要があるなくなったとき、又は公になったものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

「…に通知すること」の例

資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) (抄)

(履行保証金信託契約)

第四十五条 (略)

履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 (略)

二 (略)

信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四 (略)

7 (略)

「特に…ことが必要」の例

広域的地域活性化のための基礎整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号) (抄)

(広域的地域活性化基礎整備計画)

第五条 (略)

広域的地域活性化基礎整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 拠点施設に関する事項(広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域)

二 (略)

四 (略)

11 (略)

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) (抄)

(観光振興計画の作成等)

第六条 (略)

2 (略)

観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休業施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域

二 (略)

三 (略)

11 (略)

「秘匿する」の例

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) (抄)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号) (抄)

(裁判所による社員総会招集等の決定)

第四十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 (略)

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2 (略)

3 (略)

「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例

景観法(平成十六年法律第百十号) (抄)

(準景観地区の指定)

第七十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 (略)

6 (略)

都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号) (抄)

第六十二条 (略)

道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特別道路占有区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特別道路占有区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 (略)

5 (略)

・ 「他の行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一・二（略）

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2（略）

・ 「…と…との共有に係る…」の例

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第...

）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9（略）

・ 「…に係る事項」の例

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

（避難住民の届出等）

第四条（略）

2・3（略）

4 指定市町村の長は、前三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（許可の特例）

第六条 第九條第一項、海岸法（昭和三十二年法律第五号）第八條第一項若しくは第三十七條の五、港湾法第三十七條第一項若しくは第五十六條第一項又は漁港・漁場整備法第三十九條第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2（略）

・ 「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（事案の移送）

六十三号）（抄）

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第二十二條 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九條第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一（略）

二 当該成果に係る特許権又は実用新案権のうち政令で定めるものが国と国以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許権又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三（略）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

（特許料の特例等）

第十二條（略）

2・5（略）

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第九十五條第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7（略）

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）

第二十一條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3（略）

・ 「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の通知等）

第十四條 市町村長は、第十二條第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあつては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつてはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあつてはその提案をした支援法人を含む。第十七條第三項において同じ。）に通知しなければならない。

2（略）

・ 「協議を経て…」の例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

第二十四條 前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整



備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一・二 (略)

2 4 (略)

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十条の四 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 三 (略)

四 医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること

5 13 (略)

・ 「警察庁長官は、…」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

(巡査)

第十九条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の善一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）

(法務大臣への意見)

第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条

第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

・ 「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

(流用)

第二十四条 (略)

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

(避難住民に関する変更の通知等)

第七条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知つたときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3 4 (略)

・ 「都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 5 (略)

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）

(処分を終えた場合等の措置)

第十条 (略)

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長が協力を必要と認め証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3 4 (略)

【第四条関係】

・ 「…は、…する場合において、…から起算して…年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 3 (略)

・ 「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

(船舶保安証書)

第十三条 (略)

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 8 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

(海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十七 (略)

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 (略)

・ 「…の規定により延長した…」の例

○株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

（支援決定の撤回）

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 四（略）

2（略）

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（船員の勤務時間の特例）

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは、「七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは、「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは、「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

・ 「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（資金の借入れ）

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6（略）

・ 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の解除）

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3（略）

・ 「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条（略）

2（略）

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5（略）

第二百十条 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により資金の借入れを行うことができる。

一・二（略）

○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二（略）

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二（略）

3（略）

・ 「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）（抄）

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二（略）

2・4（略）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条（略）

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3（略）

・ 「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例

○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第八条（略）

2（略）

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたもの（停止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。）

4・6（略）

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第十条（略）

2（略）

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であつて厚生労働大臣及び当該業種に属す

る事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

4 6 (略)

「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）（抄）

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認められたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

「速やかに…通知するものとする」の例

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）（抄）

第十一条（主務大臣等）

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 11 (略)

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によつて算定する。

- 1 (略)
- 2 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額
- 2・3 (略)

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（連結法人の再投資等準備金）

第二十六条の三（略）

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用につい

（財務大臣への通知）  
第八十五条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。  
一 第六十四条第一項の規定による免許  
二 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し  
三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令  
四 第八十三条の規定による認可

【第五条関係】

「事項に該当」の例

○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許の取消し等）

第九条（略）  
2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）（抄）

（過怠金）

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

「…に該当するものに限る」の例

ては、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

「…の定めるところにより」の例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（投資財源資金）

第五十九条（略）  
2 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勸定の歳入歳出外として経理するものとする。  
4 (略)

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律百十七号）（抄）

（被拘束者の引渡し等）

第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛大臣の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛隊その他の防衛者令で定めるもの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。

2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。



3 (略)

・ 「都道府県警察の職員のうち」の例

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(抄)

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2・3 (略)

・ 「契約業者」の例

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)(抄)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百三十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者(次項及び第一百三十三条の十一において「契約業者」という。)は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一(四) (略)

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一(四) (略)

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六・七 (略)

【第六条関係】

・ 「…できる者は、…者であつて、…に該当するものとする」の例

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

・ 「適性(を有する)」の例

○勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)(抄)

(職業指導等)

第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経歴、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適合した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

○悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)(抄)

(臭気指教等に係る測定業務に従事する者に係る試験等)

第十三条 環境大臣は、臭気指教等に係る測定業務に従事する者に必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指教等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指教に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2(9) (略)

・ 「通知をした日から…年(月、日)を経過」の例

○資産再評価法(昭和二十五年法律第一百号)(抄)

(追徴税額の徴収及び納付)

第七十一条 税務署長は、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定による納期が第六十九条の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問わず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額(その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- 二 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

2・3 (略)

・ 「直近に…(さ)れた(もの)」の例

○農村地域工業等導入促進法施行令(昭和四十六年政令第二百八十号)(抄)

(農村地域から除かれる地域の要件)

第三条 法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一(三) (略)

四 人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。

ア (略)

イ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。

ウ (略)

2(4) (略)

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 (略)

2(21) (略)

第六十六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十六項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 第十四項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

23 (略)

・ 「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)(抄)

(現地对策本部)

第十七条 (略)

2 (略)

3 現地对策本部に現地对策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

4・5 (略)

○ 国家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号) (抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。人事院は、ある職が国家公務員の職に属するかどうかが及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5 (略)

7 (略)

・ 「任命の方法」の例

○ 国家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号) (抄)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

○ 地方公務員法 (昭和三十五年法律第二百六十一号) (抄)

(任命の方法)

第十七条 (略)

2 人事委員会(競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。)を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちものいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3 (略)

5 (略)

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 (略)

10 (略)

・ 「::に係る犯罪の捜査」の例

○ 警察庁組織令 (昭和二十九年政令第八十号) (抄)

(捜査第二課)

第二十四条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 政治資金に係る犯罪の捜査に関する事。

四 (略)

(交通指導課)

第三十三条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関する事。

四 (略)

六 (略)

・ 「ことが必要な事務」の例

○ 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第三号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの又は一の主体に独占して行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

・ 「職務の特性」の例

○ 国家公務員制度改革基本法 (平成二十年法律第六十八号) (抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ(以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。)の任用等については、次に定めるところによるものとする。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれその職務の特性に応じた適切なものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。

3 (略)

4 (略)

○ 総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号) (抄)

(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

(審査委員会)

2 (略)

○ 中央省庁等改革基本法 (平成十年法律第三号) (抄)

(独立行政法人)

第二十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

・ 「偶発的」の例

○ 日本銀行法 (平成九年法律第八十九号) (抄)

(金融機関等に対する一時貸付け)

第三十七条 日本銀行は、金融機関(銀行その他の預金等)の預金等(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。)の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。)その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一次的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関等との間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 (略)

・ 「行うこととなる(事務)」の例

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百五十五号)(抄)

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)
第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにし、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

・ 「同意を得た上で」の例

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)

(生産緑地地区に関する都市計画についての要請)
第六十六条 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは質借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての敷地に係る農合農地地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出をすることができる。

第五十一条(略)

2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。
一 犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊蕩による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結びつくおそれのある特定の行動をしてはならないこと。

・ 「おそれのある事実」の例

○仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)(抄)

(回避の原因等)
第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を回避することができる。

一・二(略)
3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交済に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性及び独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。
4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性及び独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実(既に開示したものを除く。)の全部を遅滞なく開示しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)(抄)

(理事の報告義務)
第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を

2・3(略)

・ 「各号に掲げる事項ごと」の例

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十二年法律第百二十二号)(抄)

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)
第四十八条(略)
2・6(略)
7 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

○大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十二年政令第三百八十五号)(抄)

(地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告)
第十七条 法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

・ 「…に結び付くおそれのある特定の…」の例

○更生保護法(平成十九年法律第八十八号)(抄)

(特別遵守事項)

社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)に報告しなければならない。

・ 「…するため必要最小限度の」の例

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(指定又は解除の通知)
第三十三条(略)
2・4(略)
5 第一項の規定による通知に係る指定実施要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

○漁業災害補償法(昭和二十九年法律第百五十八号)(抄)

(被共済者の遵守すべき事項)
第八十七条(略)
2 前項の農林水産省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最小限度のものでなければならない。

・ 「…月(年)を超えない期間内において」の例

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(保安林予定森林における制限)
第三十一条 都道府県知事は、前二条の規定による告示があつた保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、九十日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を



禁止することができる。

・ 「…をもって充てることとされている」の例

○入札競合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（事務の委任）

第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（職員）

第二十二條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 三（略）
- 四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 五 七（略）

・ 「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例

○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）

（信託の契約事項）

第十六條の二 各省各庁の長は、法第二十八條の二第二項の規定により土地（その土地の定着物を含む。次条第一項において同じ。）を信託しようとするときは、当該信託の契約において、信託の目的、借入金限度額、信託期間その他財務大臣が定める事項を定めるほか、次に掲げる条件を付するものとする。

一 五（略）

ることができる。

5 8（略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十八年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七條（略）

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 4（略）

・ 「法人その他の団体…事業を行う個人」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労働提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労働提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労働提供先若しくは当該労働提供先があらからじめ定めた者（以下「労働提供先等」という。）に、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは警告等（警告その他処分）に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必

・ 「取り扱うべき」の例

○執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）（抄）

（職務）

第一條 執行官は、次の事務を取り扱う。

- 一 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務
- 二（略）

○消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）（抄）

第十一條の五 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十條第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

② ⑤（略）

・ 「…べき旨の条件を付（附）する…」の例

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（資本金）

第七條（略）

2 3（略）  
4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付す

要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む、当該労働提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

・ 「役員、職員その他の従業者」の例

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（浮貸し等の禁止）

第三條 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用して、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）（抄）

第三十七條の六（略）

2（略）  
3 前項の審査人は、金融機関の確定債を負担した整理債務の債権者であつて当該金融機関に対し債務を負担していない者（当該金融機関の役員、職員その他の従業者、国、地方公共団体、持株会社整理委員会及び昭和二十年ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基き公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三條第二項に規定する審査該当者を除く。）のうちで確定債負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。  
4 金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関

から債務を負担するに至ったとき、又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、当該審査人を解任しなければならない。

5 8 (略)

○保険法(平成二十年法律第五十六号)(抄)

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約(傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。)

・ 「代理人、使用人その他の従業者」の例

○労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)(抄)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十六条、第六十七条、第六十九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

【第七条関係】

・ 「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基礎、方法等に関する政令(平成二十一年政令第三十一号)(抄)

(評価、調整及び確認)

第九条 (略)

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評価を付すことにより調整(次項に規定する再調整を含む。)を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評価を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 (略)

・ 「観点から評価を」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)

(療養の給付)

第六十四条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 二 (略)

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 (略)

3 4 (略)

○健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)

(療養の給付)

第六十三条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 二 (略)

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

以下「評価療養」という。)

3 4 (略)

・ 「評価を実施(する)」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第六十六号)(抄)

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

・ 「ことが見込まれる者」の例

○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条の二 (略)

2 (略)

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。))を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 5 (略)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)(抄)

(除染実施計画)

第三十六条 (略)

2 3 (略)

4 都道府県知事は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 (略)

・ 「こととなった者」の例

○被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受けようとする権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 (略)

○不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)(抄)

(申請書等の経由)

第四十八条の二 第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条第一項の規定により主務大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所(同項の規定の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所)の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

・ 「を経過した(していない)者」の例

○独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)(抄)

(保険料の額の特例)

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

- 一 (略)
- 二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であつて農業を営むものうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）

三・四 (略)

・ 「適切かつ確実に行う」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百七十七号）（抄）

（指定等）

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一・二 (略)

2・4 (略)

○身体障害者補助大法（平成十四年法律第四十九号）（抄）  
（法人の指定）

三 (略)

・ 「情報の取扱い」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百七十七号）（抄）

第六六十七条 (略)

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 (略)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

・ 「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助金の種類ごとに、身体障害者補助金の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2・4 (略)

・ 「犯罪：経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出し、それぞれその人数の集団において、その集団の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超

第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六十二条の十二 (略)

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値するものが明らかでないものをいう。）をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

・ 「薬物：濫用」の例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

（あおり又は唆し）

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を執行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・ 「薬物：影響」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（危険運転致死傷）

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで、自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も同様とする。

2 (略)



○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（過労運転等の禁止）  
第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病氣、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

・ 「精神疾患」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）  
第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）

（法第二条第五項の政令で定める要件）  
第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したことを（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であったこと）とする。

・ 「飲酒についての節度」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）（抄）

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）  
第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置）  
第二十三條 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、取壊若しくは運搬を業として行う者が原料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・ 「…を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）  
第六十三條 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一、四 (略)  
五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を

（節度ある飲酒）

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

・ 「信用状態」の例

○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）

（資格審査）  
第二条 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。  
2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

第二百三十條 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。  
一・二 (略)  
三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの（第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。）を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

・ 「経済的な状況」の例

効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

3 六、九 (略)

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）  
第十五條 (略)  
② (略)  
③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

・ 「…する（した）ときは、…した上、…なければならない」の例

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（取引条件の説明）  
第十二條の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）  
第五十六條 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理した

2 3 4 (略)

・「告知した上」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)(抄)

(懲罰の執行)

第二百五十六条 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 (略)

・「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)(抄)

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

○商工会議所法(昭和三十八年法律第四百三十三号)(抄)

(問合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲

(事案の審査等)

第五条 審議会は、事案の審査のため必要と認めるときは、申請者又はその他の関係者から意見を徴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞き、その他必要な事実調査を行うことができる。

2 (略)

・「公務所又は(若しくは)公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○刑事訴訟法(昭和三十二年法律第三十一号)(抄)

第九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)(抄)

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

・「実効性の確保」の例

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第三号)(抄)

(総務省の編成方針)

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 (略)

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との

内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

・「知人その他の関係者」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第三百三号)(抄)

(保護)

第三条 (略)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酔酩者の親族、知人その他の関係者(以下「親族等」という。)にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。

3 4 (略)

○警察官職務執行法(昭和三十二年法律第二百三十六号)(抄)

(保護)

第三条 (略)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つけられないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 5 (略)

・「...に対し資料の提出を求め」の例

○外務公務員法施行令(昭和三十七年政令第四百七十二号)(抄)

連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実に努めるとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

三 九 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力(各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。)を備えた多数の法曹の養成を實現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もつて同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実を資することを目的とする。

・「円滑な実施の(を)確保」の例

○国有林野の活用に関する法律(昭和三十九年法律第百八号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第五条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地



域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百零二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下この条及び次条において同じ。）を含む。）又は銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第二項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3（略）

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

第五十七条 捕虜收容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便益を与えなければならない。

第八十条（略）

2 捕虜收容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜收容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（承役地の所有者の工作物の使用）

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2（略）

・ 「…を希望しない旨を申し出た場合」の例

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱）

第四十条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2（略）

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
2 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
3 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・ 「妨げない範囲内において」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（便益の提供）

第四十三条（略）

2（略）

7 特定公庫等役員（法第四百十二条第二項の規定により読み替へられた法第四百十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8（略）

【第八条関係】

・ 「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜收容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜收容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2（略）

（防衛大臣による放免）

第四百九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜取

答所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 (略)

○預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号) (抄)

第一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関(破綻金融機関、除く。銀行及び第百十一条第二項に規定する特別定額管理銀行を除く。以下この条において同じ。)が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産(以下この項において単に「貸付債権」という。)のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの(以下「特定回収困難債権」という。)の買取りを行うことができる。

2 5 (略)

・「仮に…ことができる」の例

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) (抄)

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号) (抄)

(仮退院)

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院

。を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないこと認めるときは、この限りでない。

2 4 (略)

(追加支給)

第十六条 検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等(同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段(前条第三項及びこの条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一項第二号から第三号までにおいて同じ。)をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合(当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至った場合を含む。)において、既に支給した被害回復給付金(第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭が保管された場合においては、当該金銭を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。)の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至つた給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならぬ。ただし、その時点における給付資金をもつてはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないこと認めるときは、この限りでない。

2 3 (略)

・「疑いを生じ」の例

○仲裁法(平成十五年法律第百三十八号) (抄)

の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることと認めるに相当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

・「…があると認めるべき事情」の例

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号) (抄)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)  
第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときは、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 (略)

・「その時点」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号) (抄)

(犯罪被害財産支給手続の開始)

第六条 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という

(忌避の原因等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 (略)

・「生じさせるおそれがある」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) (抄)

(生活関連等施設の安全確保)

第一百条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 (略)

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 8 (略)

○農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第百八十五号) (抄)

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第四十条 法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

「おそれがある事情」の例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（発行者による上場株券等の公開買付け）

第二十七条の二十二の二（略）

2 第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第二項後段及び第二項第二号を除く。）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。）、第二十七条の六から第二十七条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、（略）、第二十七条の六第二項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行ったときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合には行うものを除く。）とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付け等の変更の内容（第二十七条の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付け等の変更の内容」と、第二十七条の八第二項中「買付け等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付け等の変更」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書にお

用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条（略）

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

【第十二条関係】

「身分取扱い」の例

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（職員的身分取扱い）

第十二条（略）

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

いて公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と（略）読み替えるものとする。

3 13（略）

【第十一条関係】

「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはならない」の例

○行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 4（略）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利

（消防職員の身分取扱い等）

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百三十八条（略）

② ①（略）

⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、階級制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

「…について権限を有する者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛官以外の隊員の任期を定めた採用）

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。

2（略）



(退職の承認)  
 第四十条 第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合においてこれを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすことと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

(休職の効果)  
 第四十四条 (略)

2・3 (略)  
 4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

・ 「二ことを理由として(する)：免職その他不利益な取扱い」の例

○公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)(抄)

(一般職の国家公務員等に対する取扱い)

第七条 第三号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員(以下この条において「一般職の国家公務員等」という。)に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、国会職員法、自衛

通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

・ 「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第一百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【第十三条関係】

・ 「この実施について準用する」の例

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)(抄)

(探掘権者又は租鉱権者の不存)

第十四条 (略)

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3・5 (略)

隊法及び地方公務員法(昭和三十五年法律第百六十一号)の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二号第一項第一号に掲げる事業者は、第三号各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

・ 「使用し、又は使用していた」の例

○公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第五条 第三号に規定するもののほか、第二号第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三号各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 (略)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)(抄)

(保険給付等に関する特例等)

第 5 条 (略)

2・5 (略)

6 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)(抄)

(学校給食法の適用)

第六条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

【第十五条関係】

・ 「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令(省令)で定める」の例

○大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十二年法律第四十七号)(抄)

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、計画の認定の申請、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認の申請、造成宅地の処分の届け出等に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)(抄)

(政令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【第十六条関係】

・ 「この法律の適用に当たつて(あたつて)は、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつて(あつて)はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【第十七条関係】

・ 「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした

もの

2・3 （略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした

（人の秘密を漏らす罪）

第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・ 「一年以下の懲役に処し、又は情状により、一年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する」の例

○寛せい利取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の四 （略）

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 （略）

○大株取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（抄）

第二十四条 （略）

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 （略）

・ 「しなくなった後においても、同様とする」の例

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（抄）

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第十七条 （略）

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するそ

2・3 の（略）

・ 「知得した…秘密」の例

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）（抄）

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

2 （略）

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）（抄）

（秘密を漏らした罪）

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

・ 「秘密を漏らした」の例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第九十九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）

の役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（管理人等の秘密保持義務）

第九十条 （略）

2 管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

・ 「前項の場合を除き」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（開廷の要件）

第五十四条 （略）

2 前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（本案の審理及び裁判）

第三百四十八条 （略）

2 （略）

3 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

・ 「その職を退いた後においても、同様とする」の例



○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（秘密の保護）

第五十条（略）

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（秘密の保護）

第四十条（略）

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

・ 「前二項の罪の未遂は、罰する」の例

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（抄）

（罰則）

第七十条（略）

2 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 （略）

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

（略）

2 （略）

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

一〇三（略）

2・3（略）

・ 「秘密を取得」の例

○種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）

第四十条 裁判所は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第二十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十二条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあること。これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

・ 「過失により…の罪を犯した者」の例

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）（抄）

第四十五条（略）

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 （略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）

第五十五条（略）

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

【第十八条関係】

・ 「次に掲げる行為により…」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（配当等の制限）

第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一〇八（略）

2 （略）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一号）（抄）

（損失の補償）

2〇5（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一〇三（略）

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六・七（略）

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九〇五（略）

2〇10（略）

・ 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二〇七（略）  
二〇七（略）

・ 「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二〇七（略）  
二〇七（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手續）

第十三条（略）

二 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一・二（略）

三、施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四・五（略）

・ 「施設を損壊」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

五 この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であつて、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

六（略）

○下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の

・ 「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二〇七（略）  
二〇七（略）

・ 「施設若しくは（又は）設備」の例

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（私立学校法の特例）

第二十条（略）

二〇八（略）

九 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置に当り、協定書に基づき当該協力学校に設置する施設若しくは設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出せしめるものとする。

一〇（略）  
一〇（略）

機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二（略）

・ 「設備を損壊」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）

第七十七条（略）

二 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑制するため必要な措置を執ることができる。

一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

三（略）  
三（略）

・ 「錠を（：）はずし（す）」の例

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

（臨検又は捜索に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たつて必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

○関税法（昭和三十九年法律第六十一号）（抄）

（臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分）

第二百二十七条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするに於て、必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 (略)

・ 「秘密を保有する」 (「保有する…秘密」) の例

○ 種苗法 (平成十年五月法律第八十三号) (抄)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠 (第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。) の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2 (略)

○ 不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

六 (略)

七 営業秘密を保有する事業者 (以下「保有者」という。) からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 (略)

九 (略)

十 (略)

・ 「保有する行政機関」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(移管又は廃棄)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

○ 統計法 (平成十九年法律第五十三号) (抄)

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 (略)

・ 「同意なく」の例

○ 信託業法 (平成十六年法律第五十四号) (抄)

(同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例)

第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条及び前条の規定は、適用しない。

一 (略)

五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。

2 (略)

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十七年法律第八十七号) (抄)

第二百三十三条 (略)

28 (略)

29 特例旧特定目的会社は、特定資産 (新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。) の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方 (以下この項において「受託者」という。) が次に掲げる業務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一 (略)

四 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと

30 (略)

・ 「送信する機能」の例

○ 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

四 (略)

五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすること。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置 (公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分 (以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。) に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。) の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ (略)

2 (略)

23 (略)

29 (略)

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (昭和五十四年政令第二百六十七号) (抄)

(特定機器)

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一 (略)

二十一 ルーティング機器 (電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの (



専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)

二十三 スイッチング機器(電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの(専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。)

・ 「録画の機能」の例

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条(略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

・ 「録音の機能」の例

○著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百二十五号)(抄)

(特定機器)

第一条 著作権法(以下「法」という。)第三十条第二項(法第

画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

・ 「設置する行為」の例

○海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)(抄)

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条(略)

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して二十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 (略)

一 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 6 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第十二条 法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地(雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分)において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二・三 (略)

(略)

百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器(他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。)であつて主として録音の用に供するもの(次項に規定するものを除く。)とする。

2 (略)

・ 「機能を有する機器」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)(抄)

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならぬ。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条(略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録

・ 「施設又は施設の区画された部分」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(抄)

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となつて居る施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。)若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に關し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穩が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定め、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一 三 (略)

2 5 (略)

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者(以下この条において「請求者」という。)を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」とい

う。)につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 (略)

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所(事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。)の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地(以下この号において「建物等」という。)の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益を有する権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

・ 「音声…に係る情報」の例

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。)であつて、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。

2・3 (略)

・ 「…により…情報を取得」の例

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)(抄)

(土地の取得等)

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置(以下「土地の取得等」という。)は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得(毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の償還に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。)を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

・ 「有線電気通信」の例

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一(七) (略)

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるもの)による送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。

八・九 (略)

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容

○統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めである人と人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二・三 (略)

2 (略)

○個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抄)

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・ 「取得する行為」の例

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一(三) (略)

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)

2 五(十五) (略)

2 10 (略)

の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

2 九(三)(二十三) (略)

2 9 (略)

・ 「傍受」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、教人の共謀によつて実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制的処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

○電波法(昭和二十五年法律第五三十一号)(抄)

(秘密の保護)

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第四条第二項又は第六十四条第二項の通信であるものを除く。第五十九条並びに第九九条の二第二項及び第三項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

・ 「通信を(の)傍受」の例



○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第九九条之二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて、当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○刑事訴訟法（昭和三十二年法律第百三十一号）（抄）

第二百二十二条之二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

・「電気通信」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

第四百六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その他の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

・「暗号」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年

法律第五十号）（抄）

（面会の一時停止及び終了）  
第一百三十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退去を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一（略）  
二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。  
イ 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できないもの  
ロ ホ （略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）  
第十三条（略）  
二 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

・「…を用いた…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（目的）  
第一条 この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化

が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等々の保護を図ることににより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（特定容器利用事業者の再商品化義務）

第十一条（略）  
二 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一（略）  
一 当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率とする。

イ（略）  
ロ 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率とする。

ハ 二（略）

・「通信（…）内容」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

第四百八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等（面会又は第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（傍受記録の作成）  
第二十二條 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしてい

・「内容を（…）復元する」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）  
第十三条（略）  
二 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第九九条の二（略）

3 2 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものをいふ。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

・ 「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵奪行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 七（略）

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二（略）

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれか

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（不正指令電磁的記録作成等）

第九十八条の二（略）

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3（略）

・ 「その他の保有者の（…）管理を害する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵奪行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 七（略）

・ 「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条（略）

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げ

に掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一（略）

二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4（略）

・ 「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（被害者等の傍聴）

第四十七条（略）

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（気象測器等の保全）

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つて設置しなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

・ 「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（する）」の例

ない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二（略）

2 3（略）

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

【第十九条関係】

・ 「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

○目撃隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条（略）

2 3（略）

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 6（略）

【第二十条関係】

・ 「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したものの」の例

○目撃隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第二百二十二条（略）

2 4（略）

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6（略）

【第二十一条関係】

「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（国外犯）

第三百二十二条 第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

第三百三十一条の二 第三百二十三條の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

【附則第一条関係】

「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成…年法律第…号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百一十二号）（抄）

附 則

）を「役員及び職員（第六条第十号）」に改める。

（略）

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

（以下略）

・ 条を削って、後続する条を繰り上げる例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

附 則

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第二十三条 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

【附則第三条関係】

「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 附則第十条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第…号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百一十五号）（抄）

附 則  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

四 附則第十三条及び第十四条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第…号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 （略）

【附則第二条関係】

・ 章名を改める例

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

（独立行政法人国立博物館法の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第一百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員（第七條第十條

疎地域であつた区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める

・ 「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、

施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同

法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による

認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付

（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等

の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす

この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則

第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始

める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその



委任を受けた者から第五十五条の規定による改正前の児童手当法第七條第二項（同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六條第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対して児童手当又は特例給付の支給に関するものは、施行日において第五十五条の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合においてその認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

・ 「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附則（施行期日）  
1 5（略）  
（指定医療機関に関する経過措置）  
6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二條の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。  
7 34（略）

【附則第四條關係】

・ 「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律 抄（平成十八年法律第五十号）（抄）

（理事及び監事に関する経過措置）  
第四十八條（略）  
2（略）  
3 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特別民法法人の監事（次に掲げる特別民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。  
4 一 二（略）  
三（略）

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第十二條の二 この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下一部改正法律という。）による改正前の第十九條第一項の規定による届出をしていいたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許（柔道整復師の免許を含む。）を有する場合は、この限りでない。

②（略）

・ 「…としなくなった」の例

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九條に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）（抄）

第二條（略）

2 6（略）  
7 都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被援護者に通知しなければならない。第十三項の規定に

の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）（抄）

（罰則に関する経過措置）

第八十條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

・ 「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○中央省庁等改革関係法施行法 抄（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（守秘義務に関する経過措置）

第十三百七條（略）

2（略）  
3 改革関係法等の施行前の臨時金利調整法第十二條に規定する金利調整審議会の委員又は同審議会の書記であつた者が、金利調整審議会の議事に関して知得した秘密に関し、改革関係法等の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
4 5（略）

・ 「…としていた」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律

より援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。  
8 13（略）

【附則第五條關係】

・ 「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例

○関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）（抄）

附則（政令への委任）

第四條 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（抄）

附則（政令への委任）

第三條 前條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附則第六條關係】

・ 号を追加し見出しを改める例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

附則

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第六十九条の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。  
 三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第七十二条

【附則第八条関係】

・「施行(の)日が::の施行の日後(前)である場合には、::条中::とあるのは::とする」の例

○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十二号)(抄)

附則

(商品先物取引法の一部改正に伴う調整規定)

第七条 施行日が商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の施行の日前である場合には、前条(見出しを含む)中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」と、「店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」とあるのは「が引き受けたこと」と、「商品取引債務引受業等」とあるのは「商品取引債務引受業」とする。

○国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十六号)(抄)

附則

(調整規定)

第二十条 この法律の施行の日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百四の項から百六の項までの規定」とあるのは、「別表第一の百四の項、百五の項及び百七の項」とする。

る。のは、「別表第一の百四の項、百五の項及び百七の項」とする。

【別表第一号関係】

・「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所任するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内においてその事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

【別表第二号関係】

・「重要(な)施策」の例

○日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)(抄)

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一・二 (略)

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 (略)

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)(抄)

(中小企業金融公庫の在り方)

第十条 (略)

2 中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限るとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一(三十七) (略)

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九(六十二) (略)

・「施策の方針」の例

○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄)

(職業安定計画の作成等)

第七十五条 (略)

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一(一) (略)

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三・四 (略)

3(8) (略)

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律(平成六年法律第七号)(抄)

(施策の方針)

第三条 (略)

2 (略)

・「外国の政府・国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)(抄)

(国際的協調のための施策)

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄)

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十八条 (略)

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。



五 一 四 (略)  
五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

・ 「政府との交渉」の例

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 (平成十六年法律第百十六号) (抄)

(審判の公開)  
第四十八条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

○ 外務省設置法 (平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)  
第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関する事。
- 三 二十九 (略)

・ 「国際機関との交渉」の例

○ 公文書等の管理に関する法律 (平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)  
第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の

記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合  
イ・ロ (略)  
ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 (略)  
二 五 (略)  
三 (略)

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) (抄)

(保有個人情報の開示義務)  
第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

・ 「交渉の内容」の例

○ 保険業法 (平成七年法律第五十五号) (抄)  
(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)  
2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険株式会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。  
3 4 (略)

【別表第三号関係】

・ 「緊急事態に対処するための計画」の例

○ 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) (抄)

(任務及び所掌事務)  
第五条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

- 一 四 (略)
- 五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

六 二十五 (略)  
3 4 (略)

# 特別秘密の保護に関する法律

## 【参照条文集】 (案)

出典：ぎょうせい「現行日本法規」  
ぎょうせい「現行法令インターネット版」  
官報

平成24年〇月  
内閣官房

### 特別秘密の保護に関する法律参照条文

- 日本国憲法(抄) . . . . . 1
- 刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄) . . . . . 1
- 内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄) . . . . . 2
- 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄) . . . . . 2
- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)(抄) . . . . . 2
- 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)(抄) . . . . . 3
- 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)(抄) . . . . . 3
- 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄) . . . . . 4
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄) . . . . . 6
- 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄) . . . . . 6
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄) . . . . . 7
- 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄) . . . . . 8
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)(抄) . . . . . 9
- 国家公務員法等の一部を改正する法律(第百七十七回国会提出閣法第七十四号)(抄) . . . . . 9
- 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第百七十七回国会提出閣法第七十七号)(抄) . . . . . 10

○日本国憲法（昭和二十二年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条 (略)

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百五十四条（認書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び

供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪（不正指令電磁的記録作成等）

第六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 (略)

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

(この法律の目的及び効力)

- 第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。
- ② この法律は、もっぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。
- ③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。
- ④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。
- ⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の表現に資することを目的とする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章（第六章（略）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章（略）

第九章 罰則（第百八条―第百二十六条）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2・4（略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第二項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。
- 第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。
- 第百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。
  - 一 第六十四条第二項の規定に違反した者
  - 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
  - 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
  - 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
  - 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていして職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
- 第百二十四条 第百三条第十三項（第百三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第百二十五条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 別表第四（第九十六条の二関係）
  - 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
  - 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
  - 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
  - 七 防衛の用に供する暗号
  - 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
  - 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
  - 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
- （定義）
- 第一条（略）
- 2 （略）
- 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。
- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
    - イ 構造又は性能
    - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
    - ハ 使用の方法
  - 二 品目及び数量
  - 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

- 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）
- （罰則）
- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者



二・三 (略)

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について講託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第四号に掲げる者を除く。)

七 (略)

2 6 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 (略)

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)
官民人材交流センター	国家公務員法

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修

施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。  
（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

○国家公務員法等の一部を改正する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十四号）（抄）

（内閣法の一部改正）

第三条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務

第十四条第三項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十三条を第二十四条とし、第二十号から第二十二号までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条第四項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第二十号とする。

第十八条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十九号とする。

第十七条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十八号とする。

第十六条第三項中「並びに」の下に「内閣人事局、」を加え、同条を第十七号とする。

第十五条第三項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項中「第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条」を「第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条」に、「第百条第二項」を「第百二条第一項」に改め、同条を第十六号とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。

附則第三項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（三）（略）

# 特別秘密の保護に関する法律

## 【参考資料集】

(案)

○ 「行政機関」(第2条第1項)の具体的内容(平成24年7月1日現在)	-----	1
○ 第7条第1項各号に掲げる適性評価を実施する場合ごとの実施期間、 同意・不同意の効果等について	-----	2
○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧	-----	3
○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続	-----	7
○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則	-----	9
○ 日弁連等の主な指摘事項と本法における対応	-----	11
○ 報告書に対する日弁連の指摘事項と本法における対応等	-----	14

平成24年〇月  
内閣官房

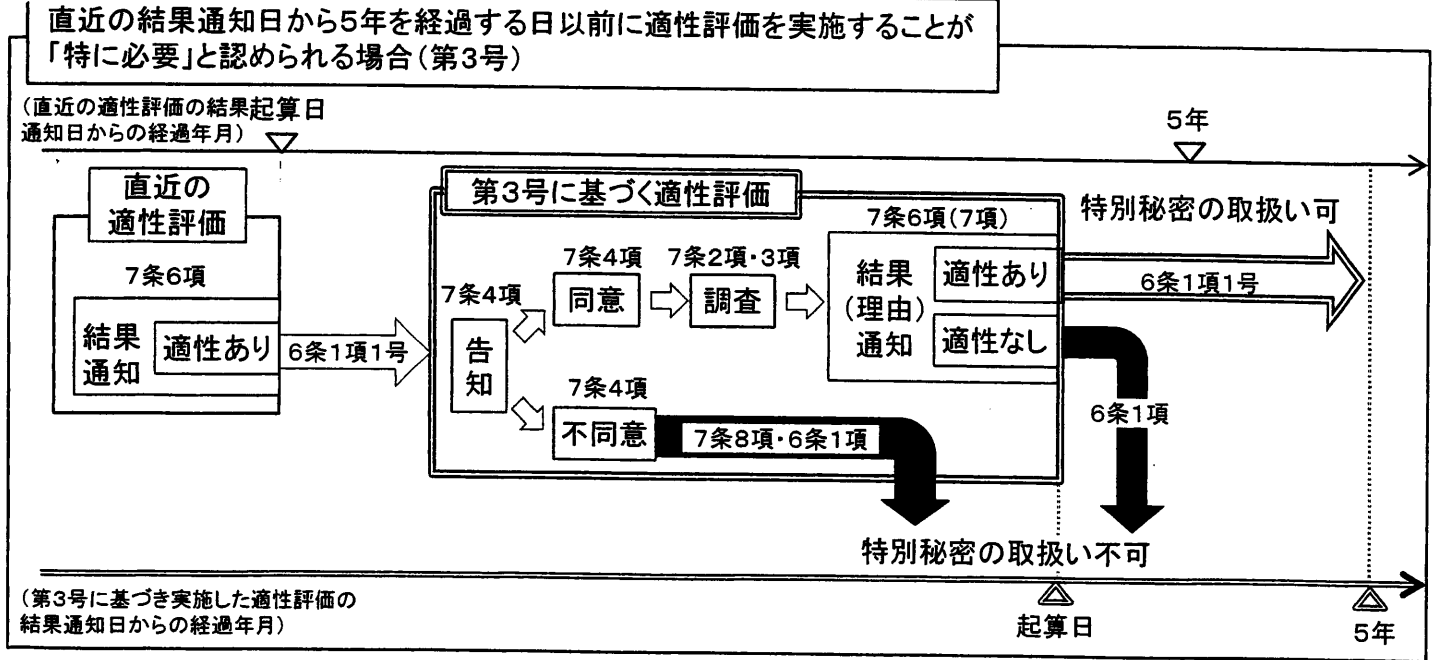
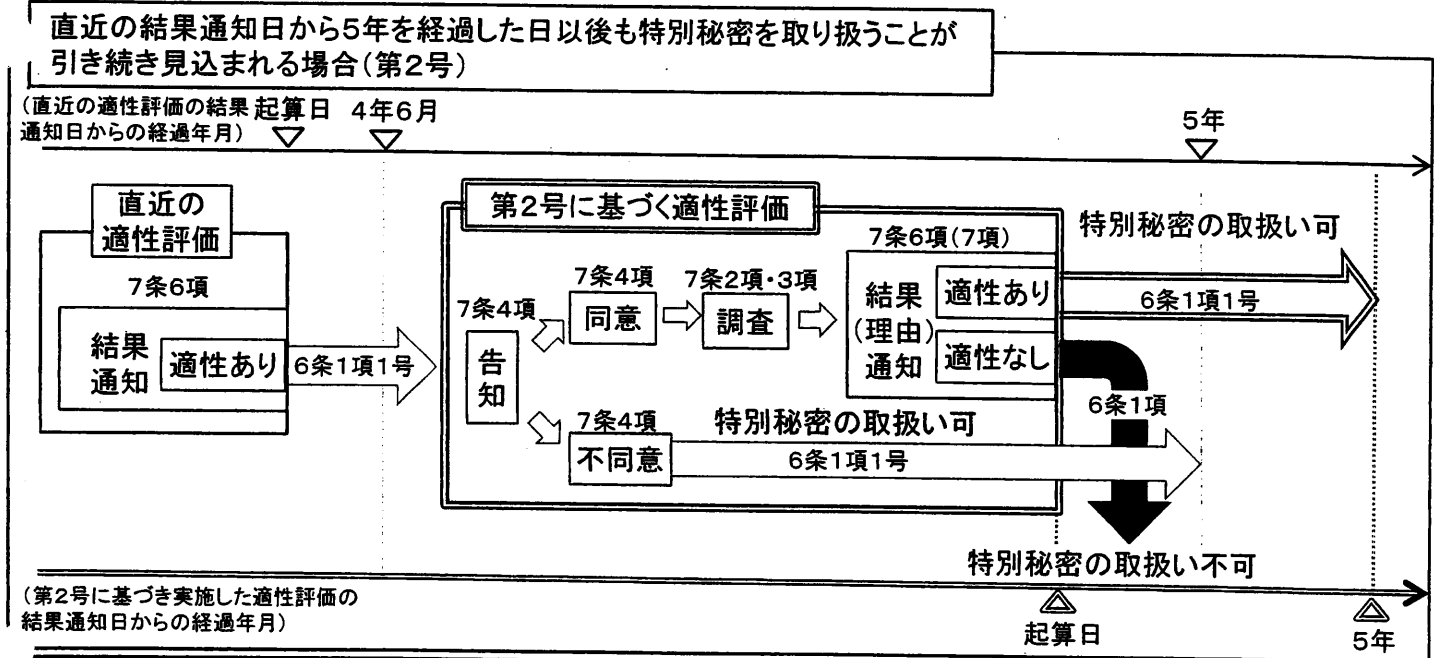
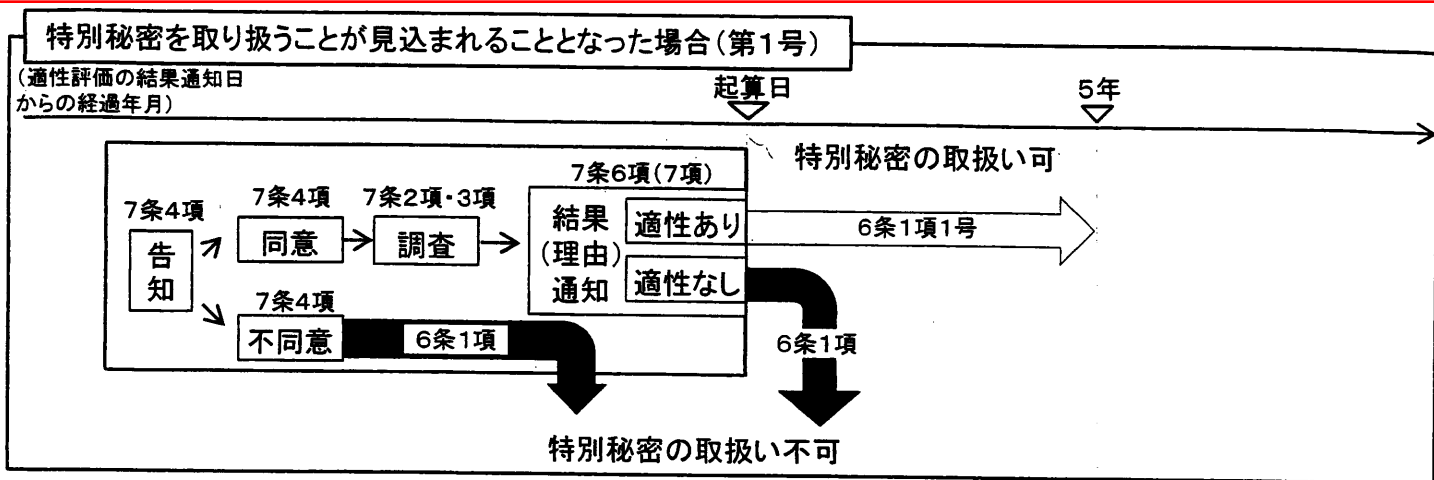
「行政機関」(第2条第1項)の具体的内容(平成24年7月1日現在)

1号	<p>○ 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」          内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁</p> <p>○ 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」          人事院</p>
2号	<p>○ 内閣府          ○ 宮内庁          ○ 「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)」          公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁</p>
3号	<p>○ 「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)」          総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省</p>
4号	<p>○ 警察庁          ○ 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、」政令で定めるもの」          現時点で想定されない。</p>
5号	<p>○ 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」          検察庁が想定される。</p>
6号	<p>○ 会計検査院</p>

網掛部：合議制の機関であり、「行政機関の長」を当該行政機関とする(第3条第1項)。

下線部：検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される(第3条第1項)。

**第7条第1項各号に掲げる適性評価を実施する場合ごとの実施期間、同意・不同意の効果等について**





## ○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑	
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	國務大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

2. 特別職国家  
公務員  
【守秘義務】:有  
【罰則】:無

種別	根拠法	条文	法定刑
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

2. 特別職国家公務員  
【守秘義務】:有  
【罰則】:無

	種別	根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

## ○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	<p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)出生地、社会保障番号、身体的特徴等)</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 暴力的な政府転覆活</li> <li>・ テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与</li> <li>・ 外国渡航歴・活動歴</li> <li>・ 逮捕歴</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 民事訴訟歴</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響・通院歴</li> <li>・ 精神の問題に係る通院歴</li> <li>・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価記録</li> </ul>	<p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、旅券番号等)</li> <li>・ 学歴、職歴、軍歴</li> <li>・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 犯罪歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響</li> <li>・ 精神疾患等の状態</li> <li>・ 雇用主の人定事項</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> </ul>	<p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等)</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与</li> <li>・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴</li> <li>・ 継続中の刑事・懲戒手続</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 強制執行措置歴</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価</li> </ul>	<p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等)</li> <li>・ 学業レベル(学位、外国語能力等)</li> <li>・ 職歴</li> <li>・ 外国渡航歴</li> </ul>



	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等）</li> <li>・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と同様の事項</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人と同様の事項</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）</li> </ul> </li> </ul>
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。</li> <li>・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。</li> </ul>
プロセス及び手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人への面接</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人への面接</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出</li> <li>・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合）</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が調査票に記入し、提出</li> <li>・ 公私の団体への照会</li> <li>・ 本人をよく知る者からの聴取</li> </ul>
結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、本人に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に通知する。</li> </ul>
理由の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。</li> </ul>	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

## ○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
目的等による故意の加重類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい</li> <li>・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい</li> </ul> <p>【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい</li> </ul> <p>【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらす外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい</li> </ul> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※1）の外国勢力への漏えい</li> </ul> <p>【1年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の基本的利益（※3）に関する情報の外国勢力への漏えい</li> </ul> <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国防情報の漏えい</li> <li>・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい</li> <li>・ 秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい</li> <li>・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい</li> <li>・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい</li> <li>・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい</li> </ul> <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家機密の漏えい</li> </ul> <p>【6月以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公務員による秘密の漏えい</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい</li> </ul> <p>【7年以下の自由刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の者による国防上の秘密の漏えい</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p>

	アメリカ (合衆国法典)	イギリス (公務秘密法)	ドイツ (刑法)	フランス (刑法)
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠</li> <li>【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> <li>【5年以下の自由刑又は罰金】</li> <li>公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> <li>【3年以下の自由刑又は罰金】</li> <li>公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき</li> <li>【1年以下の自由刑又は罰金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい</li> <li>【3年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>
目的による加重類型 取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録</li> <li>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</li> <li>米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得</li> <li>米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得</li> <li>国の治安・利益を損なう目的による、<u>禁止区域(※4)への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</u></li> <li>【3年以上14年以下の自由刑】</li> </ul> <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えいするための国家機密の取得</li> <li>【1年以上10年以下の自由刑】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集</li> <li>【10年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法に取得された国防情報の取得又は受領</li> <li>安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領</li> <li>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>国防上の秘密の取得</li> <li>国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り</li> <li>【5年以下の自由刑及び罰金】</li> </ul>

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

## 日弁連等の主な指摘事項と本法における対応

日弁連等の主な指摘事項	本法における対応	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別秘密の概念は曖昧広範</li> <li>○ 作成・取得した行政機関が指定を行うため、政府の違法行為等が特別秘密として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を具体的に限定列挙（別表）</li> <li>○ 防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件を精緻化（第3条第1項）</li> <li>○ 指定の有効期間を定め、定期的に要件充足性を確認（第4条第1項、第2項）</li> <li>○ 情報の保護に係る専門的知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第7条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別秘密も司法審査の対象</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項の明定（第7条第2項）</li> <li>○ 対象者の同意を要件（同条第4項）</li> <li>○ 結果及び理由の通知（同条第6項及び第7項）</li> <li>○ 個人情報の目的外利用・提供の禁止（第11条）</li> <li>○ 不利益取扱いの禁止（第12条）</li> <li>○ 内閣情報官による総合調整等により本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第7条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、「適格性の確認は、各行政機関において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施」（秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書に対する答弁書（平成24年4月10日閣議決定））しており、調査事項は非公開、対象者の同意の取得及び結果の通知は実施せず。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取材等により特別秘密を入手しようとする行為も取得行為、漏えいの教唆として処罰され得る。</li> <li>○ 不明確な特別秘密の漏えいや取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙（第18条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立</li> </ul>

○ 日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出というべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰され得る。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。

また、適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。



2011年11月29日

政府における情報保全に関する検討委員会 委員長  
内閣官房長官  
藤村 修 殿

社団法人日本新聞協会

「秘密保全法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年8月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は1年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は5年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役5年以下か10年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という疑念が残る。事実、2005年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以 上

## 報告書に対する日弁連の指摘事項と本法における対応等

秘密保全のための法制の在り方について(報告書)	日弁連「秘密保全法制に反対する決議」提案理由	本法における対応等
<p>○ 国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべき。(3頁)</p>	<p>○ 立法の目的は個々の条文の解釈指針となるものである。秘密保全法制の法文に多義的、不明確な目的がそのまま入るとすれば、「特別秘密」等個々の条項がいかようにも解釈され得ることになりかねない。</p>	<p>○ 「国及び国民の安全の確保に資すること」を窮極的な目的として規定。(第1条)</p>
<p>○ 特別秘密として取り扱うべき事項について、関係省庁の意見を基に検討すると、①国の安全、②外交、③公共の安全と秩序の維持、の3分野を対象とすることが適当。(3頁)</p>	<p>○ 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(以下「国家秘密法案」という。)と比較して、「公共の安全及び秩序の維持」が加わっており、秘密の範囲が拡大されている。</p> <p>○ しかも、国家秘密法案では、外交情報も防衛上秘匿することを要するものだけが適用対象であったが、報告書では外交情報全般に拡大されている。</p> <p>○ かつて廃案とされた国家秘密法案よりも、国民に知らせない情報の範囲を拡大し、国民の知る権利を一層制限するものである。</p>	<p>○ 公共の安全と秩序の維持に関する事項は、主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものに限定。(別表第3号)</p> <p>○ 外交に関する事項は、主として我が国の安全保障等に関するものに限定。(別表第2号)</p> <p>※ 国家秘密法案における外交情報は外交全般を対象。</p>
<p>○ 3分野のいずれかに属する事項の中から特別秘密に該当し得る事項を更に限定するため、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当。(3頁)</p>	<p>○ 自衛隊法別表第四は極めて抽象的な規定の仕方になっており、これをまねるのであれば限定機能はない。</p> <p>○ 「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、行政機関の違法行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。</p>	<p>○ 防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件を精緻化(第3条第1項)</p> <p>○ 指定の有効期間を定め、定期的に要件充足性を確認(第4条第1項、第2項)</p> <p>○ 情報の保護に係る専門的知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、本法の適切かつ統一的な運用を確保(附則第7条)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> <li>※ 特別秘密も司法審査の対象</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項としては、例えば、①人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。（10、11頁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項は広範に及んでおり、信用状態等のセンシティブ情報も含まれている。</li> <li>○ 調査事項のうち「我が国の利益を害する活動への関与」は、抽象的であり、行政機関の恣意的判断により、思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項の明定（第7条第2項） 適性評価では、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項としない。</li> <li>○ 対象者の同意を要件（同条第4項）</li> <li>○ 内閣情報官による総合調整等により本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第7条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、対象者の同意を得て手続を進めることが肝要。（11頁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性評価のための調査では、同意しなければマイナス評価を受けることが明らかであるから、同意は事実上強制されている。したがって、調査対象者の同意は、調査の正当化事由たり得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不利益取扱いの禁止（第12条）</li> <li>○ 内閣情報官による総合調整等により本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第7条）</li> <li>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者本人に加え、配偶者のように対象者の行動に影響を与え得る者について、諸外国と同様、信用状態、外国への渡航歴等を調査することも考えられる。（11頁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者本人のみからの同意しか想定していないため、それ以外の者については同意なくして収集されることになる。これは、プライバシー権や思想・信条の自由の侵害である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族や同居人については、氏名、生年月日、住所及び国籍に関する事項を調査することを予定。（第7条第3項） これらの情報は通常人事管理の中で本人から提供される情報であり、評価対象者が同意していれば、家族や同居人の同意を別途取得しなくとも、社会通念上許容されると考えられる。</li> </ul>

<p>○ 業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適当と考えられる。(16頁)</p>	<p>○ 国民は、どのような情報「特別秘密」にあたるかを判断することができない。よって、ある日突然「特別秘密」を不注意にも漏えいしたとして処罰されかねない。</p>	<p>○ 業務により特別秘密を取り扱う者以外の者による漏えい行為は処罰対象外(第17条)</p> <p>○ 要式行為たる指定行為により特別秘密の外縁を明確化(第3条第1項)</p>
<p>○ 故意の漏えい行為の未遂は、特別秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることが適当。</p> <p>また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することが適当。(18頁)</p>	<p>○ 「特別秘密」の外延が過度に広範かつ不明瞭であるため、本法制における犯罪の実行行為かもよく認識できないままに、犯罪の実行行為たる行為に関与してしまう場合もあり得る。よって、未遂処罰は許されない。</p>	<p>○ 要式行為たる指定行為により特別秘密の外縁を明確化(第3条第1項)</p> <p>○ 処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙(第18条)</p> <p>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定(第16条)</p>
<p>○ 特別秘密の故意の漏えい行為の共謀、独立教唆及び煽動については、それぞれの行為の悪質性・危険性を踏まえ、自衛隊法が防衛秘密の漏えいに関するこれらの行為を処罰の対象としていることも考慮すると、これらを処罰対象とすることが適当。</p> <p>また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の共謀、独立教唆及び煽動も処罰することが適当。(18頁)</p>	<p>○ 共謀行為・独立教唆及び煽動は、いずれも、実行行為が未だ存在しない段階の行為を処罰するものである。これは内心の意思を処罰するものであり、刑法の基本原則である行為責任主義に反する。</p> <p>○ 独立教唆行為については、およそ実害を生じていないのであるから、処罰の必要性には重大な疑問がある。</p> <p>○ 煽動行為については、独立教唆行為以上に成立範囲が不明確であり、正当な表現行為との境界はより曖昧である。これを処罰することは国民の表現活動を萎縮させるおそれがある。</p>	<p>※ 自衛隊法、MDA秘密保護法、刑事特別法等においても秘密の漏えい等の共謀、独立教唆及び煽動が処罰対象とされており、刑罰として問題はない。</p>
<p>○ 特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らな</p>	<p>○ 「その他社会通念上是認できない行為を手段として</p>	<p>○ 処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限</p>

<p>いまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であり、また、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為。(17頁)</p>	<p>特別秘密を取得する行為」が特定取得罪の構成要件に取り込まれる可能性がある。その場合、どのような行為が「特定取得罪」に該当するか、判断が著しく困難になる。</p>	<p>定列举（第18条）</p>
<p>○ 本法制は、国民の知る権利等との関係で問題を生ずるものではないと考えられる。(21～23頁)</p>	<p>○ 秘密保全法制の罰則規定には取材等について萎縮効果があり、国民主権原理から要請される国民の知る権利を侵害する。</p> <p>○ 本法制の下では、国家がその解釈と裁量の下、報道関係者だけでなく、出版関係者、さらに一般市民もある日突然犯罪者として処罰される可能性がある。</p>	<p>○ 処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限定列举（第18条）</p> <p>○ 本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）</p> <p>※ 正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立</p>
<p>○ 民間事業者等が行政機関等から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政活動の一環として実施されること等に鑑み、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当。(5頁)</p>	<p>○ 科学技術が軍需に取り込まれることで軍事秘密とされ、その結果、秘密保全法制により学問・研究活動の自由等が侵害されることになりかねない。</p>	<p>○ 大学を含む民間事業者については、行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者に限り特別秘密の取扱いを行わせることとしており（第5条第3項）、学問・研究の自由等を侵害することはない。</p>
	<p>○ 「特別秘密」を、我が国の国益について政府と異なる立場、良心や信念から、国民に知らせようと内部告発した場合、秘密保全法制で厳しく捜査・処罰され、社会的地位を失うことを覚悟しなければならない。その結果、内部告発が自主規制されることになる。それ自身が思想・信条・良心の自由の侵害である。</p>	<p>※ 行政機関の長により指定された特別秘密が指定の要件を充足している限りにおいては、一職員が信念に基づき内部告発と称して漏えいする行為は許容されず、処罰対象となる。他方、万が一、要件を満たさない指定が行われた場合、一職員による内部告発は特別秘密の漏えいには該当せず、処罰対象とならない。</p>



特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律案（抄）

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）（抄）

保護の対象とする秘密及び指定の要否

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一條第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

（防衛秘密）

第九十六條の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘密することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一條第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

（定義）

第一条（略）  
この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。  
一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から提供された装備品等について左に掲げる事項  
イ 構造又は性能  
ロ 製作、保管又は修理に関する技術  
ハ 使用の方法  
ニ 品目及び数量  
二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から提供された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する（略）

2  
 与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。  
 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。  
 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究  
 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量  
 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達のために供する暗号  
 チ 武器、弾薬、船舶、航空機

2  
 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。  
 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。  
 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

別表第四（第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報  
 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力  
 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究  
 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量  
 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 七 防衛の用に供する暗号  
 八 武器、弾薬、航空機その他の



別表

一 防衛に関する事項  
 イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況  
 ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の員数又は部隊の装備、部隊の任務、配備又は行動位置、構成、設備、性能又は強度  
 ハ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量  
 ホ 編制又は装備に関する事項  
 ニ 編制若しくは装備に関する状況  
 イ 編制又は装備の現況  
 ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能  
 三 運輸又は通信に関する事項  
 イ 軍事輸送の計画の内容又は





す場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至つたと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

取扱いの業務を行わせることができる場合

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限る。警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を体化する物件に付された第三百三条の二の規定による標記及び第三百三条の八を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

第九十六条の二（略）

2 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に關連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。（略）

4

Blank box

Blank box

Blank box

Blank box



ころにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

その他の保護措置

第十四条（その他の保護措置）  
行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

漏えい行為に係る罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は千円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は千五百円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十六条（略）  
4 3 2 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

3 2 前項の未遂罪は、罰する。過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第二条（特別防衛秘密保護上の措置）  
行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第三条（罰則）  
左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。  
一 わが国の安全を害する目的をもち、特別防衛秘密を他人に漏らした者  
二 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした者  
三 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）  
第六条（略）  
合衆国軍隊の機密で、通常の方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

円以下の罰金に処する。

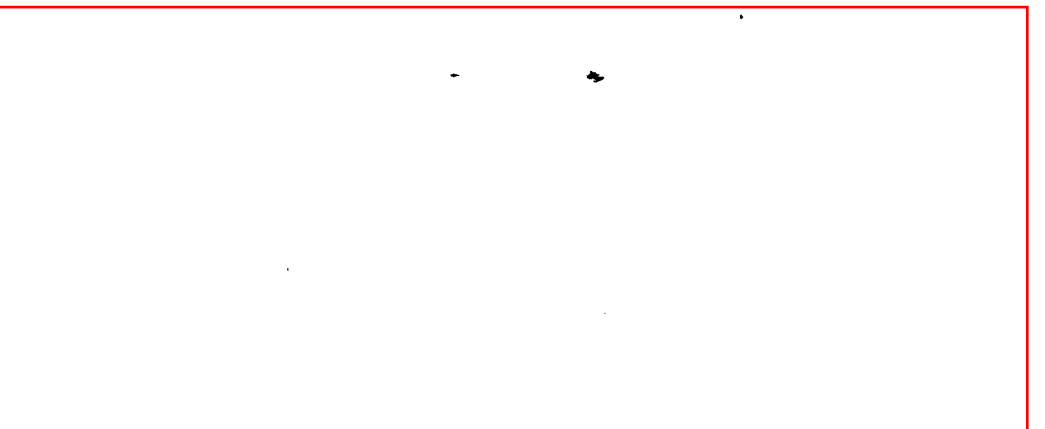
取得行為に係る罰則

第十八条 次に掲げる行為は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

- 一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
- 二 財物の窃取
- 三 施設への侵入
- 四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくは、音声を送信する行為
- 五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為
- 六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為
- 七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為
- 八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十



2 前項に掲げる者を除き、業務に  
より知得し、又は領有した特別防  
衛秘密を過失により他人に漏らし  
た者は、一年以下の禁こ又は三万  
円以下の罰金に処する。



第三條 (罰則)  
左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二・三 (略)

3 2 前二項の未遂罪は、罰する。



第六條 (合衆国軍隊の機密を侵す罪)  
合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

3 2 前二項の未遂罪は、罰する。

八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為  
 前項の罪の未遂は、罰する。  
 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

自首減免

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者

第二百二十二条 (略)

第二百二十二条 (略)  
 2・3 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。  
 5・6 (略)

第二百二十二条 (略)  
 2・4 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
 6 (略)

第五条 第三条第一項の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。  
 3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。  
 4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第五条 第三条第一項の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。  
 3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。  
 4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第六条 第三項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。  
 (自首減免)

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。  
 3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。  
 2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。  
 3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条 第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二百二十二条 (略)  
 2・5 (略)

(略)

(略)

国外犯処罰

2 にも適用する。  
刑法第十八条及び第十九条の罪は、  
刑法第二条の例に従う。

6 第一項から第四項までの罪は、  
刑法第三条の例に従う。

特別秘密の保護に関する法律案の概要（案）

第1 趣旨

- 1 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- 2 こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- 3 これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

【別表第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物



の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法  
リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法  
又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- ② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの  
※ 「我が国の安全保障等」とは、㊦我が国の安全保障、㊧国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針  
ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容  
ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報  
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力  
ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- ③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、㊦テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの）による被害の発生・拡大の防止、㊧特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止をいう。

【別表第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究  
ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報  
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。
- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ・ 行政機関の長、国务大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
- ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であつて、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

イ 適性を有すると認められた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、次に掲げる事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

- ① 特定有害活動との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

エ 上記の調査事項に関する調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が上記①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

## 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

イ 財物の窃取

ウ 施設への侵入

エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為

カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為

キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）

ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

(3) 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

(4) 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

### 3 その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

#### (1) 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

#### (2) 訓示的規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

#### (3) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

#### (4) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

#### (5) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

## 特別秘密の保護に関する法律案の概要等（案）

## 第1 趣旨

- 1 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- 2 こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- 3 これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

## 第2 概要

- 1 特別秘密の管理に関する措置
  - (1) 行政機関における特別秘密の指定等
    - ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。【第3条第1項・第2項】
      - ※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。【第2条第1項】
    - ① 別表（別紙）第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
    - ② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
      - ※ 「我が国の安全保障等」とは、㊦我が国の安全保障、㊧国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。【第2条第2項】
    - ③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
      - ※ 「テロリズム防止等」とは、㊦テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの）による被害の発生・拡大の防止、㊧特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び外国の利益を図る目的で行われる謀報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）



### の抑止をいう。【第2条第4項】

- 本法は、各行政機関ごとに特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、保護の対象を明確化するために各行政機関の長に指定を行わせることとする。なお、合議制の行政機関においては、指定に係る意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図るため、当該機関自体に指定を行わせることとする。
- 行政機関の定義規定について、情報公開法等が警察庁を政令で規定するのに対し、本法は第3条第5項及び第5条第2項に警察庁が行政機関であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとする（第2条第1項第4号）。
- 特別秘密は、防衛秘密と同様、㉠別表各号該当性、㉡非公知性、㉢特段の秘匿の必要性、㉣指定の4要件を充足するものとした。これは、実質秘のうち特に秘匿の必要性が高いものを抽出・明確化するための手段として㉣指定の制度を導入した上で、指定の裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で、㉠及び㉡を要件とするものである。防衛秘密において㉢の要件は「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定されているところ、本法では上記㉠～㉢のとおり、規定ぶりをより具体的にしている。
- 「我が国の安全保障等」は、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念（第2条第2項）で、㉠我が国の安全保障と㉡国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決は国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。なお、「安全保障」とは外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味し、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。また、「国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題」としては、北方領土問題や北朝鮮による拉致問題を想定している。
- 「テロリズム防止等」は、公共の安全と秩序の維持に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念（第2条第4項）で、㉠テロリズム等緊急事態による被害の発生・拡大の防止と㉡特定有害活動（同条第3項）の抑止は国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。なお、テロ行為が発生した事態に「類するもの」としては、外形上テロリズムと同等の行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等を想定している。

国内外の組織によるテロ活動に関する規定（同条第3項第1号）は、自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法第81条の2第1項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」と規定する。

- 特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、事項を記録又は化体する媒体のいかんにかかわらず、客観的に同一性がある限り、指定の効果は及ぶ。
- 政令事項としては、第2条第1項第5号については検察庁を、第3条第1項については検察庁の長を、同条第2項については標記や通知の方法を、それぞれ規定することが想定される。
- 地方公共団体が特別秘密を国から独立して保有することは想定されないが、都道府県警察については特別秘密に係る犯罪の捜査など特別秘密を取り扱う場合が想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。
- 立法府及び司法府については、その職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定される上、守秘義務の有無・内容が行政機関とは異なることから、本法の適用につき別途議論されるのが適当である。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

**【第3条第3項～第5項】**

- 複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになるところ、その重要性ゆえ統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らし、一の行政機関の長による指定の効果は当該事項を共有するすべての行政機関に及ぶこととすべきである。

このような考え方を前提とすると、指定は行政機関間の調整を経て行われるべきであるところ、秘匿の必要性をより厳格に解する観点から、指定を行おうとする行政機関の長に対し、他の行政機関の長への協議を義務付けることとする（第3条第3項）。

- 共有に係る事項が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。複数の行政機関が③異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合や④同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合

は、情報源又は時期を異にすれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なり、同じ内容であっても秘密としての位置付けは異なると解されるため、共有に係る事項が生じる場合には当たらない。

- 指定の効果が他の行政機関にも及ぶようにするため、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに他の行政機関の長に通知するよう義務付けることとする（第3条第4項）。また、都道府県警察に指定の効果及ぶよう、警察庁長官に対し、都道府県警察との共有に係る事項について指定が行われたときは直ちに警視総監又は道府県警察本部長に通知するよう義務付けることとする（同条第5項）。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。【第4条】

- 指定の有効期間は、行政機関の長にその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。
- 有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとし、その上限については、当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認する観点から5年とする（第4条第1項）。
- 有効期間経過時になお要件充足性が認められた場合、指定の有効期間を延長することとしているが、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律の制限を設けることはしていない（第4条第2項）。
- 指定後に要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく指定の効力は消滅することとなるが、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなるため、指定を行った行政機関の長に対し、解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すこととする（第4条第3項）。
- 複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における適切な解除に資するよう、行政機関の長に対し、他の行政機関の長が指定した事項について要件充足性を欠くに至ったと思料するときにはその旨を当該行政機関の長に速やかに通知する義務を課すこととする（第4条第4項）。
- 政令事項としては、第4条第2項については延長の通知を、同条第3項については解除の通知を、それぞれ規定することが想定される。

エ 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。【第5条】

- 守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方があるところ、特別秘密はこれを保護する公益が極めて高いため、漏えいの危険性をも勘案した場合、他の行政機関の職員等に特別秘密を反復継続して取り扱わせることができなくなり、事務遂行上支障を来すおそれがある。そこで、防衛秘密制度を参考にして、行政機関の長は、事務遂行上の特段の必要がある場合に限り、一定の手続を経た上で、他の行政機関の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする（第5条第1項・第3項）。
- 本法においては、特別秘密に公共の安全と秩序の維持に関する事項を含むこととしたため、都道府県警察の職員にも特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする（第5条第2項）。
- 「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことを意味する。
- 「行わせる」とは、防衛秘密制度と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。
- 政令事項としては、第5条第1項については他の行政機関における保護措置に関する協議の手続を、同条第3項については契約業者における保護措置に関する契約の手続を、それぞれ規定することが想定される。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

- ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。【第6条】
- ・ 行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合【第6条第2項第1号・第2号】
  - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合【第6条第2項第3号】



イ 適性を有すると認められた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、原則として5年とする。【第6条第1項第1号】

- 特別秘密の漏えいを防止する手法の一つとして特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底するため、適性評価制度を設け、特別秘密を取り扱った場合でも漏らすおそれがないと認められた者以外の者を特別秘密の取扱者から除外する。
- 次に掲げる者について、特別秘密の取扱いに適性評価を経ることを要しないこととする理由は、それぞれ以下のとおりである。
  - ・ 行政機関の長（第6条第2項第1号）：特別秘密の保護に必要な措置を講ずるという職責に見合う高い能力と経験を有する者が任命されており、その職責に堪えなければ解任されることが想定されるため。
  - ・ 国務大臣（同項第2号イ）：任命権者たる内閣総理大臣が内閣の首長として行政権を行使するという職責を果たすことを阻害しないようにするため。
  - ・ 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官（同号ロ・ハ・ニ）：国務大臣に準じ内閣と一体となって行政権の行使に当たる職であるため。
  - ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置を講じたもの（同項第3号）：これらの者が、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合には、特別秘密の取扱いが簡素なものに留まることから、適性評価よりも簡易な方法による措置により特別秘密を取り扱わせることに合理性が認められるため。
- このほか、特別秘密の取扱いに適性評価を経ることを要しない職として、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを予定している（第6条第2項第2号ホ）。
- 法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている行政機関の職員（安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等）については、このような任命の形態が事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保するために採られるものであり、当該行政機関における当該職員の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えられることから、当該行政機関において重ねて適性評価を実施しないこととする（第6条第2項第4号）。
- 契約業者は行政機関との契約に基づき保護措置を講ずるものであり、本法案の規定に基づき保護措置を講ずべき主体ではないこと、また、契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないことから、契約業者における特別秘密を取り扱うべき者の限定については、契約に条件を付することにより担保することとする（第6条第4項）。



ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、次に掲げる事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。【第7条第1項・第2項・第4項、第9条、第10条】

- ① 特定有害活動との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

エ 上記の調査事項に関する調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。【第7条第3項、第9条、第10条】

- 行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせることとしているため、漏えいを防止する手法の一つである適性評価についても各行政機関の長の責任において実施する（第7条第1項）。
- 適性評価ではプライバシーに深く関わる個人情報も取得する必要があることから、個人情報の保護及び制度の円滑な運営のため、実施の際に評価対象者の明示的な同意を取得させることとする（第7条第4項）。
- 適性評価は、配置されたポストにおける特別秘密の取扱いの蓋然性が認められる者に対して行う（第7条第1項第1号）。  
また、一度適性を有すると認められた者であっても、⑦5年の経過後も引き続き取り扱う場合や、④行政機関の長が漏えいを防ぐために再度実施することが必要と判断した場合には適性評価を行う（同項第2号・第3号）。  
⑦の場合において適性評価の実施に同意しなかった者は、直近の通知をした日から5年を経過するまでの間は、なお第6条第1項第1号（直近に実施された適性評価により適性を有すると認められた者）に該当し、特別秘密を取り扱うことができるのに対し、④の場合において適性評価の実施に同意しなかった者は、同項に該当しない者とみなして、その時点から特別秘密を取り扱うことができないこととする（第7条第8項）。  
いずれの場合においても、適性を有しないと認められたときは、第6条第1項第1号に該当しなくなり、その時点から特別秘密を取り扱うことができない。
- 特別秘密を自発的にもらすおそれがないか又は本人にその意図がなくと

も特別秘密を漏らしてしまうおそれがないかを確認するために上記①～⑦の事項について調査する(第7条第2項)。

また、各評価対象者についてより慎重な調査を実施する必要があるかどうかを把握し、適性評価を効果的かつ効率的に実施するため、上記の調査事項と評価対象者との関係を明らかにする端緒となり得る事項(政令事項：学歴及び職歴、国外との関連を有する事情、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍といった事項を想定。)についても調査する(同条第3項)。

- 適性評価においては、思想・良心や信仰そのものを調査事項としておらず、内心を告白させることがないことから、思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。
- 適性評価においては、特定の職業や国籍といった社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしており、また、信条そのものを調査事項としておらず、信条により差別されることはないことから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。【第7条第5項、第9条、第10条】

- 正確かつ必要十分な個人情報を取得して実効性のある適性評価を実施するため、評価対象者のほか、評価対象者をよく知る者その他の関係者等からも情報を取得することとする。
- 公私の団体への照会については、個人情報の保護に係る法律との整合性を確保し、かつ、相手方の理解及び協力を得る必要があることから、照会権限を本法に規定することとする。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。【第7条第6項、第9条、第10条】

- 適性評価の円滑な運営に必要な職員等の理解を得るために、職員等の同意を得て取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを当該職員等との関係で外形的に明らかにするとともに、自らの適性の有無を職員等が知ることができる仕組みとして、結果の通知を行うこととする(第7

条第6項)。

- 職員等の疑問に可能な限り応え、不信感を解消することが適性評価の実効性の確保に資することから、適性を有しないと認められた場合には、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲でその理由を通知することとする(第7条第7項)。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が上記ウ①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。【第8条～第10条】

- 適性を仮に認めることができるとするのは、適性評価手続が完了するまで一切特別秘密を取り扱えないこととすれば行政事務の遂行に不都合が生じることもないとはいえないためである。
- 「特段の事情がある場合」とは、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要がある場合等をいう。
- 漏えいのおそれとの結び付きが特に強い上記ウ①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがなく、かつ、その他の調査事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情等がない場合には、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られていることから、適性を有すると仮に認めることができることとする。

ク 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。【第11条、第12条】

- 個人情報の目的外利用・提供の禁止については、職務上の義務違反や非行がないにもかかわらずプライバシーに深く関わる個人情報の取得が許容されていることに鑑み、当該個人情報を特に慎重に取り扱うために規定を設けるものである(第11条)。
- 不利益取扱いの禁止については、適性評価制度を口実とした不利益処分や、そうした恣意的な運用への評価対象者の不信感から生じる適性評価制度の実効性の低下を防ぐために規定を設けるものである(第12条)。  
「不利益な取扱い」とは、免職・解雇、降任、減給等の処分のほか、もっぱら雑務に従事させ就業環境を害するといった行為を含む。
- 使用される者に対する不利益取扱いの禁止については労働契約法の規定



及び判例が存在するが、抽象的であり適性評価制度に適用されるかどうか  
が明確ではないことから、本法において契約業者に使用される者等への不  
利益取扱いの禁止を明示的に規定する。

行政機関及び都道府県警察の職員に係る不利益取扱いの禁止については、  
国家公務員法等により担保されているものの、契約業者に使用される者  
に対する規定との比較で反対解釈が生じないよう、公益通報者保護法に倣  
って確認的に規定する。

- 確認措置についても、個人情報目的外利用・提供及び不同意等を理由  
とする不利益取扱いを禁止することとする（第13条）。

## 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）【第17条  
第1項・第4項】

- 業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）のうち「特  
別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）は、  
特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、取扱業務者によ  
る漏えいは、それ以外の業務者（以下「業務知得者」という。）による漏え  
いと比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、  
より重い法定刑を定めることとする。
- 防衛秘密については、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行  
への支障といういわば中間的な段階に着目し、自衛隊法の他の罰則とのバ  
ランスも考慮して取扱業務者による故意の漏えい罪の自由刑を5年以下の  
懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という  
漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、MDA秘密保護法の特  
別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正競争防止法の営業  
秘密の開示等の罪の自由刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバラ  
ンスに鑑み、取扱業務者による故意の漏えい罪の自由刑も10年以下の懲役  
とする。また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが  
少なくないため、現行法上の例に倣い、1000万円以下の罰金を選択的併科  
刑として定めることとする（第17条第1項）。
- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、  
過失による漏えいも処罰対象とし、法定刑については、故意の漏えい罪の  
自由刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法における  
バランスや現行法上の例を参考にして、2年以下の禁錮又は50万円以下の

罰金とする(第17条第4項)。

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）【第17条第2項・第5項】

- 防衛秘密については、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものであり、行政機関又は都道府県警察の職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとする。

なお、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、処罰対象とはしないこととする。

- 故意の漏えい罪の法定刑については、取扱業務者に係る自由刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスや現行法上の例を参考にして、5年以下の懲役及び選択的併科刑として500万円以下の罰金とする(第17条第2項)。
- 過失による漏えいも取扱業務者と同じく処罰対象とし、法定刑については、取扱業務者に係る法定刑を踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスや現行法上の例を参考にして、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金とする(第17条第5項)。

(2) 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。【第18条第1項・第3項】

- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、
  - ① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合
  - ② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合
 など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、



近時、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的な人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象とするものである。

- 防衛秘密については、外部者による取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、本法は特別秘密の保護そのものを目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による取得行為も処罰の対象とすることが適当である。
- 不正競争防止法の営業秘密は、広く民間において保有され、管理の程度が軽重様々であることから、保有者の管理を害する行為全般が処罰対象とされている。それに対し、特別秘密については、その保有者が国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、一定水準以上の管理が制度的に担保されるため、望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえ、これらが処罰の対象とならないよう、処罰の対象とすべき管理侵害行為を限定列挙することとした。
- 第18条第3項は、取得行為が詐欺罪等の構成要件にも該当する場合、本罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、本罪がこれらの罪の特別減輕類型になるものではないことを明らかにするものである（不正競争防止法第21条第7項及び割賦販売法第49条の2第4項に同様の規定が置かれている。）。

#### ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為【第1項第1号】

- 不正競争防止法と同様、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当する行為による特別秘密の取得を処罰するものである。

#### イ 財物の窃取【第1項第2号】

- 有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当する。

**ウ 施設への侵入【第1項第3号】**

- 施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当する。

**エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為【第1項第4号】**

- 保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

**オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為【第1項第5号】**

- 閉鎖的な房室において限定された者に特別秘密を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

**カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為【第1項第6号】**

- 上記オと同様、閉鎖的な房室において限定された者に特別秘密を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。
- 施設内（廊下等）においてその区画された部分（会議室等）を狙って敢行される場合も想定されるため、これが処罰対象となるよう、「施設又は施設の区画された部分」と規定する。

**キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）【第1項第7号】**

- 閉鎖的性質を有する通信手段により限定された者に特別秘密を伝達するという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

**ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為【第1項第8号】**

- 電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであ

る。電子計算機により特別秘密が管理されている場合、その管理の程度が高く、その侵害行為は態様の如何にかかわらず処罰の対象とする必要があり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定する。

- その他の電子計算機による管理を害する行為としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのIDパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

(3) 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。【第17条第3項、第18条第2項、第19条】

- 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、故意の漏えい行為の未遂も処罰対象とする（第17条第3項）。
- 不正競争防止法の営業秘密の取得罪等は未遂を処罰対象としていないが、本法では、特別秘密の重要性に鑑み取得行為の未遂も処罰対象とする（第18条第2項）。
- いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為及び取得行為の共謀・教唆・煽動を処罰の対象とする（第19条）。
- 取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となることが判例上確立しており、漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならない。

(4) 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。【第20条、第21条】

- 業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前に自首を促し、実害の発生を未然に防止できるよう、自首による必要的減免を規定する（第20条）。
- 特別秘密の漏えいが我が国及び日本国民の安全を害することに鑑み、すべての者の国外犯を処罰対象とする（第21条）。この点、防衛秘密においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民による国外犯のみを処罰対象としているが、本法では、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも

踏まえ、日本国民以外の者による国外犯についても処罰対象とすることとした。

なお、非身分犯である第18条及び第19条の罪についてはすべての者の国外犯を処罰する刑法第2条の例に従うこととするが（第21条第2項）、身分犯である第17条の罪についても同様とすると空振りが多くなるので、資産の流動化に関する法律第312条第1項、農水産業協同組合貯金保険法第131条の2第1項等に倣った規定とした（第21条第1項）。

- 特別秘密は、厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で要式行為として指定が行われることなどから、刑事裁判手続上、外形立証により秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を十分立証し得るものと考えられる。また、特別秘密の漏えい等事件は憲法第82条第2項ただし書の絶対的公開事件に該当する余地があり、他方で当該事件に該当しないとされる場合には同項本文による公開停止によって対応可能であると考えられる。したがって、本法では不正競争防止法の秘匿決定手続のような制度は設けない。

### 3 その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

#### (1) 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定【第14条】

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

- 特別秘密の保護上必要な措置として、例えば、
  - ・ 行政機関の長又は警察本部長がその職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること
  - ・ 特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること
  - ・ 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること
 等が考えられる。

#### (2) 訓示的規定【第16条】

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。



- 本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有するMDA秘密保護法の訓示的規定（同法第7条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにする。

### (3) 施行期日に関する規定【附則第1条】

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

- 本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があること等を踏まえ、本法は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する第6条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、この規定については、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定めることとする。

### (4) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定【附則第2条～第5条】

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

- 施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項については、特別秘密として指定し直すとすると、防衛秘密を共有する他の行政機関の



長との協議が必要となり不合理な結果が生じるため、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととする。ただし、特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けることとする（附則第3条）。

- また、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置を設ける（附則第4条）。

(5) 内閣法の一部改正に関する規定【附則第7条】

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

- 本法の施行に伴う事務として、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務や、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられるところ、これらの事務は、内閣法第12条第2号から第5号までに規定する内閣官房の事務に該当すると解され、また、内閣情報官が情報の保護に係る高度に専門的な知見を有していることから、内閣情報官が掌理する事務との親和性が高いと考えられる。このため、同法を改正して、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官に掌理させることとする。

## 【別紙】別表の概要

	別表に掲げる事項	内容
第1号 (防衛に関する事項)	イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究	<p>○ 自衛隊法別表第4第1号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるところ、防衛出動時における自衛隊の活動が対象となるのは当然であるが、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と極めて密接な関連を有するものについては対象となり得る。</p> <p>この点、自衛隊法別表第4第1号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより、防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図っている。</p>
	ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	<p>○ 自衛隊法別表第4第2号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。</p>
	ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	<p>○ 自衛隊法別表第4第3号と規定ぶりは同じ。</p> <p>○ 「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</p>
	ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	<p>○ 自衛隊法別表第4第4号に掲げる事項と同じ。</p>
	ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量	<p>○ 自衛隊法別表第4第5号に掲げる事項と同じ。</p> <p>○ 自衛隊法においては、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、同法別表第4における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」</p>

		の「その他の」を「その他」と規定することとする。
第 1 号 （ 防 衛 に 関 す る 事 項 ）	へ 防衛の用に供する 通信網の構成又は通 信の方法	○ 自衛隊法別表第4第6号に掲げる事項と同じ。
	ト 防衛の用に供する 暗号その他口に掲げ る情報の伝達のために 供する暗号	○ 「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊法別表第4第7号に掲げる事項と同じ。 ○ 「口に掲げる情報の伝達のために供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した情報」に防衛省以外の行政機関が収集した情報であって防衛に資するものが含まれるところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他口に掲げる情報の伝達のために供する暗号」を追加的に規定することとする。
	チ 武器、弾薬、船舶、 航空機その他防衛の 用に供する物又はこ れらの物の研究開発 段階のもの仕様、 性能又は使用方法	○ 自衛隊法別表第4第8号に掲げる事項と同じ（第1号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	リ 武器、弾薬、船舶、 航空機その他防衛の 用に供する物又はこ れらの物の研究開発 段階のもの製作、 検査、修理又は試験 の方法	○ 自衛隊法別表第4第9号に掲げる事項と同じ（第1号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	ヌ 防衛の用に供する 施設の設計、性能又 は内部の用途（へに 掲げるものを除く。）	○ 自衛隊法別表第4第10号に掲げる事項と同じ。
第 2 号	イ 我が国の安全保障 等に係る重要施策の 方針	○ 我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。 ○ 具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

第2号（外交に関する事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性があること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
	<p>ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
	<p>ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。</li> <li>○ 具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
<p>ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。</li> <li>○ 「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第</li> </ul>	

第2号 (外交に関する事項)	ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<p>2号ハと同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交の手の内等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
第3号 (公共の安全と秩序の維持に関する事項)	イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」とは、テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。</li> <li>○ 「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」とは、テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>
	ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。</li> <li>○ 具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、</li> </ul>



第3号 (公共の安全と秩序の維持に関する事項)	ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	<p>じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。</li> <li>○ 「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第3号ロと同じ。</li> </ul>
	ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ 「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。</li> <li>○ これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。</li> </ul>

附則第七条及び第八条による内閣法の改正について

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）

第十八条（略）

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）

【本法の施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律の施行日前である場合】

〔本法施行 附則第七条のみ〕

第十八条（略）

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）

【本法の施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律の施行日後である場合】

〔国家公務員法等の一部を改正する法律施行〕

第十九条（略）

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）

〔国家公務員法等の一部を改正する法律施行〕

〔本法施行 附則第七条及び第八条〕

第十九条（略）

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:50

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (24 KB); 逐条解説案.jtd (356 KB); 法案概要等.jtd (245 KB); 用例集案.jtd (533 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

- ～
- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
  - 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
  - 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
  - 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
  - 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
  - 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
  - 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
  - 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
  - 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
  - 第39回 : 7月23日に資料持込み
  - 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
  - 第41回 : 8月9日に資料持込み
  - 第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査
  - 第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:50

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (640 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み
- 第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査
- 第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 )

E-Mail

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:50

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (640 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[redacted]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [redacted])

E-Mail [redacted]  
.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:49

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (641 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

- ～
- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
  - 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
  - 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
  - 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
  - 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
  - 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
  - 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
  - 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
  - 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
  - 第39回 : 7月23日に資料持込み
  - 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
  - 第41回 : 8月9日に資料持込み
  - 第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査
  - 第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線

E-Mail

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:49

宛先: [REDACTED] 櫻井 壮太郎(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (638 KB)

内閣官房副長官室(内政) 淡路様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

- 第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査
- 第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査
- 第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査
- 第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査
- 第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
- 第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査
- 第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査
- 第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査
- 第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査
- 第39回 : 7月23日に資料持込み
- 第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査
- 第41回 : 8月9日に資料持込み
- 第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査
- 第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail [REDACTED]  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:49

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (640 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail

.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:48

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (640 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、XXXXXXXXXX様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

XXXXXXXXXX  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 XXXXXX)

E-Mail: XXXXXXXXXX  
.....



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:48

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (617 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線 [REDACTED])

E-Mail [REDACTED]  
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:47

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (636 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第44回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年8月31日 17:47

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (641 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第44回)を9月3日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりは、

(第1回 : 平成23年5月28日に資料持込み、9月20日に審査)

～

第30回 : 平成24年5月28日に資料持込み、同日に審査

第31回 : 6月4日に資料持込み、同日に審査

第32回 : 6月11日に資料持込み、同日に審査

第33回 : 6月18日に資料持込み、同日に審査

第34回 : 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

第35回 : 7月2日に資料持込み、同日に審査

第36回 : 7月9日に資料持込み、同日に審査

第37回 : 7月17日に資料持込み、同日に審査

第38回 : 7月19日に資料持込み、同日に審査

第39回 : 7月23日に資料持込み

第40回 : 8月1日に資料持込み、8月2日に審査

第41回 : 8月9日に資料持込み

第42回 : 8月22日に資料持込み、8月23日に審査

第43回 : 8月27日に資料持込み、8月29日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail: .....  
.....